

市民の法的ニーズ調査報告書

2008年6月

日本弁護士連合会 弁護士業務総合推進センター

目 次

はじめに 市民の法的ニーズ調査について	1
第1章 調査概要	2
1 調査の目的	2
2 調査の方法	2
(1) 予備調査と本調査	2
(2) 予備調査	2
(3) 調査方法の確定	2
(4) 本調査の実施	3
ア 法律相談センター来訪者調査	3
イ 法律事務所調査来訪者調査	3
(5) 集計等	4
第2章 調査結果	5
問題内容	6
1 問題の分類	6
2 誰の問題か	13
3 問題の種類（営業上の問題と個人の問題）	14
4 問題の規模（金銭換算）	15
5 問題の相手方	17
6 問題が生じた時期	19
相談までの経緯	20
7 法律相談前の相談行動	20
8 相談の相手	21
9 相談以外の行動	23
10 相談前の費用	25
11 法律相談を知った経緯	27
12 法律相談に来る前のためらい	29
13 ためらいを感じた理由	30
今回の相談までの状況	32
14 相談をした場所	32
15 相談相手の弁護士の年齢	34
16 法律相談に来ることにした理由	35

17	今後の問題への対応.....	37
18	自分で対応する場合、何をするか.....	39
19	自分で対応する理由.....	41
20	問題解決までに要する時間の予想.....	42
21	問題解決までに要する費用の予想.....	43
	 フェイスシート.....	 45
1	法律について勉強した経験.....	45
2	法律関係の仕事経験.....	46
3	家族親せき・友人知人に専門家がいるか.....	47
4	過去の弁護士利用経験.....	48
5	過去の裁判所利用経験.....	50
6	最終学歴.....	51
7	職業.....	52
8	性別.....	53
9	年齢.....	53
10	家族の人数.....	54
11	世帯税込収入.....	55
	 第3章 調査結果の分析.....	 56
1	問題類型、係争額に関する分析.....	56
(1)	問題類型別にみた弁護士への依頼.....	56
(2)	係争額別にみた弁護士への依頼.....	63
(3)	問題類型と係争額を組み合わせた場合の分析.....	67
2	世帯年収、想定費用、過去の弁護士・裁判所利用経験に関する分析.....	69
(1)	世帯年収.....	69
(2)	想定費用.....	71
(3)	過去の弁護士・裁判所利用経験.....	75
3	弁護士に相談することに対するためらいの分析.....	75
(1)	ためらいを感じる層.....	75
(2)	ためらいを感じる理由.....	82
	ア 弁護士費用に対する不安.....	82
	イ 弁護士に対するイメージ.....	82

4 依頼しないことの障壁の分析	83
(1) 弁護士に依頼しない層.....	83
(2) 法律相談に来ることにした理由	90
(3) 弁護士に依頼することの経済的合理性との関係	93
(4) 弁護士費用に対する不安との関係.....	94
(5) 弁護士費用のとらえ方と収入との関係.....	96
(6) 自力での解決可能性との関係.....	98
(7) 事件の見通しとの関係.....	98
(8) 「自分でやってみる」の具体的内容.....	102
第4章 弁護士による法的サービス提供の実情	103
1 基本的な考え方.....	103
(1) 紛争行動調査について.....	103
(2) 本調査と他の調査を重ね合わせる手法について	104
2 弁護士による法的サービスを必要としていると考えられる市民の総数	105
3 弁護士会の法律相談窓口への相談と弁護士への相談.....	107
(1) 需用者の弁護士へのアクセス.....	107
(2) 弁護士会の関与する法律相談への相談.....	107
(3) 弁護士への相談	109
(4) 弁護士への相談全体	109
(5) 法律相談提供の評価	111
4 弁護士への依頼.....	112
(1) 弁護士への依頼	112
(2) 受任率の差	112
(3) 委任という形での法的サービス提供への評価.....	112
第5章 利用しやすい法的サービスについて.....	113
1 法的サービスを受ける際の経済的支援の確立	113
(1) 弁護士保険（権利保護保険）の拡充.....	113
(2) 法的扶助の範囲拡大	114
2 所得控除制度の導入.....	115
3 ホームロイヤー制度の普及.....	115
4 少額訴訟への対応	116

5	費用設定の明確化	116
6	まとめ	116

はじめに 市民の法的ニーズ調査について

本報告書は、平成19年に実施した法律相談センター及び法律事務所の相談者に対する法的ニーズ調査結果を報告するとともに、これまでに実施された種々の調査データと重ね合わせて、現状における市民の法的ニーズの総量と、弁護士が市民の法的ニーズにどの程度のサービスを提供し得ているかの充足度について若干の考察を加えたものである。

司法制度改革審議会の意見書においては、「わが国の今後の社会・経済の発展に伴い、法曹に対する需要は、量的に増大するとともに、質的にも一層多様化・高度化していくことが予想される」とされ、法曹人口の議論においては、量的に増大し、質的にも多様化・高度化していく法的ニーズに対応することのできる容量の法曹人口が必要であるとされてきた。

それでは、この法的ニーズのうち市民の法的ニーズはどのくらいあるのであろうか。

そもそも、法的な問題を抱える市民とはどのくらいいるのであろうか。

このような観点からの調査は、平成15年から始まった特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」¹があるが、同調査においても、どの程度法曹に対する需要があるかについての実証的なデータは示されておらず、そのほかに大規模な調査・研究は限りにおいてなされていない²。

調査が乏しい理由は、一般市民を対象とする大規模な調査を実施することが、費用や手法などさまざまな点で難しいことに加え、調査対象とされている市民自身が、自らの抱えている問題が法的なものなのかどうか見極めるのが困難なことも多い状態の中では、抽象的に法的ニーズの有無を調査することが難しいためであるといえよう。

そこで、本調査は、一般市民を対象とした大規模調査ではなく、法的ニーズを前提として弁護士にアクセスしてきた法律相談者に対象を絞り込んで³、調査を実施し、そのほかの調査の結果とあわせて考察することにより、法的ニーズの総量とこれに対してどの程度の法的サービスが提供されているかを推測し、さらに、今後、市民に対してより充実した法的サービスを提供するためにはどのようにしたらよいかについて、若干の提言をするものである。

¹現代日本社会において国民の生活に関わるいかなる法律問題がどのくらい発生しているのか、また、その法律問題を処理するために、国民はいかなる問題解決行動を取っているのかを、問題経験を出発点として、相手方への請求、さまざまな相談行動、さらには裁判所への提訴に至るまでの問題処理過程を、全国調査による明らかにしようとする研究プロジェクト。平成15年から始まり、「紛争行動調査」「法使用行動調査」「訴訟行動調査」からなる。紛争行動調査の結果は、村山真維・松村良之編「紛争行動調査基本集計書」(2006年有斐閣学術センター刊)にまとめられている。

²日本弁護士連合会が行った調査として「市民と法律問題」(昭和61年。日本弁護士連合会弁護士業務対策委員会)

³具体的には、一定期間の各弁護士会が主催する法律相談センターでの相談者と、法律事務所へ法律相談に訪れた新規の相談者を対象とした。

第1章 調査概要

1 調査の目的

わが国における現在の法的ニーズを把握し、弁護士による法的サービスの需給状況を検討し、今後の弁護士ニーズの発掘、さらには適正な法曹人口の検証を目的とする。

2 調査の方法

(1) 予備調査と本調査

市民の法的ニーズ調査の実施にあたっては、法的ニーズがあることを前提として弁護士にアクセスした市民を対象とすることから、法律相談センター来訪者調査、法律事務所来訪者調査の二つの調査を実施した。

これらの二つの本調査に先立ち、法律相談調査研究会のメンバーが、2007年3月、8つの弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、大阪弁護士会、札幌弁護士会、山形弁護士会、島根弁護士会、旭川弁護士会）の法律相談運営担当者に対して、法律相談の実施状況等について聴き取り調査を行った。

そのうえで、法律相談調査研究会で会合を重ね、アンケートの予備調査票を作成し、東京三弁護士会及び大阪弁護士会の法律相談者に対して、予備調査を実施した。

(2) 予備調査

調査対象

東京三弁護士会霞ヶ関法律相談センターと大阪弁護士会法律相談センターへの来訪者

サンプルサイズ

東京	101
大阪	50
合計	151

調査方法

法律相談終了後、来訪者による自己記入

調査実施時期

2007年5月21日から26日まで

(3) 調査方法の確定

予備調査の結果を踏まえ、再度法律相談調査研究会で検討を重ね、本調査の調査票を確定した。

なお、本調査においては、法務研究財団による「法曹の質」に関する調査も同一の機会に実施することとなったため、調査票に関しては、法務研究財団「法曹の質」研究会のメンバーとも協議した。

(4) 本調査の実施

ア 法律相談センター来訪者調査

調査対象

弁護士会法律相談センターと日本弁護士連合会交通事故相談センターへの来訪者

サンプルサイズ

弁護士会法律相談センター	1,386
交通事故相談センター	114
合計	1,500

調査方法

法律相談終了後、来訪者による自己記入

調査実施時期

2007年6月下旬から同年8月下旬まで

回収状況（回収率）

弁護士会法律相談センター	1,287	(92.9%)
交通事故相談センター	92	(80.7%)
全体	1,379	(91.9%)

イ 法律事務所来訪者調査

調査対象

法律事務所に初めて法律相談のために来訪した人々

サンプルサイズ

全国の法律事務所所属弁護士 約2万人

調査方法

法律相談後、調査票を来訪者に手渡し、自己記入後に本人が返信用封筒に入れ投函

調査実施時期

2007年6月下旬から同年9月末まで

回収状況

282人

(5) 集計等

調査協力

法律相談調査研究会・「法曹の質」研究会

データ入力

輿論科学協会

データ集計

法律相談調査研究会（村山眞維・守屋明・前田智彦・仁木恒夫・小野理恵）

第2章 調査結果

調査は、法律相談センター来訪者調査（以下「法律相談センター調査」という）、法律事務所来訪者調査（以下「法律事務所調査」という）ともに、同一内容で実施した。

質問は、大きく分けて 問題内容 相談までの経緯 今回の相談の状況 フェースシートの4分野である⁴。

問題内容では、相談の対象となっているのがどのような問題か、金額換算するとどのくらいの規模の問題か、問題の相手方、問題発生の日などを聞いた。

相談までの経緯では、弁護士への法律相談に至る経緯で、誰かに相談したか、相談以外に何らかのアクションをしたか、相談の認知経路などを聞いている。

今回の相談の状況においては、相談の結果、相談者にどのような変化が生じたかを聞いている。

フェースシートは調査に協力いただいた方の類型を聞いたものである。

本章では、各設問について調査の結果を紹介し、調査結果に対してコメントしている。

なお、法律相談センター調査では、総計1379通の回答が得られているのに対し、法律事務所調査では282通と回収率が低いため、調査結果のコメントにおいては、有意と考え得る数字が得られたもののみを対象としている。

⁴ 実際の調査では、このほかに相談への評価について、日弁連の研究委託による法務研究財団「法曹の質研究会」の調査が含まれていた。

問題内容

相談の対象となっている問題（紛争）の内容、紛争を金額に換算するとどのくらいか、問題の相手方、問題が発生した時期などを尋ねた。

1 問題の分類

【コメント】

法律相談センター調査、法律事務所調査のいずれにおいても、問題類型（大分類）のうち「家庭問題」と「債権債務」の2類型が、それぞれ2割～3割と高い割合を占めており、相談内容の中のいわば2大柱となっている（法律相談センター来訪者調査：「家庭問題」26.1%、「債権債務」24.7%、法律事務所調査：「家庭問題」29.4%、「債権債務」29.4%）。

法律相談センター調査では、「家庭問題」と「債権債務」に続いて、「事故関係」が14.5%、「不動産」が6.7%の順になっている。法律事務所調査では、この2タイプの順番が逆であり、「不動産」が10.3%、「事故関係」が8.2%の順になっている。

問題類型（小分類）別全体でみると、法律相談センター調査では、上位から順に、「サラ金・クレジット」（17.9%）、「交通事故」（12.9%）、「離婚」（12.8%）となっており、法律事務所調査では、「サラ金・クレジット」（20.9%）、「離婚」（11.7%）、「相続」（9.9%）となっている。法律相談センターでは法律事務所と比べて「交通事故」の割合が高く、法律事務所は法律相談センターと比べて「相続」の割合が若干高い。

法律相談センター調査、法律事務所調査のいずれにおいても、債権債務類型（大分類）のうち「サラ金・クレジット」が7割以上という高い割合を占めている（法律相談センター調査：72.4%、法律事務所調査：71.1%）。

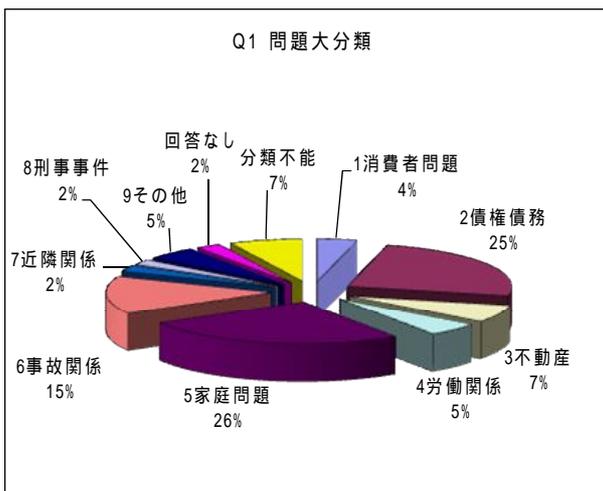
法律相談センター調査では、家庭問題類型（大分類）のうち「離婚」がその約半分の割合を占め（48.9%）続いて「相続」が28.1%となっているのに対し、法律事務所調査では、「離婚」と「相続」の占める割合がそれぞれ39.8%、33.7%とほぼ同程度となっており、法律相談センター調査と比べて「相続」の占める割合が高い。

【調査結果】

Q1. その問題は次のどれに該当するでしょうか。右側の欄のなかのもっとも当てはまる番号ひとつにをつけてください。該当するものがないときには、もっとも近い問題のある欄の（ ）のなかにその問題を簡単にご記入ください。

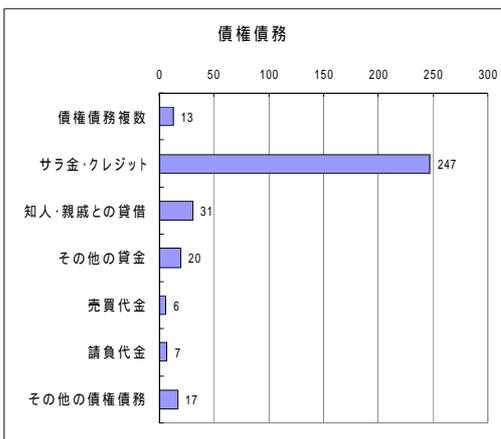
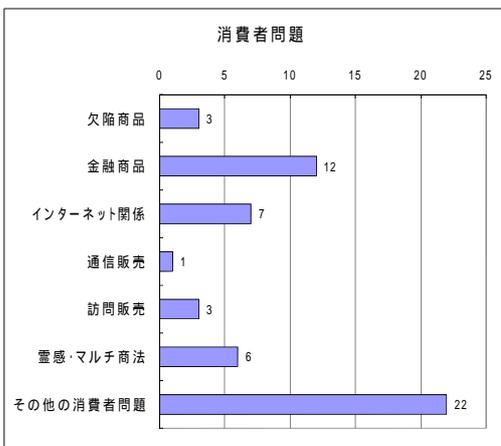
【法律相談センター調査】

(1) 大分類

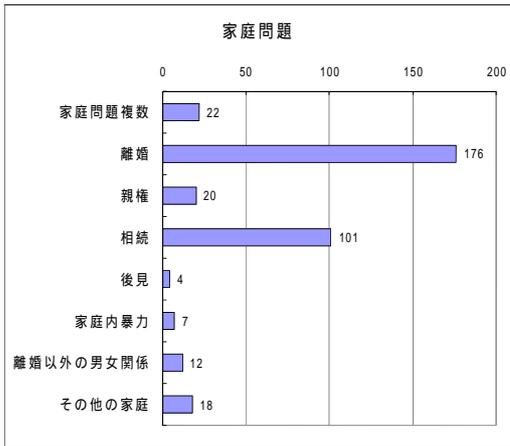
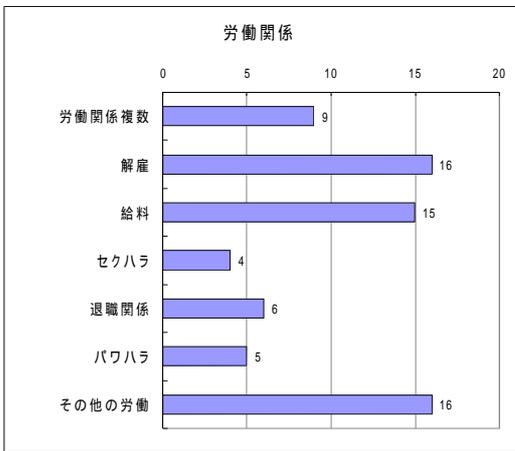
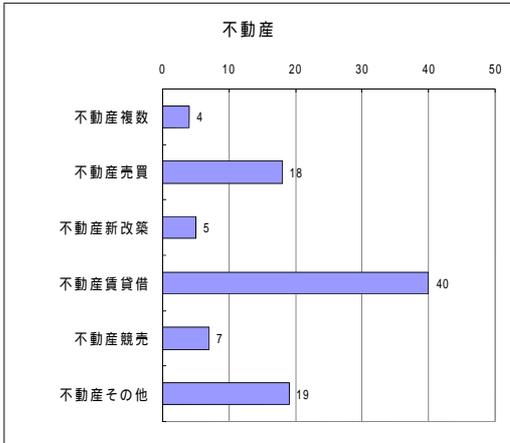


Q1 問題類型	回答数	%	有効%
1 消費者問題	54	3.9%	4.3%
2 債権債務	341	24.7%	27.3%
3 不動産	93	6.7%	7.5%
4 労働関係	71	5.1%	5.7%
5 家庭問題	360	26.1%	28.9%
6 事故関係	200	14.5%	16.0%
7 近隣関係	32	2.3%	2.6%
8 刑事事件	28	2.0%	2.2%
9 その他	68	4.9%	5.5%
合計	1247	90.4%	100%
回答なし	33	2.4%	-
分類不能	99	7.2%	-
総計	1379	100%	-

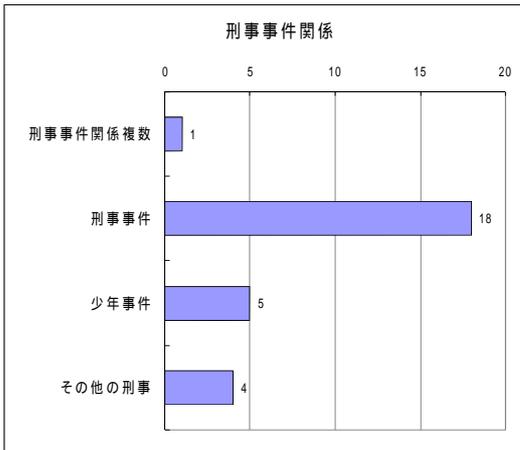
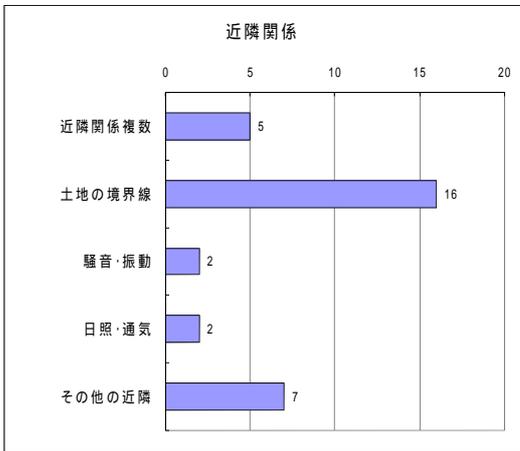
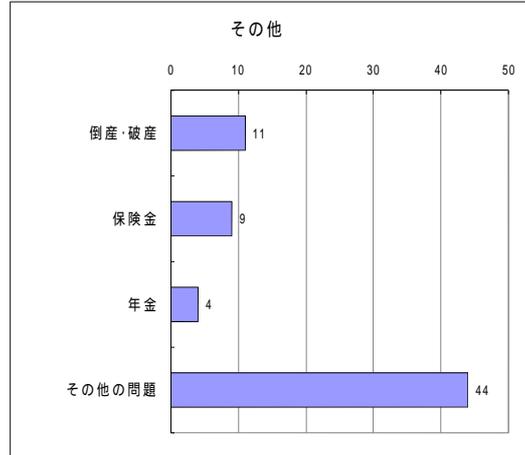
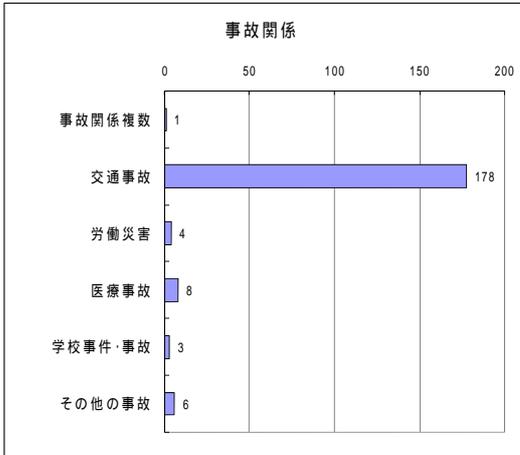
(2) 小分類



Q1 問題小分類	回答数	%	大類型内%
欠陥商品	3	0.20%	5.6%
金融商品	12	0.90%	22.2%
インターネット関係	7	0.50%	13.0%
通信販売	1	0.10%	1.9%
訪問販売	3	0.20%	5.6%
霊感・マルチ商法	6	0.40%	11.1%
その他の消費者問題	22	1.60%	40.7%
債権債務複数	13	0.9%	3.8%
サラ金・クレジット	247	17.9%	72.4%
知人・親戚との貸借	31	2.2%	9.1%
その他の貸金	20	1.5%	5.9%
売買代金	6	0.4%	1.8%
請負代金	7	0.5%	2.1%
その他の債権債務	17	1.2%	5.0%



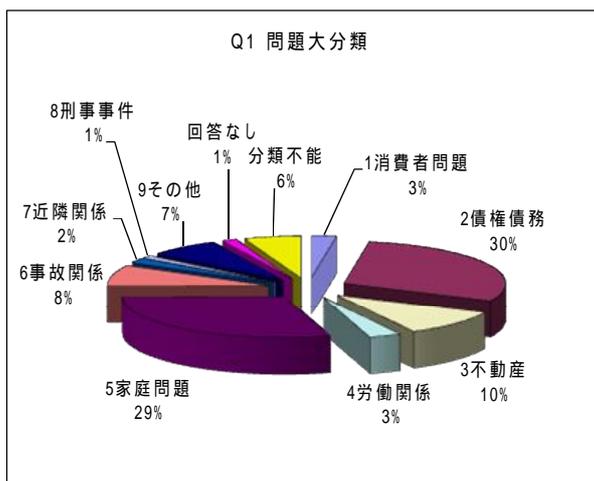
Q1 問題小分類	回答数	%	大類型内%
不動産複数	4	0.3%	4.3%
不動産売買	18	1.3%	19.4%
不動産新改築	5	0.4%	5.4%
不動産賃貸借	40	2.9%	43.0%
不動産競売	7	0.5%	7.5%
不動産その他	19	1.4%	20.4%
労働関係複数	9	0.7%	12.7%
解雇	16	1.2%	22.5%
給料	15	1.1%	21.1%
セクハラ	4	0.3%	5.6%
退職関係	6	0.4%	8.5%
パワハラ	5	0.4%	7.0%
その他の労働	16	1.2%	22.5%
家庭問題複数	22	1.6%	6.1%
離婚	176	12.8%	48.9%
親権	20	1.5%	5.6%
相続	101	7.3%	28.1%
後見	4	0.3%	1.1%
家庭内暴力	7	0.5%	1.9%
離婚以外の男女関係	12	0.9%	3.3%
その他の家庭	18	1.3%	5.0%



Q1 問題小分類	回答数	%	大類型内%
事故関係複数	1	0.1%	0.5%
交通事故	178	12.9%	89.0%
労働災害	4	0.3%	2.0%
医療事故	8	0.6%	4.0%
学校事件・事故	3	0.2%	1.5%
その他の事故	6	0.4%	3.0%
近隣関係複数	5	0.4%	15.6%
土地の境界線	16	1.2%	50.0%
騒音・振動	2	0.1%	6.3%
日照・通気	2	0.1%	6.3%
その他の近隣	7	0.5%	21.9%
刑事事件関係複数	1	0.1%	3.6%
刑事事件	18	1.3%	64.3%
少年事件	5	0.4%	17.9%
その他の刑事	4	0.3%	14.3%
倒産・破産	11	0.8%	16.2%
保険金	9	0.7%	13.2%
年金	4	0.3%	5.9%
その他の問題	44	3.2%	64.7%
合計	1247	90.4%	-
無回答	33	2.4%	-
分類不能	99	7.2%	-
総計	1379	100%	-

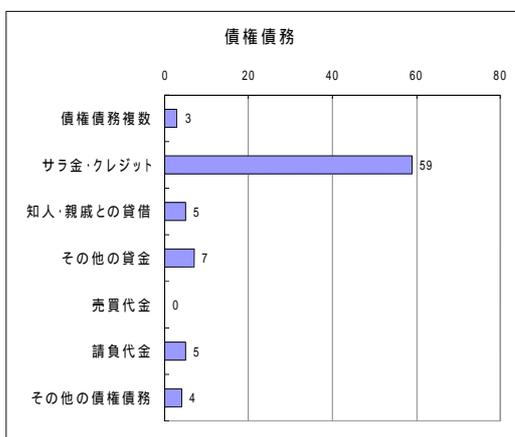
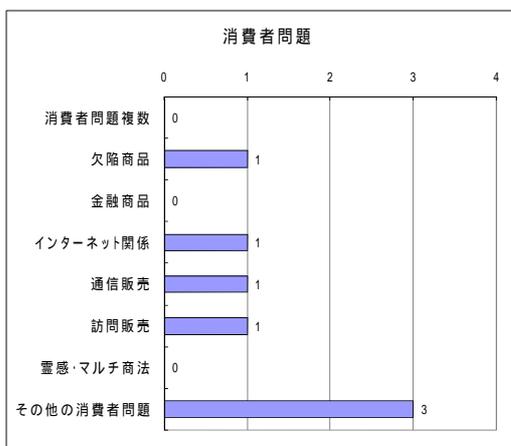
【法律事務所調査】

(1) 大分類

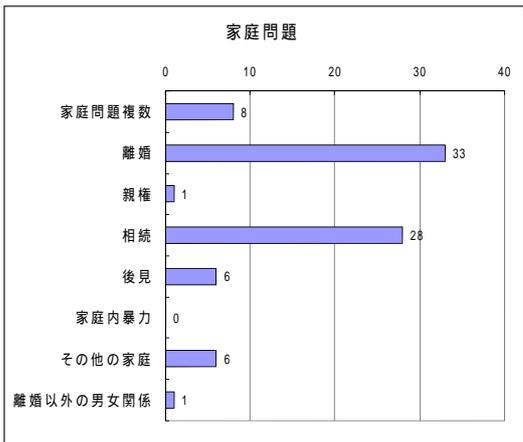
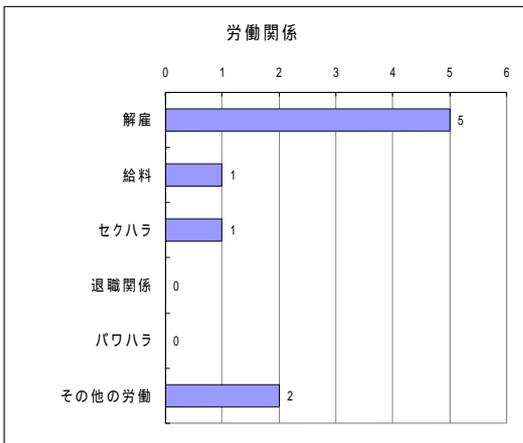
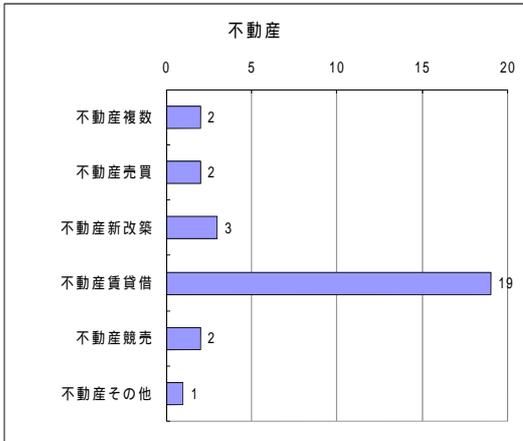


Q1 問題類型	回答数	%	有効%
1 消費者問題	7	2.5%	2.7%
2 債権債務	83	29.4%	31.7%
3 不動産	29	10.3%	11.1%
4 労働関係	9	3.2%	3.4%
5 家庭問題	83	29.4%	31.7%
6 事故関係	23	8.2%	8.8%
7 近隣関係	5	1.8%	1.9%
8 刑事事件	3	1.1%	1.1%
9 その他	20	7.1%	7.6%
合計	262	92.9%	
回答なし	4	1.4%	
分類不能	16	5.7%	
総計	282	-	

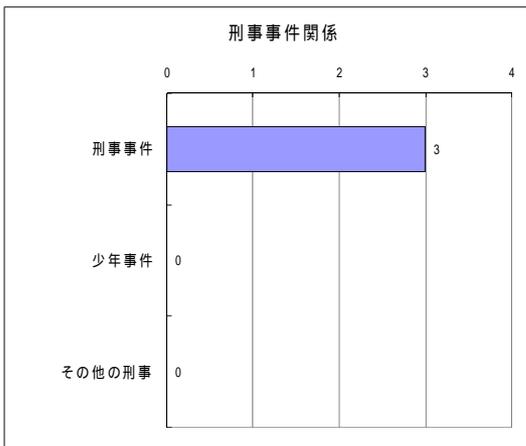
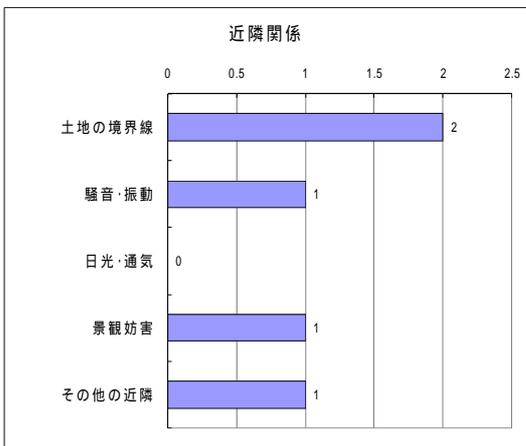
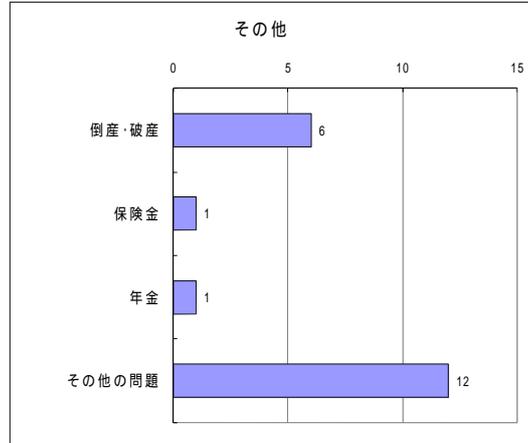
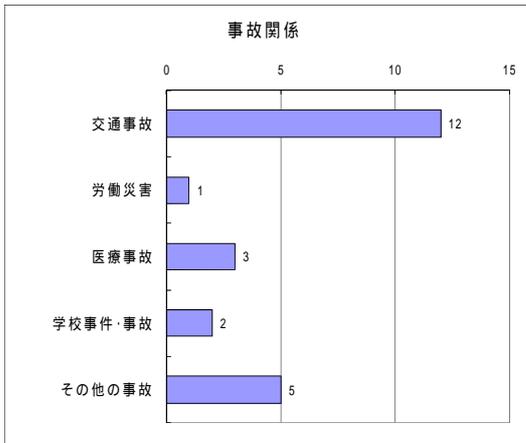
(2) 小分類



Q1 問題小分類	回答数	%	大類型内%
消費者問題複数	0	0.0%	0.0%
欠陥商品	1	0.4%	14.3%
金融商品	0	0.0%	0.0%
インターネット関係	1	0.4%	14.3%
通信販売	1	0.4%	14.3%
訪問販売	1	0.4%	14.3%
靈感・マルチ商法	0	0.0%	0.0%
その他の消費者問題	3	1.1%	42.9%
債権債務複数	3	1.1%	3.6%
サラ金・クレジット	59	20.9%	71.1%
知人・親戚との貸借	5	1.8%	6.0%
その他の貸金	7	2.5%	8.4%
売買代金	0	0.0%	0.0%
請負代金	5	1.8%	6.0%
その他の債権債務	4	1.4%	4.8%



Q1 問題小分類	回答数	%	大類型内%
不動産複数	2	0.7%	6.9%
不動産売買	2	0.7%	6.9%
不動産新改築	3	1.1%	10.3%
不動産賃貸借	19	6.7%	65.5%
不動産競売	2	0.7%	6.9%
不動産その他	1	0.4%	3.4%
解雇	5	1.8%	55.6%
給料	1	0.4%	11.1%
セクハラ	1	0.4%	11.1%
退職関係	0	0.0%	0.0%
パワハラ	0	0.0%	0.0%
その他の労働	2	0.7%	22.2%
家庭問題複数	8	2.8%	9.6%
離婚	33	11.7%	39.8%
親権	1	0.4%	1.2%
相続	28	9.9%	33.7%
後見	6	2.1%	7.2%
家庭内暴力	0	0.0%	0.0%
その他の家庭	6	2.1%	7.2%
離婚以外の男女関係	1	0.4%	1.2%



Q1 問題小分類	回答数	%	大類型内%
交通事故	12	4.3%	52.2%
労働災害	1	0.4%	4.3%
医療事故	3	1.1%	13.0%
学校事件・事故	2	0.7%	8.7%
その他の事故	5	1.8%	21.7%
土地の境界線	2	0.7%	40.0%
騒音・振動	1	0.4%	20.0%
日光・通気	0	0.0%	0.0%
景観妨害	1	0.4%	20.0%
その他の近隣	1	0.4%	20.0%
刑事事件	3	1.1%	100.0%
少年事件	0	0.0%	0.0%
その他の刑事	0	0.0%	0.0%
倒産・破産	6	2.1%	30.0%
保険金	1	0.4%	5.0%
年金	1	0.4%	5.0%
その他の問題	12	4.3%	60.0%
合計	262	92.9%	-
無回答	4	1.4%	-
分類不能	16	5.7%	-
総計	282	100%	-

2 誰の問題か

【コメント】

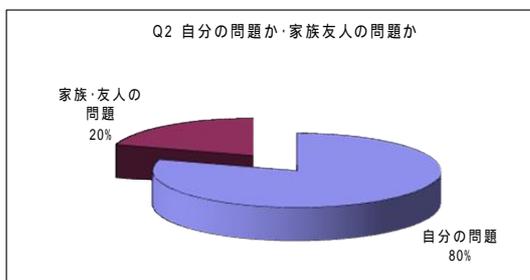
誰の問題で、相談に訪れたかを聞いた。

全体の8割近くが自分自身の問題で法律相談センターを訪れている（79.8%）。法律事務所調査においても同様である（76.1%）。

【調査結果】

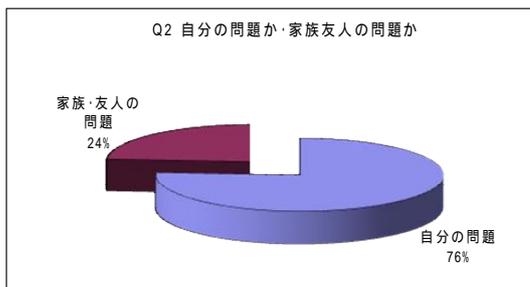
Q2 . その問題は、あなたご自身の問題ですか、それとも家族・友人の問題ですか。どちらか当てはまるものに をつけてください。

【法律相談センター調査】



Q2 誰の問題か	回答数	%
自分の問題	1060	79.8%
家族・友人の問題	268	20.2%
合計	1328	100%

【法律事務所調査】



Q2 誰の問題か	回答数	%
自分の問題	204	76.1%
家族・友人の問題	64	23.9%
合計	268	100%

3 問題の種類（営業上の問題と個人の問題）

【コメント】

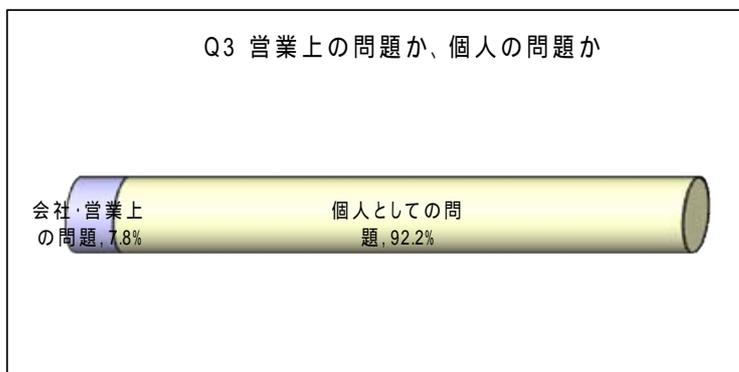
問題がどのような種類なのか、営業上の問題なのか、個人の問題なのかを聞いた。

全体の9割が個人の問題で法律相談センターを訪れている（92.2%）。法律事務所調査においては若干低いがほぼ同様の割合である（87.5%）。

【調査結果】

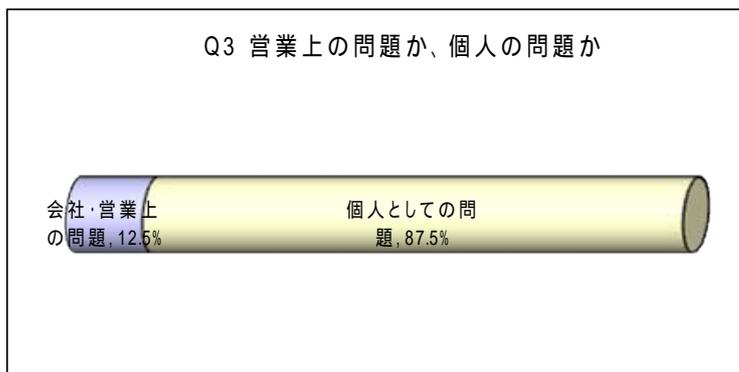
Q3. その問題は、あなた・家族・友人の会社・営業上の問題ですか、それとも個人としての問題ですか。どちらか当てはまるものに をつけてください（雇用されている人の労働関係上の問題の場合は、2に をつけてください）。

【法律相談センター調査】



1. 会社・営業上の問題……………102(7.8%)
2. 個人としての問題……………1213(92.2%)

【法律事務所調査】



1. 会社・営業上の問題…………… 34(12.5%)
2. 個人としての問題…………… 237(87.5%)

4 問題の規模（金額換算）

【コメント】

問題の規模を、金額換算できるかどうかと、わかる場合の金額を聞いた。弁護士費用は、多くの場合、経済的規模によって発生するため、問題の規模を金額換算で把握できるかどうかは、費用予測の一つの要素となる。

法律相談センター調査で、金額がわかる人の割合は53.9%である。法律事務所調査においては若干高いがほぼ同様の割合である（60.2%）

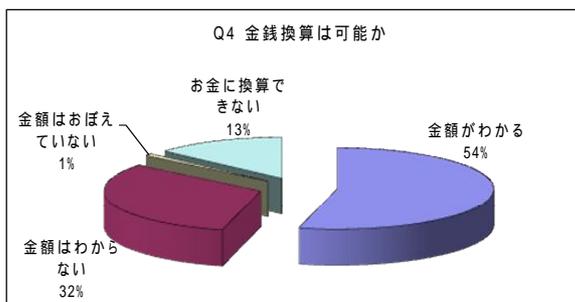
次に、係争金額別にみると、法律相談センター調査においては、最も低額である「200万円以下」の割合が40.5%と一番高く、高額になるに従ってその割合は低下していく。これに対して、法律事務所調査においては、低額・高額にかかわらずその割合にほぼ差異がないという結果になっている。

なお、係争額1000万円を超えるケースを問題類型（小分類）別でみると、法律相談センター調査においても（90件中16件）、法律事務所調査においても（36件中9件）、相続が最も多くなっている（付録参照）。

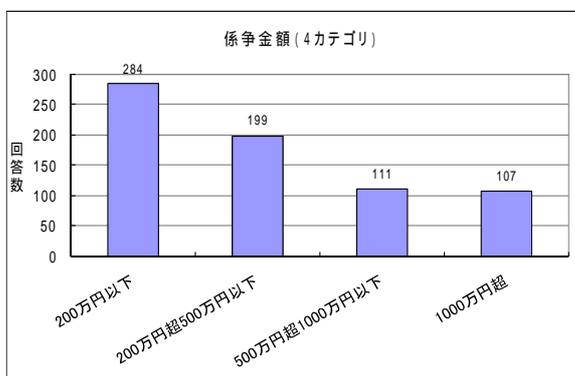
【調査結果】

Q4. その問題は、お金に換算するといくらになりますか。当てはまるものにつけ、
（ ）のなかに金額をご記入ください。

【法律相談センター調査】

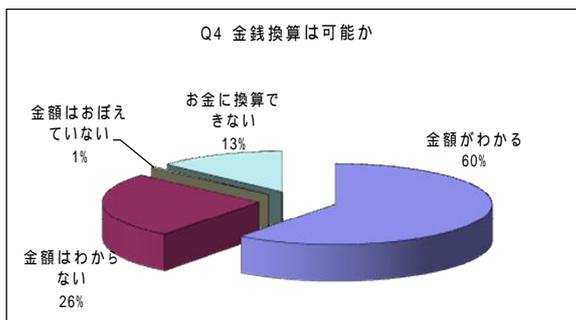


Q4 金銭換算は可能か	回答数	%
金額がわかる	703	53.9%
金額はわからない	416	31.9%
金額はおぼえていない	10	0.8%
お金に換算できない	175	13.4%
合計	1304	100%

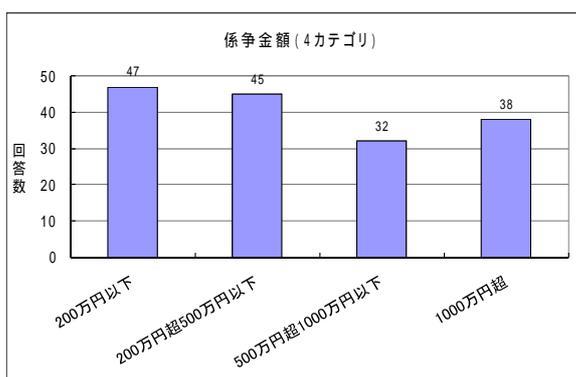


係争金額	回答数	%
200万円以下	284	40.5%
200万円超500万円以下	199	28.4%
500万円超1000万円以下	111	15.8%
1000万円超	107	15.3%
合計	701	100%

【法律事務所調査】



Q4 金銭換算は可能か	回答数	%
金額がわかる	165	60.2%
金額はわからない	72	26.3%
金額はおぼえていない	1	0.4%
お金に換算できない	36	13.1%
合計	274	100%



係争金額	回答数	%
200万円以下	47	29.0%
200万円超 500万円以下	45	27.8%
500万円超 1000万円以下	32	19.8%
1000万円超	38	23.5%
合計	162	100%

5 問題の相手方

【コメント】

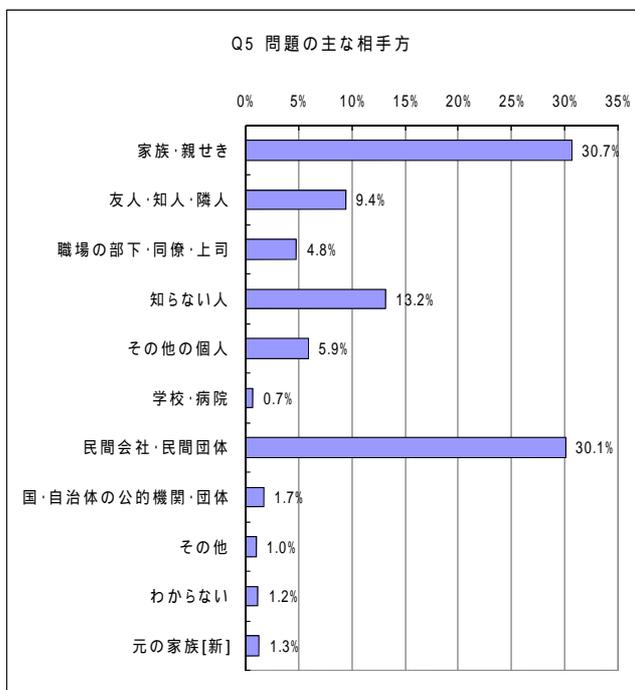
問題の相手方が誰かを聞いた。

法律相談センター調査によれば、「家族・親せき」(30.7%)と、「民間会社・民間団体」(30.1%)がほぼ同じ割合で高く、この2つで全体の6割以上を占める。法律事務所調査でもほぼ同様の傾向である(「家族・親せき」35.4%、「民間会社・民間団体」33.2%)。

【調査結果】

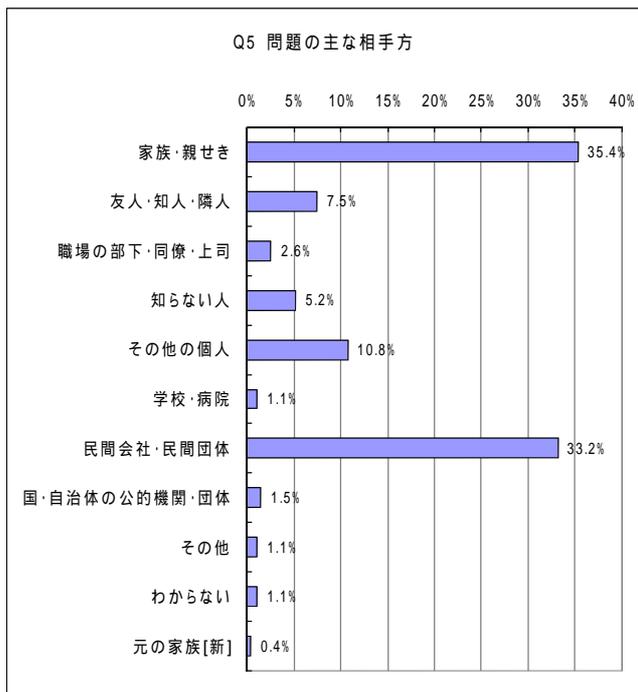
Q5. その問題の相手は、以下のどれにあたりますか。当てはまるものひとつだけにおつけください。相手方が複数いる場合には、そのなかで主な相手方を一人だけえらんでください。

【法律相談センター調査】



Q5 問題の主な相手方	回答数	%
家族・親せき	389	30.7%
友人・知人・隣人	119	9.4%
職場の部下・同僚・上司	61	4.8%
知らない人	167	13.2%
その他の個人	75	5.9%
学校・病院	9	0.7%
民間会社・民間団体	381	30.1%
国・自治体の公的機関・団体	22	1.7%
その他	13	1.0%
わからない	15	1.2%
元の家族[新]	16	1.3%
合計	1267	100%

【法律事務所調査】



Q5 問題の主な相手方	回答数	%
家族・親せき	95	35.4%
友人・知人・隣人	20	7.5%
職場の部下・同僚・上司	7	2.6%
知らない人	14	5.2%
その他の個人	29	10.8%
学校・病院	3	1.1%
民間会社・民間団体	89	33.2%
国・自治体の公的機関・団体	4	1.5%
その他	3	1.1%
わからない	3	1.1%
元の家族[新]	1	0.4%
合計	268	100%

6 問題が生じた時期

【コメント】

問題が生じた時期を聞いた。

法律相談センター調査では、調査実施年である「2007年」が半数を超えている（52.4%）。

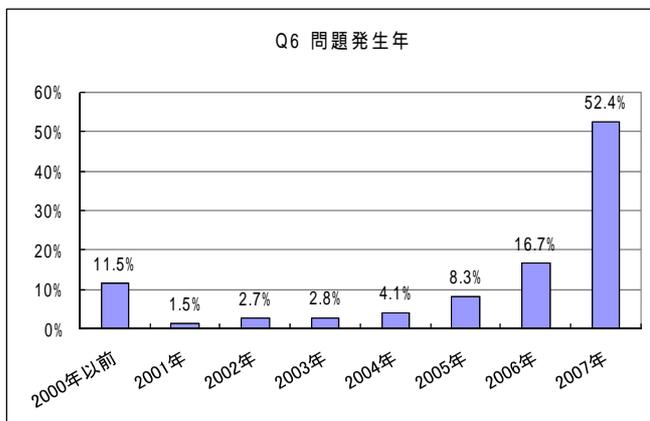
また、「2007年」と「2006年」をあわせると全体の7割近く（計69.1%）を占める。法律事務所調査においてもほぼ同様の傾向である（計64.6%）。

【調査結果】

Q6．今回の問題が生じたのはいつ頃ですか。

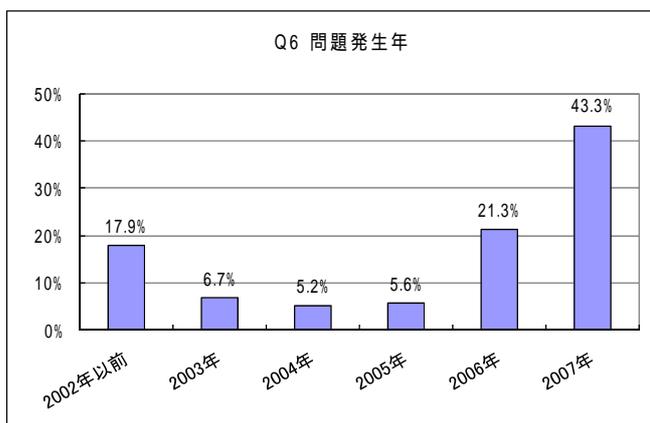
（ ）年（ ）月頃生じた

【法律相談センター調査】



Q6 問題発生年	回答数	%
2000年以前	141	11.5%
2001年	19	1.5%
2002年	33	2.7%
2003年	35	2.8%
2004年	50	4.1%
2005年	102	8.3%
2006年	205	16.7%
2007年	645	52.4%
合計	1230	100%

【法律事務所調査】



Q6 問題発生年	回答数	%
2002年以前	48	17.9%
2003年	18	6.7%
2004年	14	5.2%
2005年	15	5.6%
2006年	57	21.3%
2007年	116	43.3%
合計	268	100

相談までの経緯

相談までの経緯では、弁護士への法律相談に至る経緯で、誰かに相談したか、相談以外に何らかのアクションをしたか、相談の認知経路などを聞いている。

7 法律相談前の相談行動

【コメント】

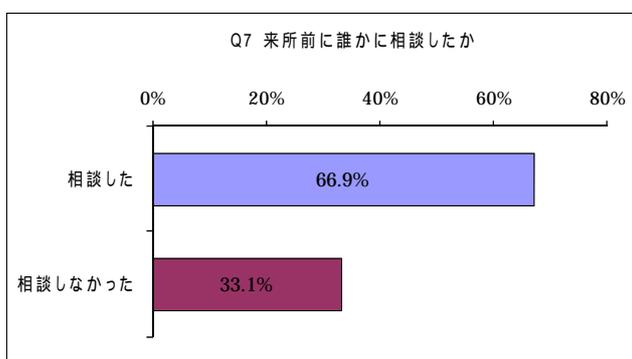
来所前相談の有無を問う設問である。

法律相談センター調査、法律事務所調査のいずれも、相談者のうち、3分の2が来所以前に自らの抱える法律問題について第三者に相談している。裏を返せば、3分の1は誰にも相談できないまま来所しているといえる。

【調査結果】

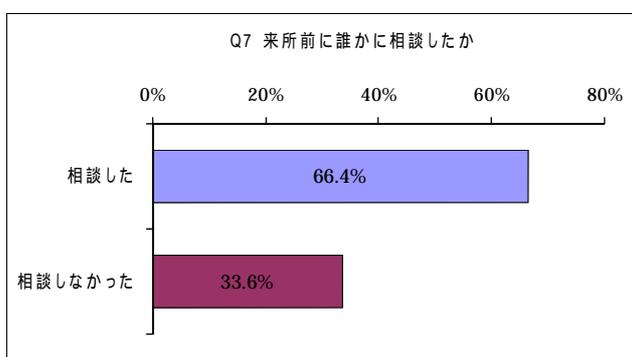
Q7 . この法律相談にくるまえに、誰かに相談しましたか。

【法律相談センター調査】



Q7 来所前相談	回答数	%
相談した	745	66.9%
相談しなかった	368	33.1%
合計	1113	100%

【法律事務所調査】



Q7 来所前相談	回答数	%
相談した	158	66.4%
相談しなかった	80	33.6%
合計	238	100%

8 相談の相手

【コメント】

第三者に相談した者が誰に相談したかを聞いている。

法律相談センター調査では、「家族・親戚」が39.1%、「友人・知人」が36.4%と高い割合を示している。また、既に「無料法律相談」を経ている者が30.3%、「有料法律相談」を経ている者が17.6%と比較的高い割合を示している。

そのほか、「市区町村の相談窓口」を経ている者が29.8%あり、ここで相談をしてから、弁護士会の相談窓口を紹介されて訪れるというパターンが比較的多いことがわかる。

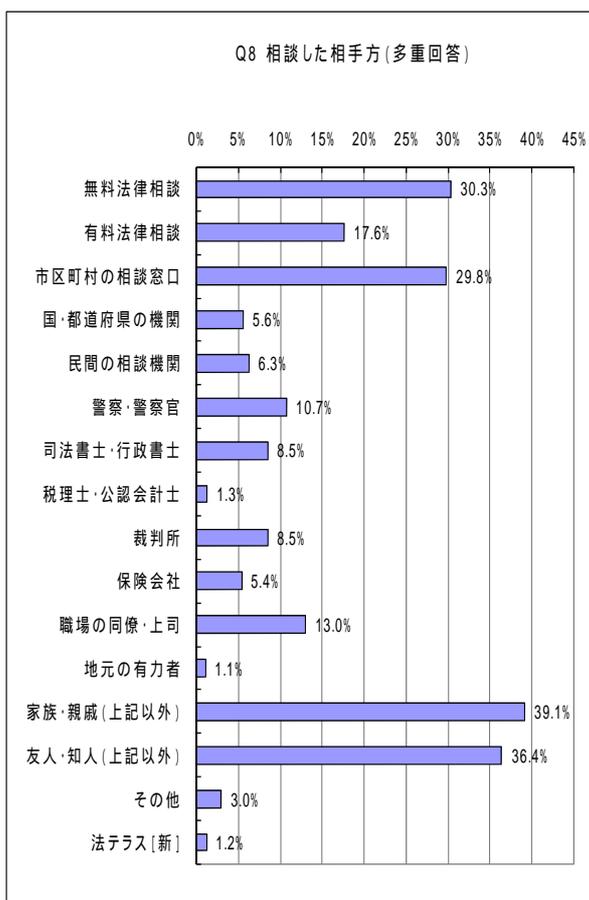
一方、法律事務所調査では、「市区町村の相談窓口」を経ている者は9.5%にとどまっている。

なお、「保険会社」は、法律相談センター調査では5.4%と低い割合にとどまり、さらに法律事務所調査では1.5%にとどまっている。

【調査結果】

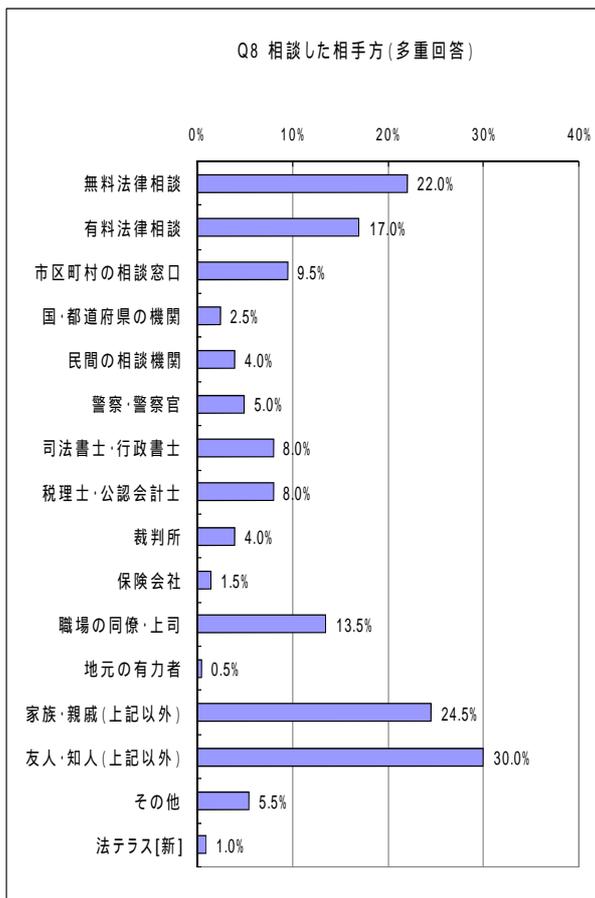
Q8. 相談した相手はどのような人でしょうか。親戚や友人・知人でも以下のような職業の方に相談した場合は、その職業に をつけてください。いくつでも当てはまるものすべてに をつけてください。

【法律相談センター調査】



Q8 相談した相手方(多重回答)	回答数	%
無料法律相談	226	30.3%
有料法律相談	131	17.6%
市区町村の相談窓口	222	29.8%
国・都道府県の機関	42	5.6%
民間の相談機関	47	6.3%
警察・警察官	80	10.7%
司法書士・行政書士	63	8.5%
税理士・公認会計士	10	1.3%
裁判所	63	8.5%
保険会社	40	5.4%
職場の同僚・上司	97	13.0%
地元の有力者	8	1.1%
家族・親戚(上記以外)	291	39.1%
友人・知人(上記以外)	271	36.4%
その他	22	3.0%
法テラス[新]	9	1.2%
回答者総数	745	-

【法律事務所調査】



Q8 相談した相手方(多重回答)	回答数	%
無料法律相談(親戚知人の弁護士を含む)	44	22.0%
有料法律相談	34	17.0%
市区町村の相談窓口	19	9.5%
国・都道府県の機関	5	2.5%
民間の相談機関	8	4.0%
警察・警察官	10	5.0%
司法書士・行政書士	16	8.0%
税理士・公認会計士	16	8.0%
裁判所	8	4.0%
保険会社	3	1.5%
職場の同僚・上司	27	13.5%
地元の有力者	1	0.5%
家族・親戚(上記以外)	49	24.5%
友人・知人(上記以外)	60	30.0%
その他	11	5.5%
法テラス[新]	2	1.0%
回答者総数	313	-

9 相談以外の行動

【コメント】

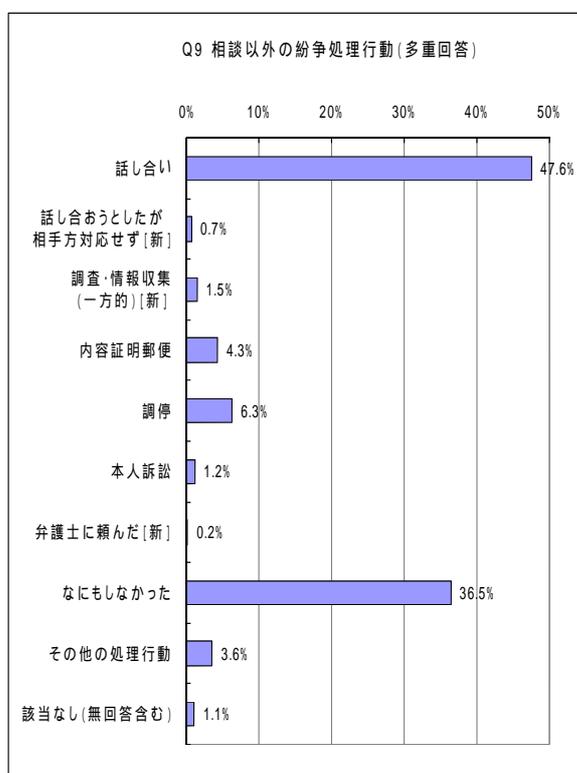
法律相談に来るまでに、相談以外の行動をとったかどうかを聞いている。

相手方と「話し合い」を行った者の割合が法律相談センター調査で47.6%、法律事務所調査で49.4%と高い割合を示しているが、その一方で、「何もしなかった」と回答した者も法律相談センター調査で36.5%、法律事務所調査で36.2%と多かった。

【調査結果】

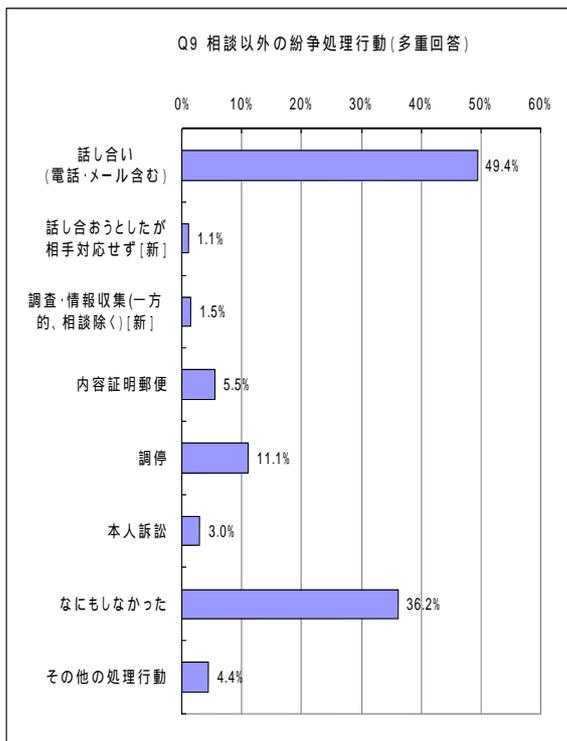
Q9．今回の問題について、相談以外で、これまでにどのようなことをしましたか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。

【法律相談センター調査】



Q9 相談以外の問題処理行動 (多重回答)	回答数	%
話し合い	656	47.6%
話し合おうとしたが相手方対応せず [新]	9	0.7%
調査・情報収集 (一方的) [新]	21	1.5%
内容証明郵便	59	4.3%
調停	87	6.3%
本人訴訟	16	1.2%
弁護士に頼んだ [新]	3	0.2%
なにもしなかった	504	36.5%
その他の処理行動	49	3.6%
該当なし (無回答含む)	15	1.1%
回答者総数	1,379	-

【法律事務所調査】



Q9 相談以外の問題処理行動 (多重回答)	回答数	%
話し合い(電話・メール含む)	134	49.4%
話し合おうとしたが相手方対応せず [新]	3	1.1%
調査・情報収集(一方的、相談除く) [新]	4	1.5%
内容証明郵便	15	5.5%
調停	30	11.1%
本人訴訟	8	3.0%
なにもしなかった	98	36.2%
その他の処理行動	12	4.4%
回答者総数	304	-

10 相談前の費用

【コメント】

問題を処理するために、法律相談に来る前に、どのくらいの費用を使ったかを聞いている。

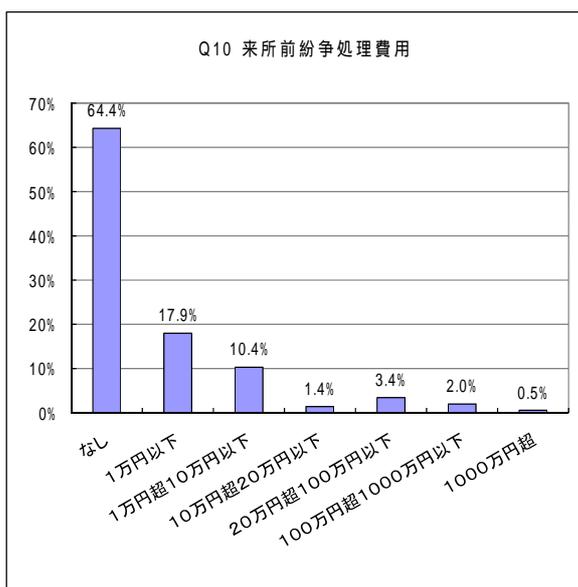
法律相談センター調査では、相談前に使った費用について「なし」が64.4%、「1万円以下」が17.9%であり、両者をあわせると82.3%にのぼる。法律相談センターに相談する前は、費用をほとんどかけていないことがわかる。これは、ほとんどの相談者にとって、法律相談センターが、第一次的な有料の弁護士アクセス機能を果たしていることを示している。

法律事務所調査においても、相談前に使った費用がない者が63.9%であり、法律相談センター調査とあまり変わりがない。

【調査結果】

Q10. 今回の問題を処理するために、この法律相談にいらっしゃる前に、どのくらいの費用をお使いになりましたか。[まったく使っていないときには0と、1万円未満は1万円とご記入ください]

【法律相談センター調査】

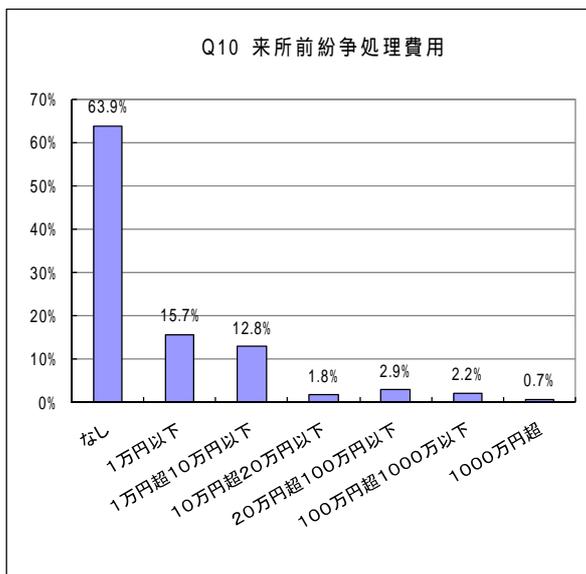


Q10 来所前紛争処理費用	回答数	%
なし	808	64.4%
1万円以下	225	17.9%
1万円超10万円以下	130	10.4%
10万円超20万円以下	17	1.4%
20万円超100万円以下	43	3.4%
100万円超1000万円以下	25	2.0%
1000万円超	6	0.5%
合計	1254	100%

最小値:0 最大値:1億5000万円

平均値:約39万円

【法律事務所調査】



Q10 来所前紛争処理費用	回答数	%
なし	175	63.9%
1万円以下	43	15.7%
1万円超10万円以下	35	12.8%
10万円超20万円以下	5	1.8%
20万円超100万円以下	8	2.9%
100万円超1000万円以下	6	2.2%
1000万円超	2	0.7%
合計	274	100%

1.1 法律相談を知った経緯

【コメント】

法律相談を受けた法律相談センターや法律事務所を知った経緯を聞く設問である。

法律相談センター調査では、「インターネット」が22.4%と最も高く、「親族・友人の紹介」が14.5%、「自治体の法律相談」が13.8%、「他の相談機関や専門家から」が11.4%と続く。

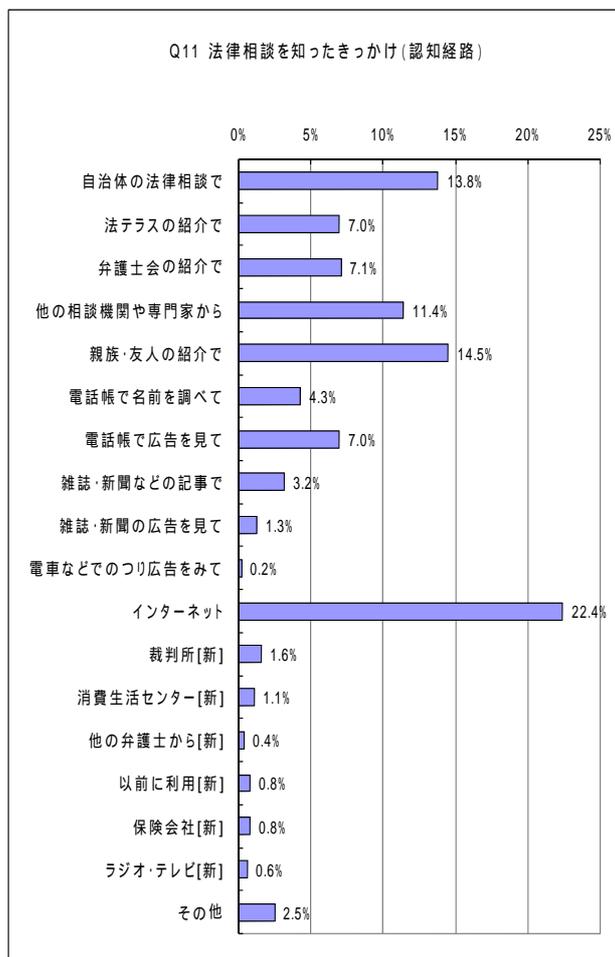
相談者の5人に一人がインターネットで法律相談センターの存在を知っていることから、インターネットの普及が進んでいることがわかる。また、自治体あるいは他の相談機関の窓口を経て弁護士会の窓口を紹介されるというパターンもあわせて4分の1ある。

一方、法律事務所調査では、法律事務所を知ったきっかけは「親族・友人の紹介」が52.7%にのぼる一方、「他の相談機関や専門家から」が9.0%、「インターネット」が5.1%、「自治体の法律相談」が4.0%となっている。法律事務所では個人的な紹介によるものがかなりの割合を占めている。

【調査結果】

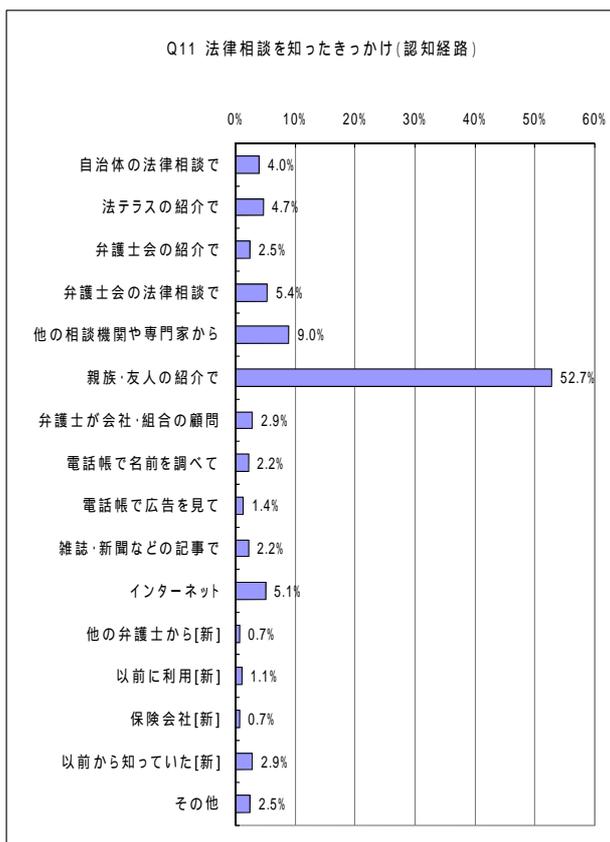
Q11. 弁護士会の法律相談を知ったきっかけはなんだったでしょうか。当てはまるものひとつだけにをつけてください。

【法律相談センター調査】



Q11 認知経路	回答数	%
自治体の法律相談で	174	13.8%
法テラスの紹介で	88	7.0%
弁護士会の紹介で	90	7.1%
他の相談機関や専門家から	144	11.4%
親族・友人の紹介で	183	14.5%
電話帳で名前を調べて	54	4.3%
電話帳で広告を見て	88	7.0%
雑誌・新聞などの記事で	41	3.2%
雑誌・新聞の広告を見て	17	1.3%
電車などでのもつり広告をみて	3	0.2%
インターネット	283	22.4%
裁判所[新]	20	1.6%
消費生活センター[新]	14	1.1%
他の弁護士から[新]	5	0.4%
以前に利用[新]	10	0.8%
保険会社[新]	10	0.8%
ラジオ・テレビ[新]	7	0.6%
その他	32	2.5%
合計	1263	100%

【法律事務所調査】



Q11 認知経路	回答数	%
自治体の法律相談で	11	4.0%
法テラスの紹介で	13	4.7%
弁護士会の紹介で	7	2.5%
弁護士会の法律相談で	15	5.4%
他の相談機関や専門家から	25	9.0%
親族・友人の紹介で	146	52.7%
弁護士が会社・組合の顧問	8	2.9%
電話帳で名前を調べて	6	2.2%
電話帳で広告を見て	4	1.4%
雑誌・新聞などの記事で	6	2.2%
インターネット	14	5.1%
他の弁護士から[新]	2	0.7%
以前に利用[新]	3	1.1%
保険会社[新]	2	0.7%
以前から知っていた[新]	8	2.9%
その他	7	2.5%
合計	277	100%

1 2 法律相談に来る前のためらい

【コメント】

法律相談をすることについて、ためらいを感じたかどうかを聞いた。

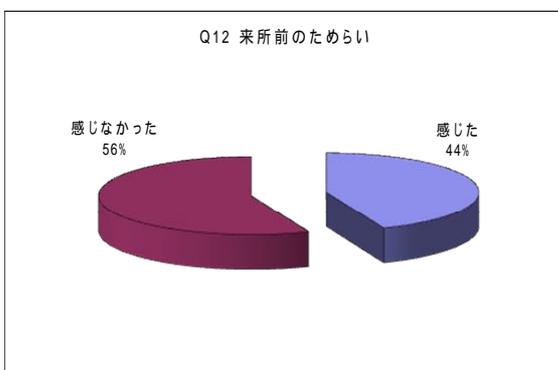
法律相談センター調査では、「感じた」が43.9%、「感じない」が56.1%となっている。

一方、法律事務所調査では、「感じた」が38.6%、「感じない」が61.4%で、法律相談センターよりもためらいを感じない人が多い。

【調査結果】

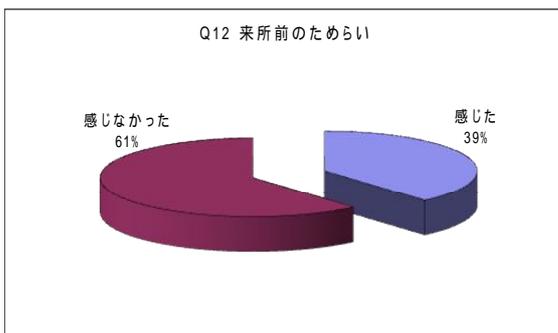
Q12. この法律相談にくるまえに、何かためらいを感じましたか。

【法律相談センター調査】



Q12 来所前のためらい	回答数	%
感じた	555	43.9%
感じなかった	710	56.1%
合計	1,265	100%

【法律事務所調査】



Q12 来所前のためらい	回答数	%
感じた	100	38.6%
感じなかった	159	61.4%
合計	259	100%

1.3 ためらいを感じた理由

【コメント】

法律相談をする前に、ためらいを感じた場合、その理由を聞く設問である。

法律相談センター調査では、「費用が分からない」が60.5%、「近づきにくい」が41.1%、「相談料が高額」が26.3%、「話が難しそう」が23.4%となっている。

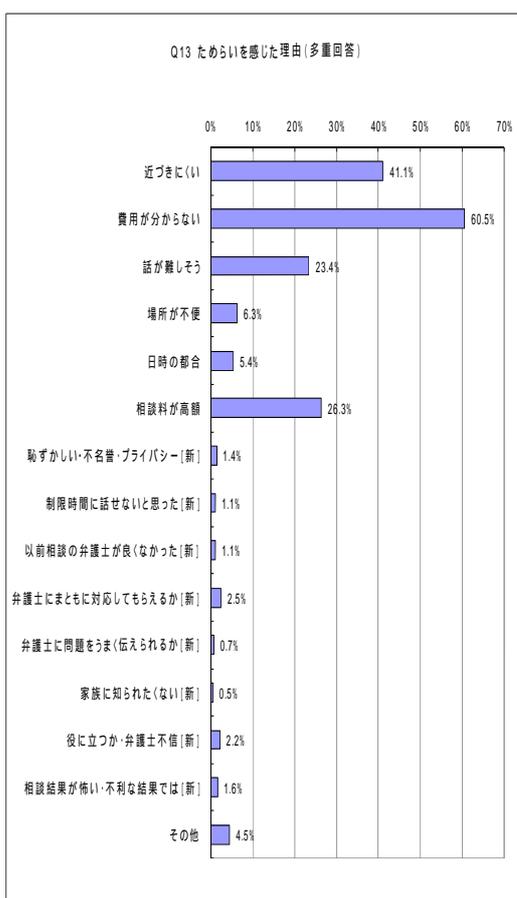
ためらいを感じた者のうち、実に6割が「費用が分からない」ことを上げており、費用の明確化と広報の対策が必要であることがわかる。また、30分5,000円の相談料が高額との指摘が4人に1人に昇っている。

法律事務所調査においても同じ項目が高い数値を示しており、「費用が分からない」が69.4%、「近づきにくい」が47.1%、「相談料が高額」が38.8%、「話が難しそう」が19.8%となっている

【調査結果】

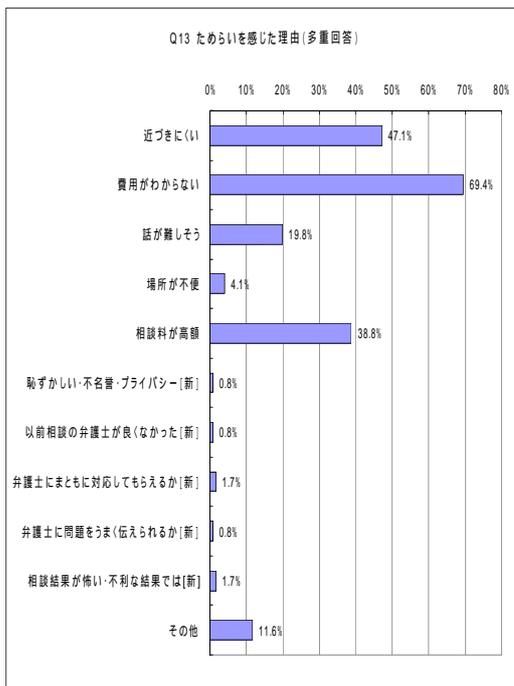
Q13.ためらいを感じた理由はなんですか。当てはまるものに、いくつでもをつけてください。

【法律相談センター調査】



Q13 ためらいを感じた理由 (多重回答)	回答数	%
近づきにくい	228	41.1%
費用が分からない	336	60.5%
話が難しそう	130	23.4%
場所が不便	35	6.3%
日時の都合	30	5.4%
相談料が高額	146	26.3%
恥ずかしい・不名誉・プライバシー [新]	8	1.4%
制限時間に話せないと思った [新]	6	1.1%
以前相談の弁護士が良くなかった [新]	6	1.1%
弁護士にまともに対応してもらえないか [新]	14	2.5%
弁護士に問題をうまく伝えられるか [新]	4	0.7%
家族に知られたくない [新]	3	0.5%
役に立つか・弁護士不信 [新]	12	2.2%
相談結果が怖い・不利な結果では [新]	9	1.6%
その他	25	4.5%
回答者総数	555	-

【法律事務所調査】



Q13 ためらいを感じた理由(多重回答)	回答数	%
近づきにくい	57	47.1%
費用がわからない	84	69.4%
話が難しそう	24	19.8%
場所が不便	5	4.1%
相談料が高額	47	38.8%
恥ずかしい・不名誉・プライバシー[新]	1	0.8%
以前相談の弁護士が良くなかった[新]	1	0.8%
弁護士にまともに対応してもらえるか[新]	2	1.7%
弁護士に問題をうまく伝えられるか[新]	1	0.8%
相談結果が怖い・不利な結果では[新]	2	1.7%
その他	14	11.6%
回答者総数	238	-

今回の相談の状況

今回の相談の状況では、相談の結果、相談者にどのような変化が生じたかを尋ねている。

1.4 相談をした場所

【コメント】

法律相談をした場所を聞いた設問である。

回答者が訪れた法律相談センターが所在する都道府県は表のとおりである。ほぼ全国各都道府県から満遍なく回答が得られている。

【調査結果】

Q 1.4 . この法律相談センターがある都道府県はどこですか。

【法律相談センター調査】

弁護士会	回答数	%	弁護士会	回答数	%
札幌	17	1.2%	金沢	13	0.9%
函館	5	0.4%	富山県	3	0.2%
旭川	7	0.5%	大阪	228	16.5%
釧路	3	0.2%	京都	69	5.0%
仙台	28	2.0%	兵庫県	84	6.1%
福島県	19	1.4%	奈良	28	2.0%
山形県	14	1.0%	滋賀	12	0.9%
岩手	12	0.9%	和歌山	2	0.1%
秋田	10	0.7%	広島	35	2.5%
青森県	11	0.8%	山口県	16	1.2%
東京3会	254	18.4%	鳥取県	4	0.3%
横浜	110	8.0%	島根県	6	0.4%
埼玉	30	2.2%	香川県	7	0.5%
千葉県	32	2.3%	徳島	7	0.5%
茨城県	15	1.1%	高知	6	0.4%
栃木県	11	0.8%	愛媛	8	0.6%
群馬	11	0.8%	福岡県	80	5.8%
静岡県	5	0.4%	佐賀県	6	0.4%
山梨県	11	0.8%	長崎県	3	0.2%
長野県	2	0.1%	大分県	5	0.4%

新潟県	12	0.9%	熊本県	23	1.7%
愛知県	65	4.7%	鹿児島県	3	0.2%
三重	11	0.8%	宮崎県	9	0.7%
岐阜県	10	0.7%	沖縄	7	0.5%
福井	10	0.7%	合計	1379	100%

法律相談センターから 1,287 通、交通事故センターから 92 通

【法律事務所調査】

都道府県	回答数	%	都道府県	回答数	%
北海道	13	4.6%	滋賀県	4	1.4%
青森県	1	0.4%	京都府	11	3.9%
岩手県	1	0.4%	大阪府	23	8.2%
宮城県	8	2.8%	兵庫県	9	3.2%
秋田県	1	0.4%	奈良県	2	0.7%
山形県	5	1.8%	和歌山県	2	0.7%
福島県	4	1.4%	鳥取県	1	0.4%
茨城県	1	0.4%	島根県	3	1.1%
栃木県	2	0.7%	岡山県	3	1.1%
群馬県	2	0.7%	広島県	6	2.1%
埼玉県	6	2.1%	山口県	8	2.8%
千葉県	6	2.1%	徳島県	3	1.1%
東京都	81	28.7%	香川県	7	2.5%
神奈川県	2	0.7%	福岡県	9	3.2%
富山県	2	0.7%	佐賀県	2	0.7%
石川県	2	0.7%	長崎県	1	0.4%
福井県	1	0.4%	熊本県	9	3.2%
山梨県	3	1.1%	大分県	4	1.4%
長野県	7	2.5%	宮崎県	3	1.1%
静岡県	1	0.4%	鹿児島県	5	1.8%
愛知県	8	2.8%	無回答	7	2.5%
三重県	3	1.1%	合計	282	100%

15 相談相手の弁護士の年齢

【コメント】

法律相談を受けた弁護士の年齢層を尋ねる設問である。主として、法律相談センターと法律事務所での相談を受けている弁護士の年齢層の違いを調査するための設問である。

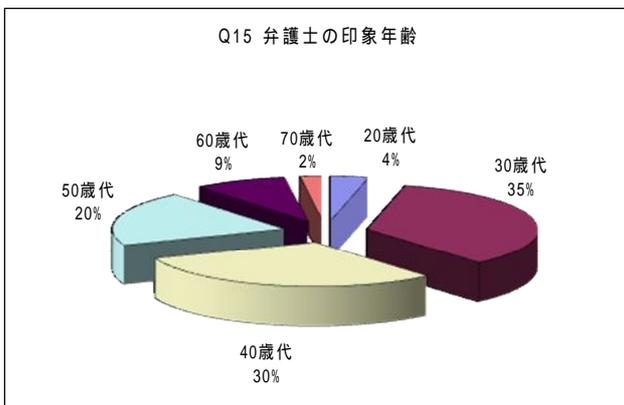
法律相談センター調査では、最も多いのが「30歳代」で35.2%、続いて「40歳代」が30.3%、「50歳代」が20.1%となっている。法律相談センターの相談員の構成比によるものであろう。

法律事務所調査では、30歳代、40歳代、50歳代ともに25%前後であった。

【調査結果】

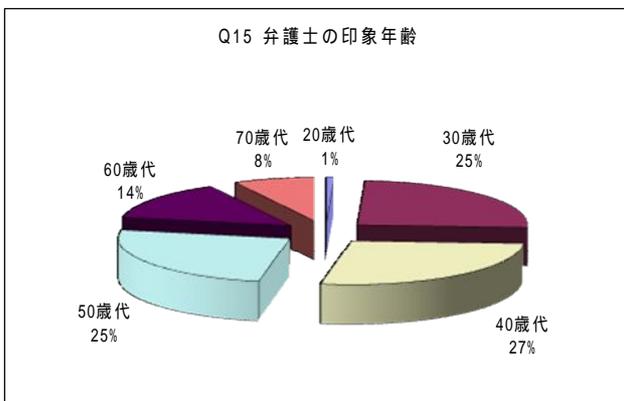
Q15．今回相談した弁護士の年齢はいくつくらいだと思いますか。だいたいの印象で結構です。

【法律相談センター調査】



Q15 弁護士の印象年齢	回答数	%
20歳代	46	3.6%
30歳代	452	35.2%
40歳代	389	30.3%
50歳代	258	20.1%
60歳代	113	8.8%
70歳代	27	2.1%
合計	1,285	100%
無回答	94	-
総計	1,379	-

【法律事務所調査】



Q15 弁護士の印象年齢	回答数	%
20歳代	2	0.7%
30歳代	69	25.2%
40歳代	74	27.0%
50歳代	69	25.2%
60歳代	39	14.2%
70歳代	21	7.7%
合計	274	100%
無回答	8	-
総計	282	-

16 法律相談に来ることにした理由

【コメント】

法律相談センター調査では、「良い助言・援助」を求める人が40.2%と最も多いのに対し、「相手との間に入ってほしい」は10.9%にとどまる。法律相談に来る段階では、多くの者は弁護士に対して専門家としての助言を期待するにとどまり、具体的な事件解決を委任することまで考えている者は少ないようである。また、「良い助言・援助」を除いて多いのが「ほかに弁護士を知らない」28.7%である。

その他、「相談料がわかっていた」も22.3%と比較的多く、費用がわかることによって、相談する気持ちになるとも考えられる。

【調査結果】

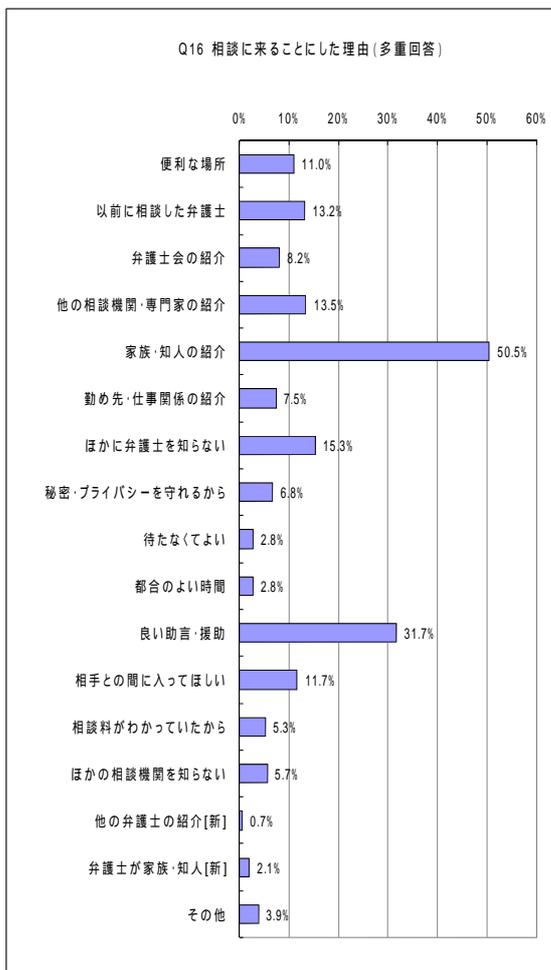
Q16. この法律相談に来ることにした理由はどれでしょうか。当てはまるものにいくつでもをつけてください。

【法律相談センター調査】



Q16 相談に来ることにした理由 (多重回答)	回答数	%
便利な場所	225	16.3%
以前に相談した弁護士	9	0.7%
弁護士会の紹介	193	14.0%
他の相談機関・専門家の紹介	239	17.3%
家族・知人の紹介	186	13.5%
ほかに弁護士を知らない	396	28.7%
秘密・プライバシーを守れるから	100	7.3%
待たなくてよい	56	4.1%
都合のよい時間	120	8.7%
良い助言・援助	554	40.2%
相手との間に入ってほしい	151	10.9%
相談料がわかっていたから	307	22.3%
ほかの相談機関を知らない	248	18.0%
本・パンフレット・マスメディアで[新]	6	0.4%
法テラスの紹介[新]	3	0.2%
専門家の判断が欲しかったから[新]	6	0.4%
無料だから[新]	4	0.3%
前に利用したことがあるから[新]	3	0.2%
その他	24	1.7%
回答者総数	1,379	-

【法律事務所調査】



Q16 相談に来ることにした理由 (多重回答)	回答数	%
便利な場所	31	11.0%
以前に相談した弁護士	37	13.2%
弁護士会の紹介	23	8.2%
他の相談機関・専門家の紹介	38	13.5%
家族・知人の紹介	142	50.5%
勤め先・仕事関係の紹介	21	7.5%
ほかに弁護士を知らない	43	15.3%
秘密・プライバシーを守るから	19	6.8%
待たなくてよい	8	2.8%
都合のよい時間	8	2.8%
良い助言・援助	89	31.7%
相手との間に入ってほしい	33	11.7%
相談料がわかっていたから	15	5.3%
ほかの相談機関を知らない	16	5.7%
他の弁護士の紹介[新]	2	0.7%
弁護士が家族・知人(仕事上の知り 合いを含む)[新]	6	2.1%
その他	11	3.9%
合計	281	-
無回答	1	-
回答者総数	282	-

17 今後の問題への対応

【コメント】

法律相談をした問題について、今後どのように対応するつもりかを聞いたものである。

法律相談センター調査では、「自分でやってみる」が31.9%と最も多い。続いて多いのが「まだ決まっていない」19.7%である。これに対し、「担当弁護士に依頼」は11.6%に過ぎず、1回の相談で担当弁護士に事件を依頼するということはあまりないようである。弁護士に期待するのはまずは自力で解決するための助言・援助であり、最初から弁護士に事件解決を依頼するつもりで法律相談に来る人はさほど多くないというQ16と同様の結果が見られる。

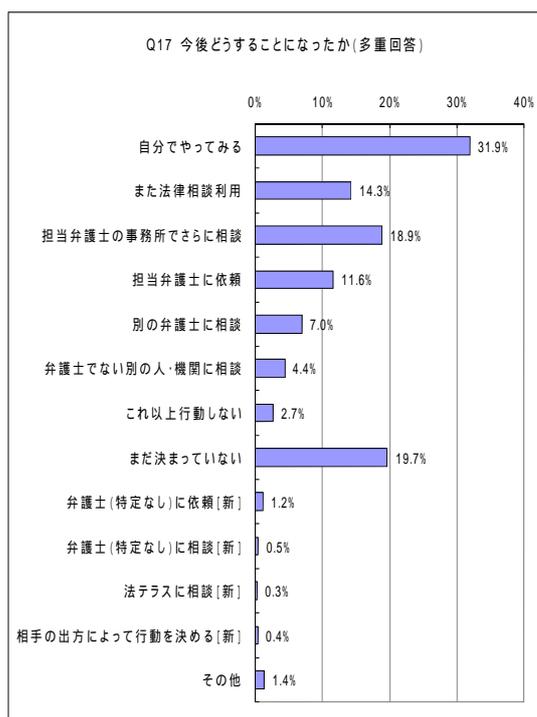
ただし、「担当弁護士の事務所でさらに相談」が18.9%であり、「担当弁護士に依頼」と合わせると延べ30.5%となる。一般に、法律相談の担当弁護士の事務所で継続相談をした場合にはその後依頼に至るケースも少なくないことを考えると、最終的には弁護士に依頼する者も「自分でやってみる」者とさほど変わらない数存在しているとも考えられる。

なお、法律事務所調査においては、「同じ弁護士に依頼」60.5%が最も多く、「同じ事務所でさらに相談」23.6%と合わせると延べ84.1%となっているのに対し、「自分でやってみる」は17.0%にすぎず、法律相談センター調査と顕著な差を示している。

【調査結果】

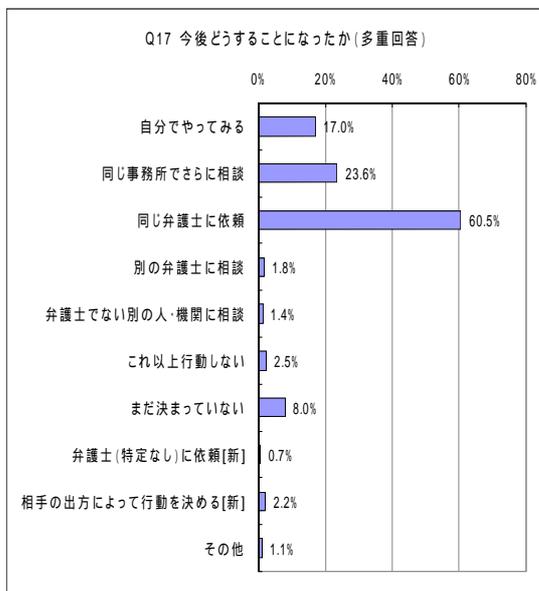
Q17. 弁護士に相談して、今後どうすることになりましたか。当てはまるものにいくつでも をつけてください。

【法律相談センター調査】



Q17 今後どうすることになったか (多重回答)	回答数	%
自分でやってみる	440	31.9%
また法律相談利用	197	14.3%
担当弁護士の事務所でさらに相談	260	18.9%
担当弁護士に依頼	160	11.6%
別の弁護士に相談	96	7.0%
弁護士でない別の人・機関に相談	60	4.4%
これ以上行動しない	37	2.7%
まだ決まっていない	272	19.7%
弁護士(特定なし)に依頼[新]	16	1.2%
弁護士(特定なし)に相談[新]	7	0.5%
法テラスに相談[新]	4	0.3%
相手の出方によって行動を決める[新]	5	0.4%
その他	19	1.4%
回答者総数	1,379	-

【法律事務所調査】



Q17 今後どうすることになったか (多重回答)	回答数	%
自分でやってみる	47	17.0%
同じ事務所でさらに相談	65	23.6%
同じ弁護士に依頼	167	60.5%
別の弁護士に相談	5	1.8%
弁護士でない別の人・機関に相談	4	1.4%
これ以上行動しない	7	2.5%
まだ決まっていない	22	8.0%
弁護士(特定なし)に依頼[新]	2	0.7%
相手の出方によって行動を決める[新]	6	2.2%
その他	3	1.1%
回答者総数	282	-

18 自分で対応する場合、何をするか

【コメント】

自分で対応する場合、何をするかを聞いた設問である。

法律相談センター調査では、「自分で話し合い」が75.5%と圧倒的に多い。これに対し、「自分で調停」「自分で訴訟」は、それぞれ25.6%、11.5%であり、自分で裁判手続を利用すると回答した者もそれなりの数となっている。

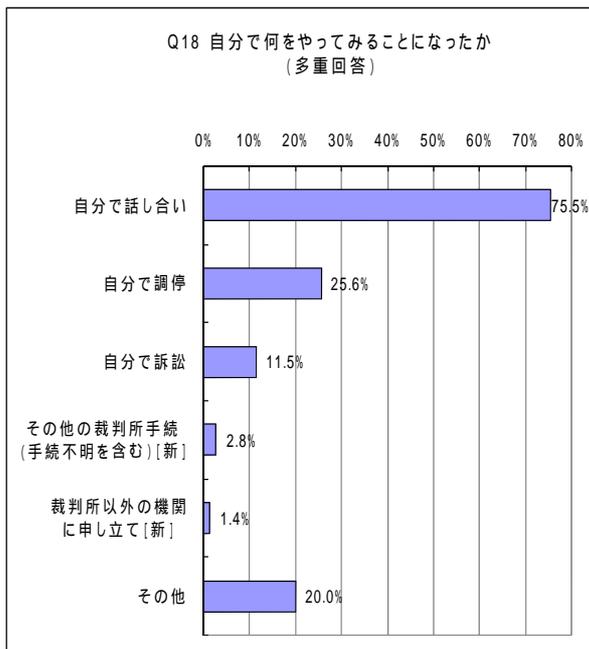
自分で裁判所手続を行うと回答した理由が、問題の内容(金額的に軽微である、そもそも裁判手続になじむ問題ではないなど)によるものか、費用の問題によるものか、裁判所手続それ自体が相談者にとって抵抗が少ないことによるものかは不明である。

法律事務所調査では、そもそも自分で対応する者が法律相談来訪者に比べて著しく少ないが、その中では「自分で話し合い」が約3分の2、「自分で調停」、「自分で訴訟」がそれぞれ13%程度いた。

【調査結果】

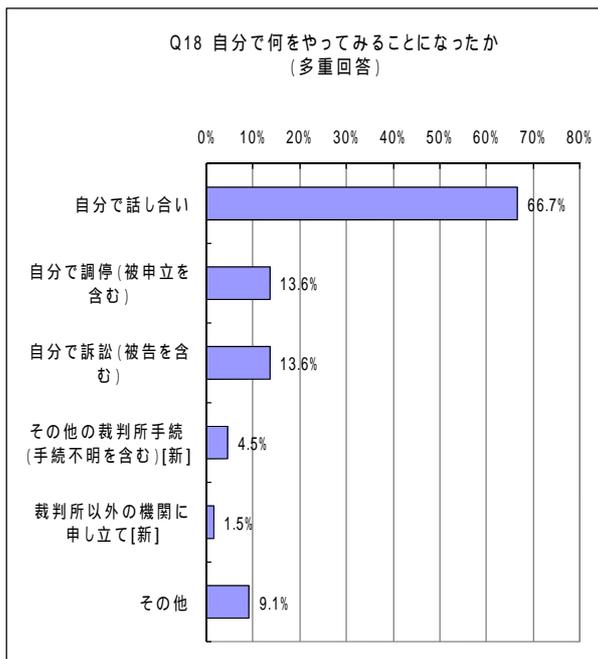
Q18. 何をやってみることになりましたか。当てはまるものにいくつでもをつけてください。[Q17で「1. 自分でやってみることになった」を選択した回答者に]

【法律相談センター調査】



Q18 自分で何をやってみることになったか (多重回答)	回答数	%
自分で話し合い	321	75.5%
自分で調停	109	25.6%
自分で訴訟	49	11.5%
その他の裁判所手続 (手続不明を含む) [新]	12	2.8%
裁判所以外の機関に申し立て [新]	6	1.4%
その他	85	20.0%
回答者総数	425	-

【法律事務所調査】



Q18 自分で何をやってみることになったか(多重回答)	回答数	%
自分で話し合い	44	66.7%
自分で調停(被申立を含む)	9	13.6%
自分で訴訟(被告を含む)	9	13.6%
その他の裁判所手続(手続不明を含む)[新]	3	4.5%
裁判所以外の機関に申し立て[新]	1	1.5%
その他	6	9.1%
回答者総数	66	-

19 自分で対応する理由

Q19 Q17・Q18のように決めた理由は何でしょうか(自由回答)

【略】

20 問題解決までに要する時間の予想

【コメント】

法律相談センター調査では、「半年以内」と考えている者が45.4%と最も多く、「1年以内」22.0%を加えると、7割近い者が短期で問題解決すると考えている。他方「わからない」との回答も23.8%と多い。

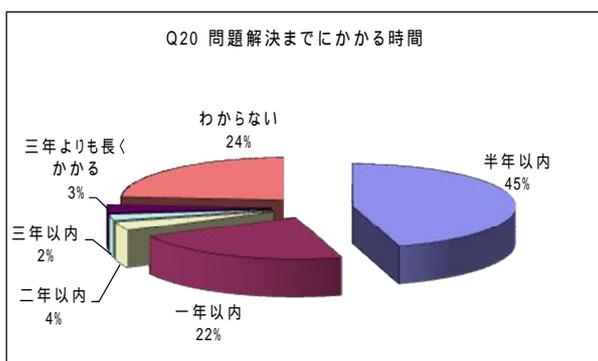
一方、法律事務所調査では、「半年以内」と考える人は法律相談センター調査に比べて38.0%と1割近く減り、解決に要する時間の予想が少しずつ長くなっている。

相談者の期待する解決までの想定時間は比較的短く、現実の問題解決に要する時間または弁護士側が予測する時間とはずれがある可能性がある。

【調査結果】

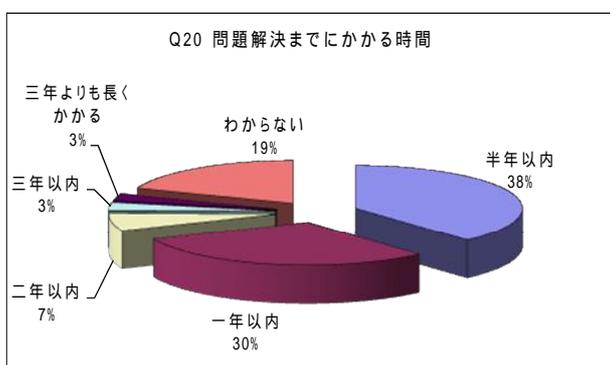
Q20. 今回の問題を解決するまでに、これからどのくらい時間がかかるとお考えですか。
当てはまるものをひとつだけえらんで をつけてください。

【法律相談センター調査】



Q20 想定時間	回答数	%
半年以内	600	45.4%
一年以内	291	22.0%
二年以内	46	3.5%
三年以内	30	2.3%
三年よりも長くかかる	40	3.0%
わからない	314	23.8%
合計	1,321	100%
無回答	58	-
回答者総数	1,379	-

【法律事務所調査】



Q20 想定時間	回答数	%
半年以内	104	38.0%
一年以内	82	29.9%
二年以内	18	6.6%
三年以内	8	2.9%
三年よりも長くかかる	7	2.6%
わからない	52	19.0%
合計	274	100%
無回答	11	-
回答者総数	282	-

2.1 問題解決までに要する費用の予想

【コメント】

問題解決までに必要となる費用の予想を聞いたものである。

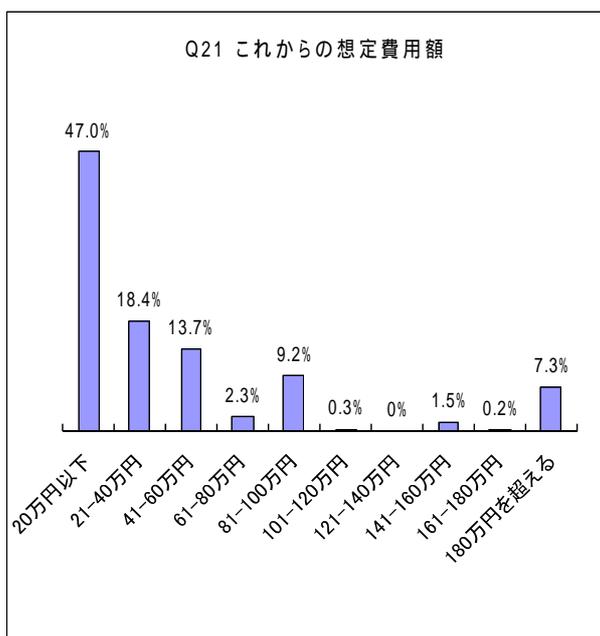
解決にかかる費用として、法律相談センター調査では「20万円以下」が47.0%とほぼ半数である。また「60万円以下」で約70%を占める。

一方、法律事務所調査では、「20万円以下」の予想が36.6%と減るが、「60万円以下」で見ると約70%であり法律相談センター調査とあまり変わらない。しかし、比較的高額の費用がかかると考える人の割合が増える。これは、委任も想定した相談の中で費用についても弁護士と話をし、想定費用が変わってくるものと考えられる。

【調査結果】

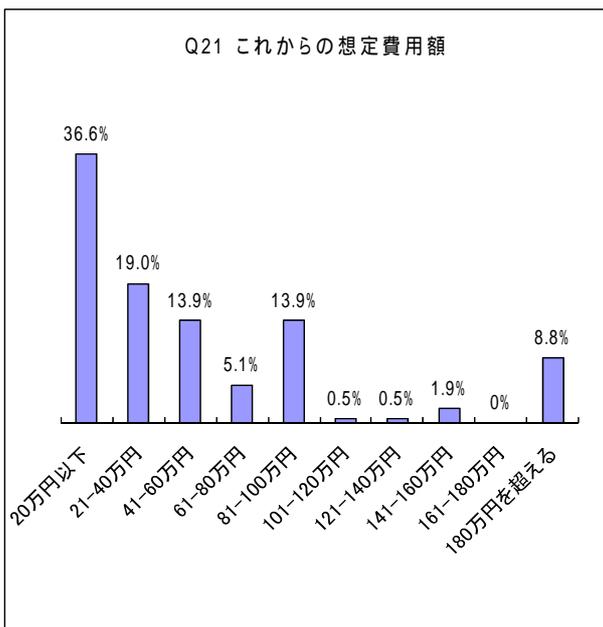
Q21. 今回の問題を解決するために、これからどのくらいの費用がかかるとお考えですか。[1万円未満は1万円とご記入ください]

【法律相談センター調査】



Q21 想定費用額	回答数	%
20万円以下	441	47.0%
21-40万円	173	18.4%
41-60万円	129	13.7%
61-80万円	22	2.3%
81-100万円	86	9.2%
101-120万円	3	0.3%
121-140万円	0	0%
141-160万円	14	1.5%
161-180万円	2	0.2%
180万円を超える	69	7.3%
合計	939	100%

【法律事務所調査】



Q21 想定費用額	回答数	%
20万円以下	79	36.6%
21-40万円	41	19.0%
41-60万円	30	13.9%
61-80万円	11	5.1%
81-100万円	30	13.9%
101-120万円	1	0.5%
121-140万円	1	0.5%
141-160万円	4	1.9%
161-180万円	0	0%
180万円を超える	19	8.8%
合計	216	100%

フェイスシート

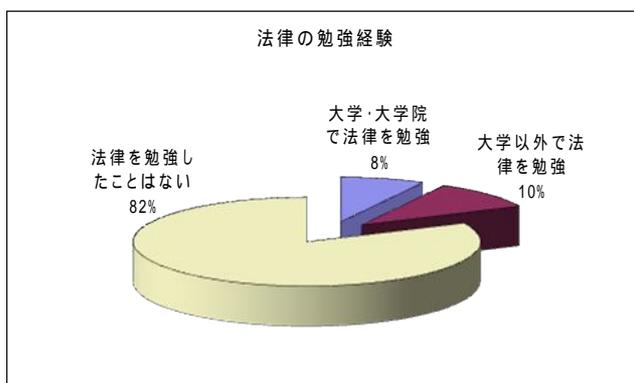
フェイスシートは調査に協力いただいた方の属性を調査するもので、調査協力者と法律との関わり、学歴、収入、家族構成などを聞いている。

【調査結果】

1 法律について勉強した経験

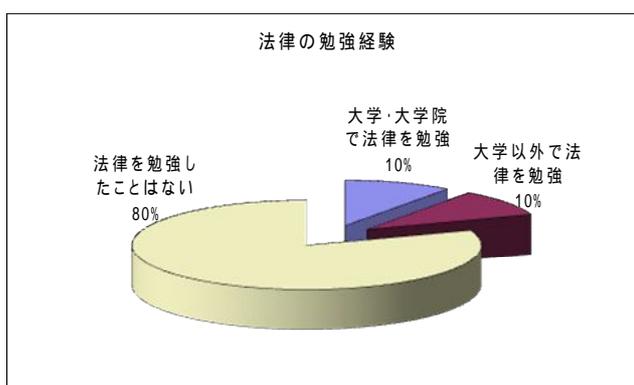
F 1 . あなたはこれまでに法律について勉強されたことがありますか。

【法律相談センター調査】



法律勉強経験	回答数	%
大学・大学院で法律を勉強	103	7.9%
大学以外で法律を勉強	134	10.2%
法律を勉強したことはない	1,075	81.9%
合計	1,312	100%

【法律事務所調査】

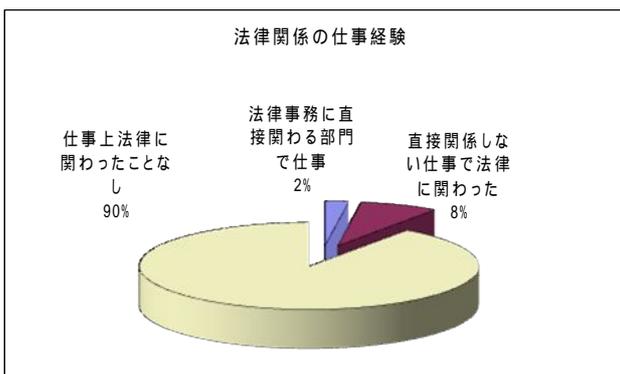


法律勉強経験	回答数	%
大学・大学院で法律を勉強	28	10.0%
大学以外で法律を勉強	27	9.6%
法律を勉強したことはない	226	80.4%
合計	281	100%

2 法律関係の仕事経験

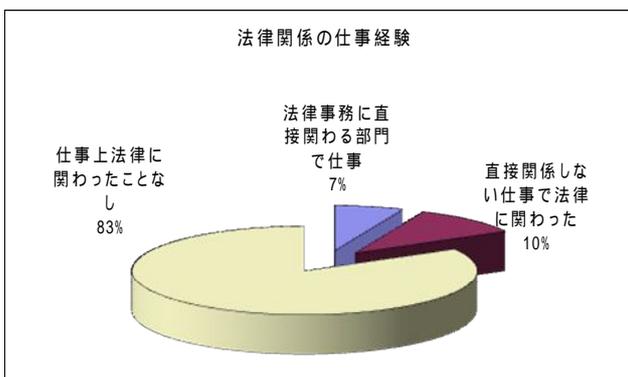
F 2 . あなたはこれまでに法律に関わるお仕事をされたことはありますか。

【法律相談センター調査】



法律関係の仕事経験	回答数	%
法律事務に直接関わる部門で仕事	29	2.2%
直接関係しない仕事で法律に関わった	97	7.5%
仕事上法律に関わったことなし	1,171	90.3%
合計	1,297	100%

【法律事務所調査】

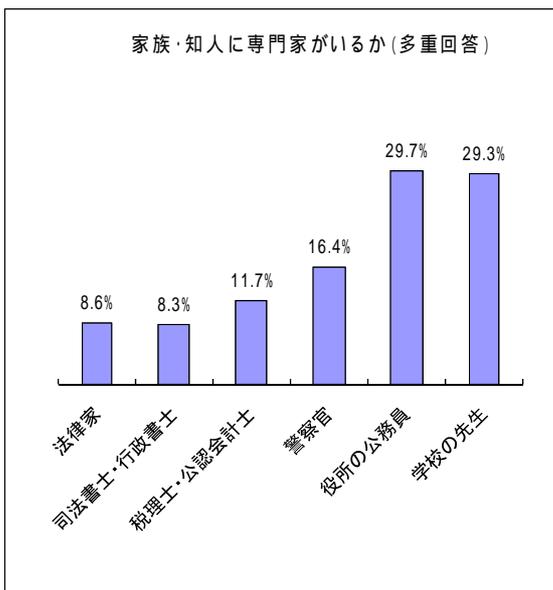


法律関係の仕事経験	回答数	%
法律事務に直接関わる部門で仕事	18	6.5%
直接関係しない仕事で法律に関わった	29	10.4%
仕事上法律に関わったことなし	232	83.2%
合計	279	100%

3 家族親せき、友人知人に専門家がいるか

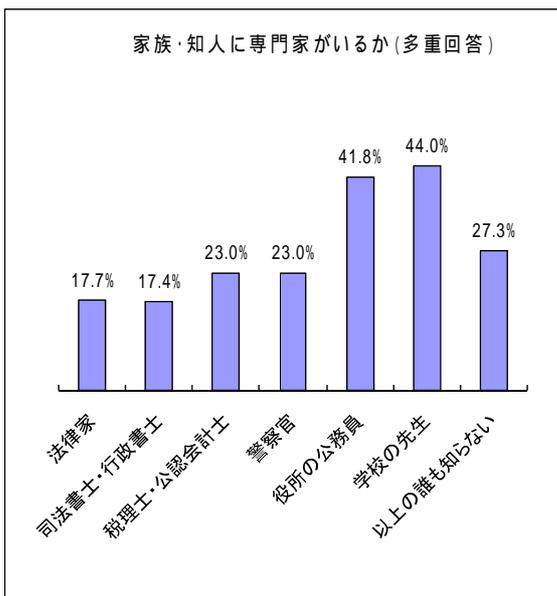
F 3 .あなたの家族・親せきや友人・知人に以下のような職業の方はいらっしゃいますか。

【法律相談センター調査】



家族・知人に専門家がいるか(多重回答)	回答数	%
法律家	118	8.6%
司法書士・行政書士	114	8.3%
税理士・公認会計士	162	11.7%
警察官	226	16.4%
役所の公務員	409	29.7%
学校の先生	404	29.3%
回答者総数	1,379	-

【法律事務所調査】

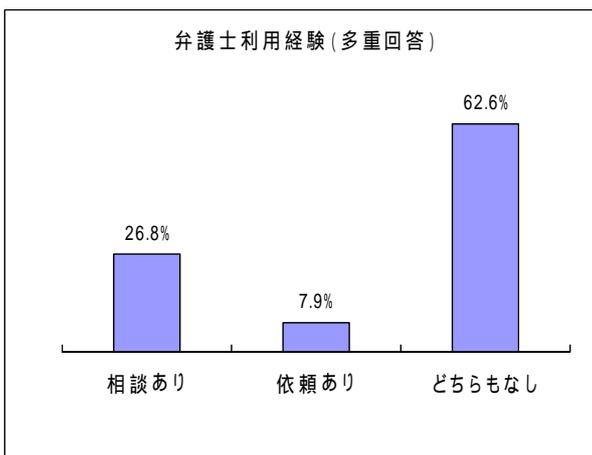


家族・知人に専門家がいるか(多重回答)	回答数	%
法律家	50	17.7%
司法書士・行政書士	49	17.4%
税理士・公認会計士	65	23.0%
警察官	65	23.0%
役所の公務員	118	41.8%
学校の先生	124	44.0%
以上の誰も知らない	77	27.3%
回答者総数	282	-

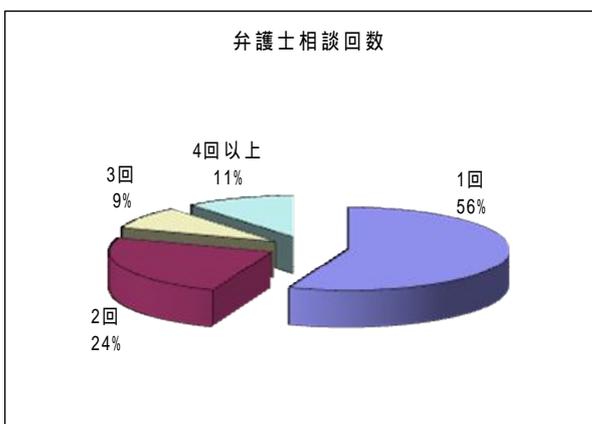
4 過去の弁護士利用経験

F 4 . 今回相談された問題以外で、過去に弁護士に相談したり、問題の処理を依頼したりしたことはありますか。

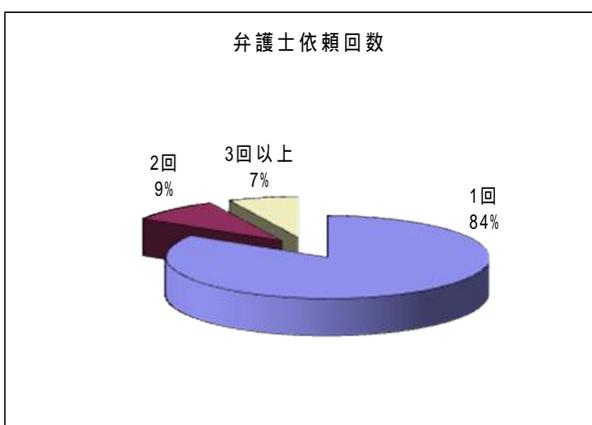
【法律相談センター調査】



弁護士利用経験 (多重回答)	回答数	%
相談あり	369	26.8%
依頼あり	109	7.9%
どちらもなし	863	62.6%
回答者総数	1,379	-

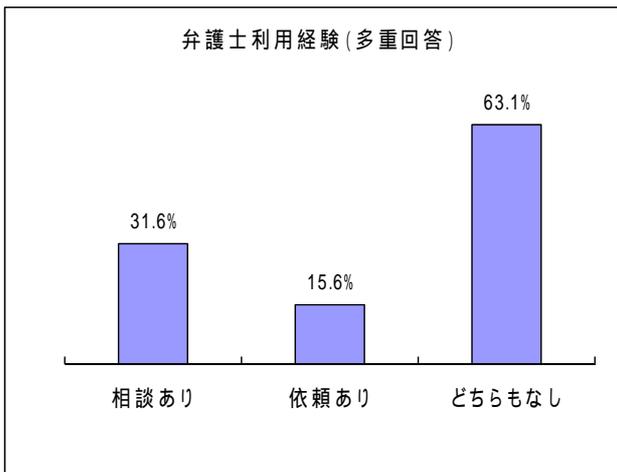


弁護士相談回数	回答数	%
1回	199	55.9%
2回	87	24.4%
3回	31	8.7%
4回以上	39	11.0%
合計	356	100%

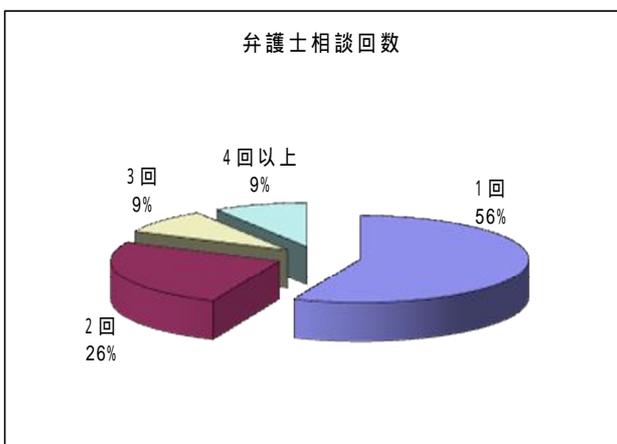


弁護士依頼回数	回答数	%
1回	83	83.8%
2回	9	9.1%
3回以上	7	7.1%
合計	99	100%

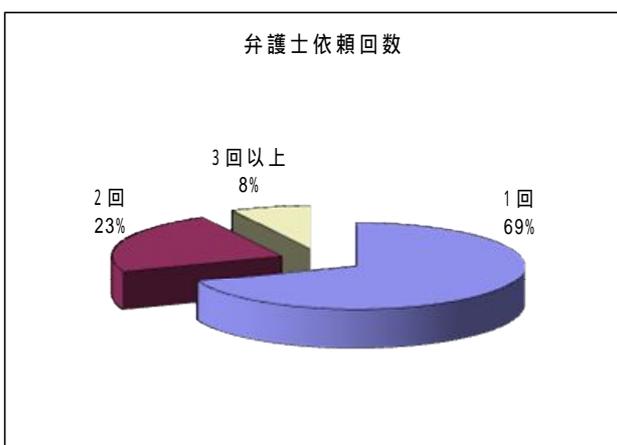
【法律事務所調査】



弁護士利用経験 (多重回答)	回答数	%
相談あり	89	31.6%
依頼あり	44	15.6%
どちらもなし	178	63.1%
回答者総数	282	-



弁護士相談回数	回答数	%
1回	44	56.4%
2回	20	25.6%
3回	7	9.0%
4回以上	7	9.0%
合計	78	100%

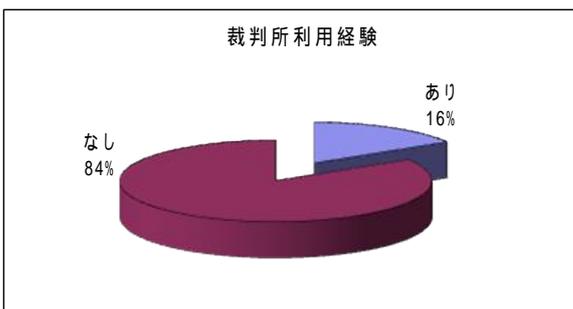


弁護士依頼回数	回答数	%
1回	27	69.2%
2回	9	23.1%
3回以上	3	7.7%
合計	39	100%

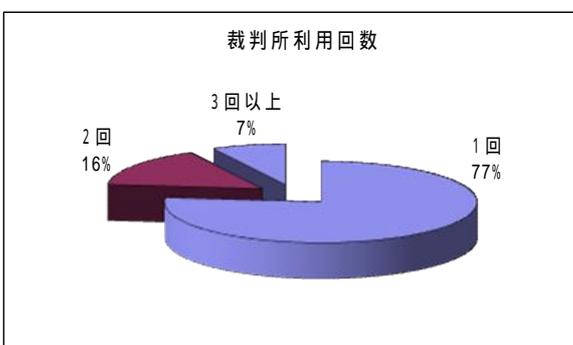
5 過去の裁判所利用経験

F 5 . 今回相談された問題以外で、過去に裁判所の手続を使ったことがありますか。相手方から調停や訴訟などの裁判所手続を申し立てられた場合も含まれます。

【法律相談センター調査】

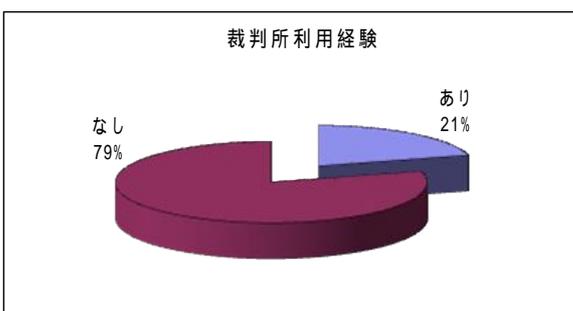


裁判所利用経験	回答数	%
あり	210	16.3%
なし	1,082	83.7%
合計	1,292	100%

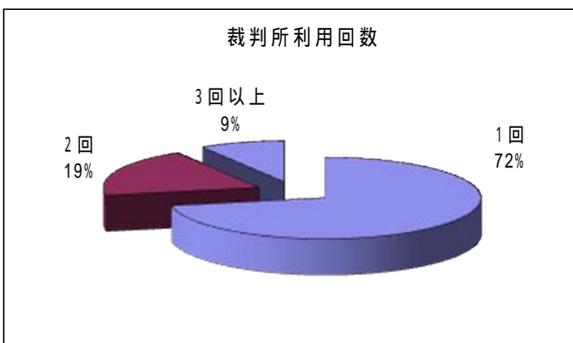


裁判所利用回数	回答数	%
1回	161	76.7%
2回	33	15.7%
3回以上	16	7.6%
合計	210	100%

【法律事務所調査】



裁判所利用経験	回答数	%
あり	58	20.6%
なし	223	79.4%
合計	281	100%

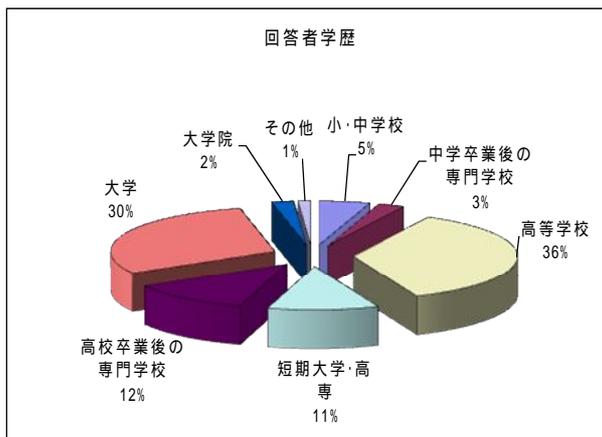


裁判所利用回数	回答数	%
1回	41	71.9%
2回	11	19.3%
3回以上	5	8.8%
合計	57	100%

6 最終学歴

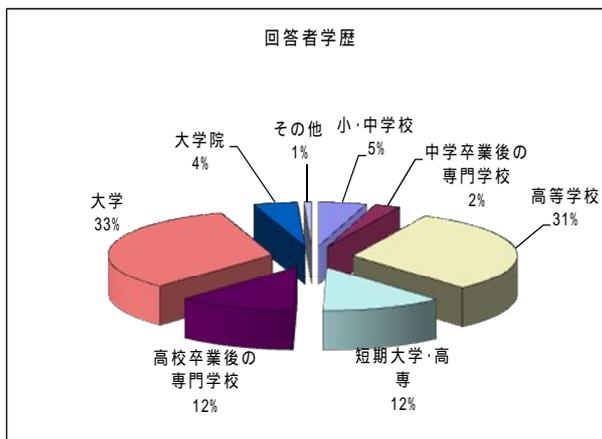
F 6 . 最後に行かれた、あるいは今行かれている学校は次のどれにあたるか。

【法律相談センター調査】



最終学歴	回答数	%
小・中学校	65	5.0%
中学卒業後の専門学校	33	2.5%
高等学校	468	36.1%
短期大学・高専	141	10.9%
高校卒業後の専門学校	156	12.0%
大学	388	30.0%
大学院	28	2.2%
その他	16	1.2%
合計	1,295	100%

【法律事務所調査】

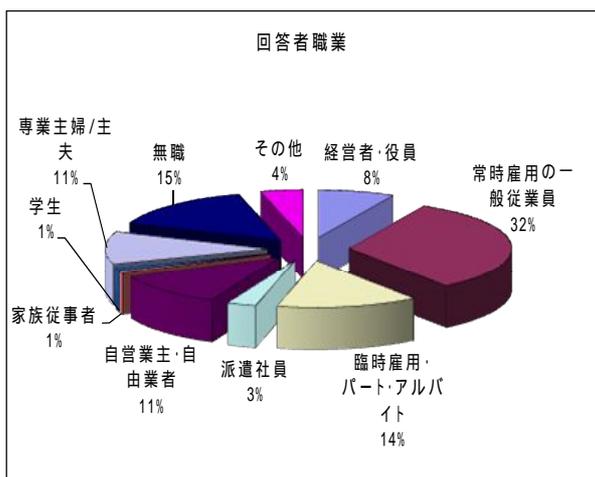


最終学歴	回答数	%
小・中学校	13	4.7%
中学卒業後の専門学校	7	2.5%
高等学校	86	31.2%
短期大学・高専	33	12.0%
高校卒業後の専門学校	32	11.6%
大学	91	33.0%
大学院	12	4.3%
その他	2	0.7%
合計	276	100%

7 職業

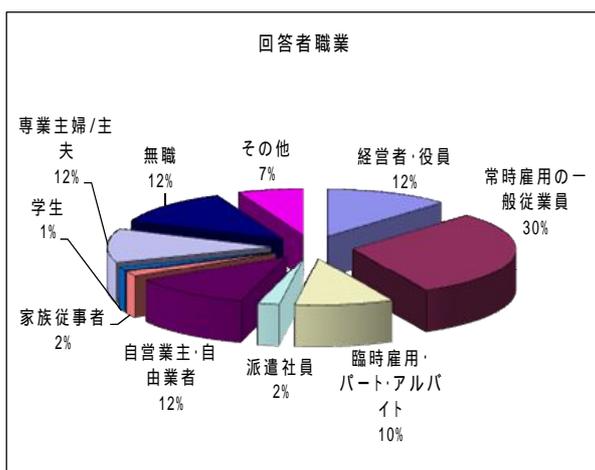
F 7 . 現在のあなたのお仕事は、大きく分けて以下のどれにあたりますか。

【法律相談センター調査】



回答者職業	回答数	%
経営者・役員	99	7.6%
常時雇用の一般従業員	420	32.2%
臨時雇用・パート・アルバイト	183	14.0%
派遣社員	38	2.9%
自営業主・自由業者	150	11.5%
家族従事者	8	0.6%
学生	12	0.9%
専業主婦/主夫	144	11.1%
無職	194	14.9%
その他	55	4.2%
合計	1,303	100%

【法律事務所調査】

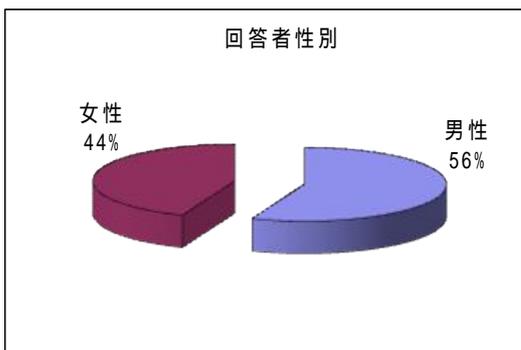


回答者職業	回答数	%
経営者・役員	34	12.3%
常時雇用の一般従業員	84	30.3%
臨時雇用・パート・アルバイト	27	9.7%
派遣社員	6	2.2%
自営業主・自由業者	33	11.9%
家族従事者	5	1.8%
学生	4	1.4%
専業主婦/主夫	32	11.6%
無職	34	12.3%
その他	18	6.5%
合計	277	100%

8 性別

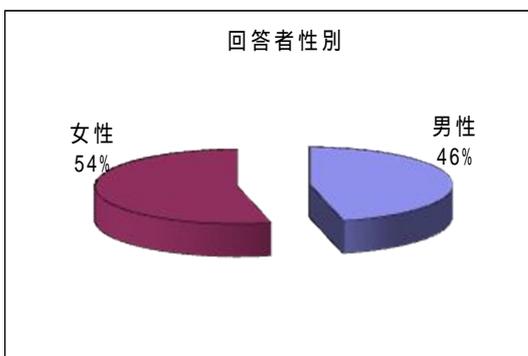
F 8 . あなたの性別を教えてください。

【法律相談センター調査】



性別	回答数	%
男性	744	56.0%
女性	585	44.0%
合計	1,329	100%

【法律事務所調査】

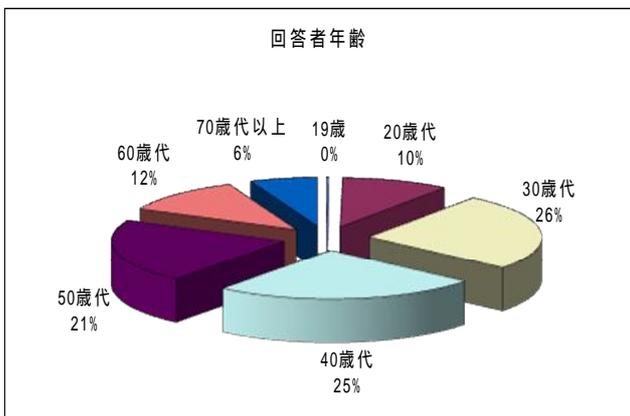


性別	回答数	%
男性	130	46.3%
女性	151	53.7%
合計	281	100%

9 年齢

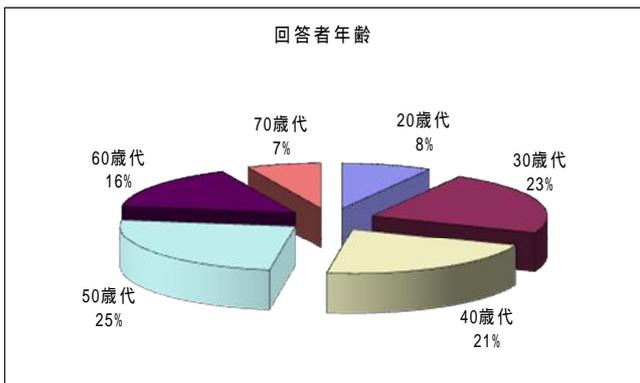
F 9 . 年齢はおいくつですか。

【法律相談センター調査】



年齢	回答数	%
19歳	3	0.2%
20歳代	133	10.1%
30歳代	339	25.7%
40歳代	327	24.8%
50歳代	281	21.3%
60歳代	154	11.7%
70歳代以上	84	6.4%
合計	1,321	100%

【法律事務所調査】

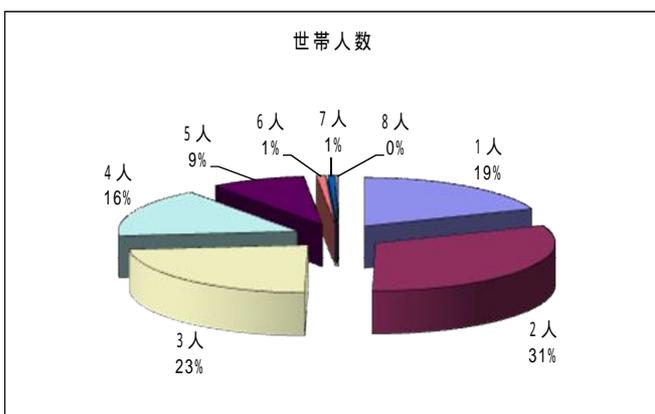


年齢	回答数	%
20歳代	23	8.3%
30歳代	63	22.7%
40歳代	59	21.3%
50歳代	69	24.9%
60歳代	44	15.9%
70歳代	19	6.9%
合計	277	100%

10 家族の人数

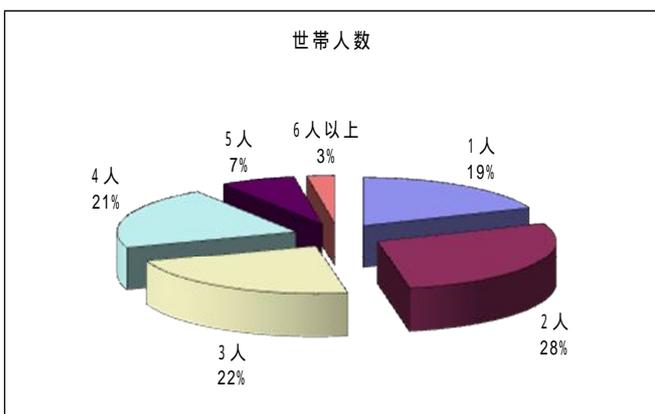
F10. 生計を共にされているご家族はあなた自身を含めて何人ですか。

【法律相談センター調査】



世帯人数	回答数	%
1人	250	19.1%
2人	407	31.2%
3人	303	23.2%
4人	213	16.3%
5人	111	8.5%
6人	11	0.8%
7人	8	0.6%
8人	3	0.2%
合計	1,306	100%

【法律事務所調査】

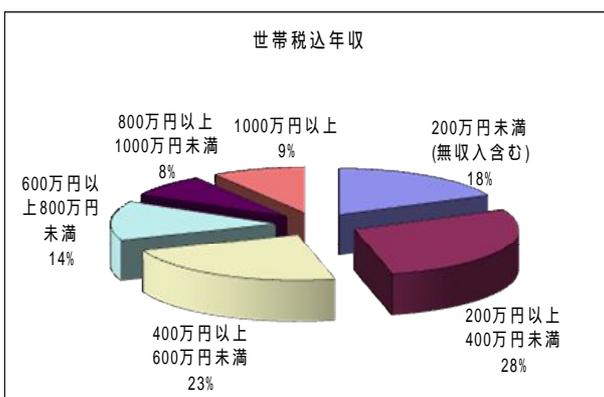


世帯人数	回答数	%
1人	53	18.9%
2人	79	28.2%
3人	63	22.5%
4人	59	21.1%
5人	19	6.8%
6人以上	7	2.5%
合計	280	100%

1 1 世帯税込収入

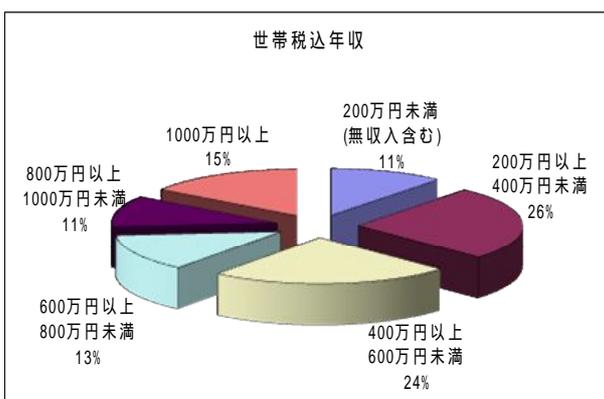
F 1 1 . 生計を共にされている家族（単身の場合はあなた自身）の収入は全部でどのくらいになりますか。昨年 1 年間の税込みでお答え下さい。

【法律相談センター調査】



世帯税込年収	回答数	%
200万円未満(無収入含む)	212	18.0%
200万円以上 400万円未満	334	28.3%
400万円以上 600万円未満	270	22.9%
600万円以上 800万円未満	162	13.7%
800万円以上 1000万円未満	93	7.9%
1000万円以上	108	9.2%
合計	1,179	100%
わからない	105	-
総計	1,284	-

【法律事務所調査】



世帯税込年収	回答数	%
200万円未満(無収入含む)	29	11.2%
200万円以上 400万円未満	67	25.9%
400万円以上 600万円未満	61	23.6%
600万円以上 800万円未満	34	13.1%
800万円以上 1000万円未満	28	10.8%
1000万円以上	40	15.4%
合計	259	100%

第3章 調査結果の分析

本調査では、主に弁護士による法律相談にまで至った人について、その抱える法的問題は何か、その問題に対してどのように対処することになったか、問題を抱える人の属性はどのようなものかを調査している。

法律相談は、法的サービス提供の最初の段階であるが、その後、弁護士が法的問題を抱える人に対して、どのように有効な法的サービスを提供しているかということは、法的ニーズがどの程度満たされているかという観点から、分析の必要がある。

そこで、本章では、法律相談者が弁護士に依頼するかどうかについて、問題類型、係争額、相談者の属性や過去の経験がどのように影響するかを分析している⁵。

また、弁護士による法的サービスを利用しないこととし、何もしない、あるいは自分で解決することを選択した相談者について、弁護士による法的サービスを受けないこととした理由等についても分析した。

本章では、「1 問題類型、係争額に関する分析」として、問題類型、係争額によって委任の有無に差があるのかを分析している。また「2 世帯年収、想定費用、過去の弁護士・裁判所利用経験に関する分析」として、相談者の属性や経験等によってはどのような影響があるかを分析している。

さらに、3及び4においては、弁護士による法的サービス利用を妨げる原因を分析している。本調査によっては、委任しない理由については十分解明できなかったが、その手がかりとして、弁護士に相談するのにに対して感じたためらいや係争額、費用への不安等を総合的に分析することにより、法的サービス利用を妨げているものについて考える⁶。

1 問題類型、係争額に関する分析

(1) 問題類型別にみた弁護士への依頼

弁護士への依頼の有無やその程度が、問題類型の種類によって異なるのか否かについて、法律相談センター調査の結果を分析・検討すると、問題類型（大分類）のうち「その他」を除いた8類型を、弁護士依頼率によって、おおむね次の3グループに分けることができる。

⁵ 本章でいう「弁護士に委任（依頼）（担当弁護士に限定せず）」とは、法律相談センター調査及び法律事務所調査の「Q17 今後の問題への対応」において、「担当弁護士（同じ弁護士）に依頼」、「弁護士（特定なし）に依頼」と回答した者のみならず、「担当弁護士（同じ弁護士）の事務所でさらに相談」と回答した者を含めた合計である。

これは、一般に「担当弁護士（同じ弁護士）の事務所でさらに相談」した場合には、その後依頼に至るケースが多いと考えられるためである。

⁶ 現実に、なぜ委任しないのか、なぜ自分で解決することにしたのか等については、別の調査により明らかにすることを予定している。

ア 依頼率が高い問題類型

もっとも依頼率が高い問題類型群は、

債権債務（５１．７％）

消費者問題（４５．５％）

である（図表１参照）。この２類型については、来訪者のうち半数程度が弁護士への依頼に至っているということになる。

このうち債権債務類型は、いわゆるクレサラ事件について、自力で対処できなくなった相談者が、当初から弁護士に依頼する目的で法律相談センターを来訪するケースが多いことから、依頼率も高くなっているものと思われる。

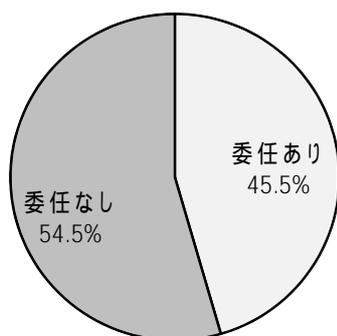
また、消費者問題類型については、本人で対処することが困難となった時点で法律相談に訪れていることが多いのではないかと推測され、そのことから依頼率が上がっているのではないかとと思われる。

ちなみに、債権債務類型については、法律事務所調査においても、弁護士依頼率が非常に高い結果となっており（８４．３％（図表２参照））、現時点においては、債権債務についての弁護士ニーズが依然として大きいということがうかがえる。

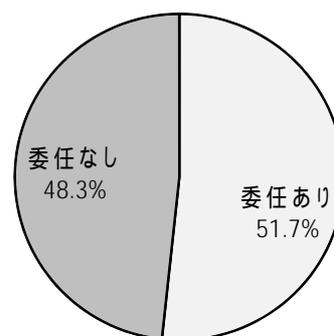
図表1：【法律相談センター調査】問題大分類×弁護士に委任（担当弁護士に該当せず）

		弁護士に委任		合計	
		委任あり	委任なし		
問題大分類	1. 消費者問題	度数	25	30	55
		%	45.5%	54.5%	100%
	2. 債権債務	度数	178	166	344
		%	51.7%	48.3%	100%
	3. 不動産	度数	20	77	97
		%	20.6%	79.4%	100%
	4. 労働関係	度数	10	63	73
		%	13.7%	86.3%	100%
	5. 家庭問題	度数	65	289	354
		%	18.4%	81.6%	100%
	6. 事故関係	度数	21	174	195
		%	10.8%	89.2%	100%
	7. 近隣関係	度数	3	21	24
		%	12.5%	87.5%	100%
8. 刑事事件	度数	6	22	28	
	%	21.4%	78.6%	100%	
9. その他	度数	16	60	76	
	%	21.1%	78.9%	100%	
分類不能	度数	43	57	100	
	%	43.0%	57.0%	100%	
回答なし	度数	3	30	33	
	%	9.1%	90.9%	100%	
合計		度数	390	989	1379
		%	28.3%	71.7%	100%

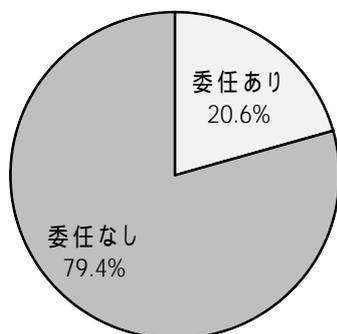
1. 消費者問題



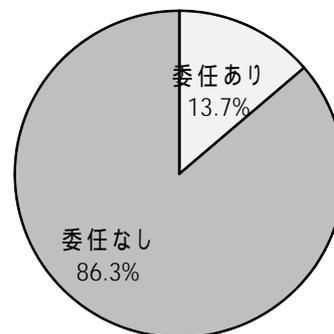
2. 債権債務



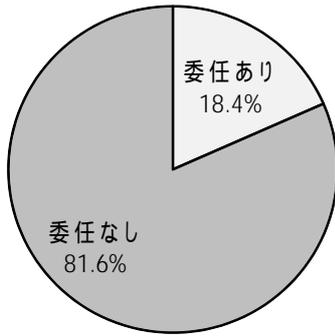
3. 不動産



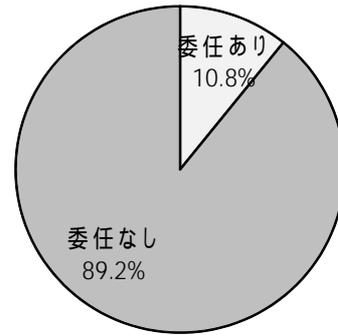
4. 労働関係



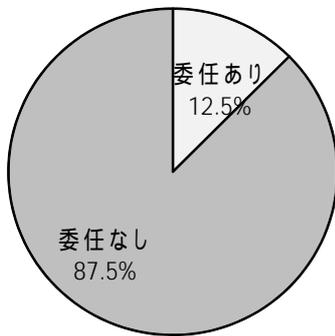
5. 家庭問題



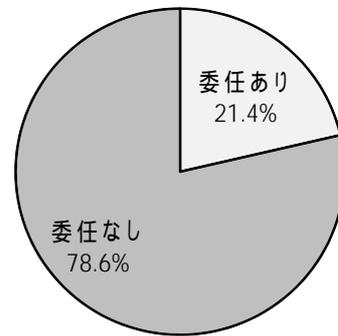
6. 事故関係



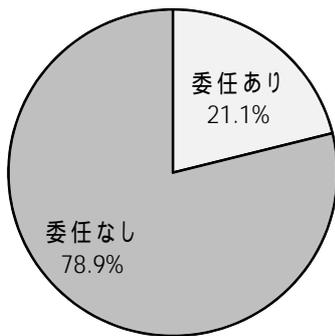
7. 近隣関係



8. 刑事事件



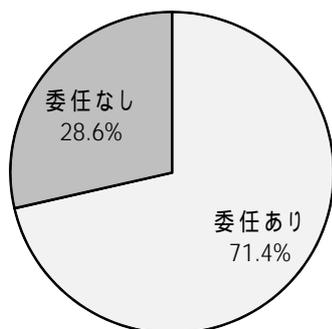
9. その他



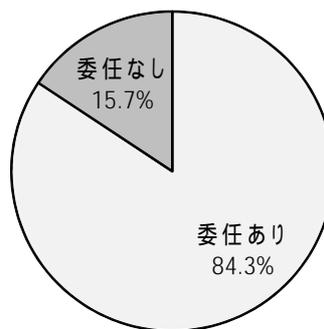
図表2：【法律事務所調査】問題大分類×弁護士に委任（担当弁護士に限定せず）

		弁護士に委任		合計	
		委任あり	委任なし		
問題大分類	1. 消費者問題	度数	5	2	7
		%	71.4%	28.6%	100%
	2. 債権債務	度数	70	13	83
		%	84.3%	15.7%	100%
	3. 不動産	度数	18	10	28
		%	64.3%	35.7%	100%
	4. 労働関係	度数	7	2	9
		%	77.8%	22.2%	100%
	5. 家庭問題	度数	58	25	83
		%	69.9%	30.1%	100%
	6. 事故関係	度数	17	6	23
		%	73.9%	26.1%	100%
	7. 近隣関係	度数	2	3	5
		%	40.0%	60.0%	100%
8. 刑事事件	度数	2	1	3	
	%	66.7%	33.3%	100%	
9. その他	度数	16	4	20	
	%	80.0%	20.0%	100%	
分類不能	度数	14	3	17	
	%	82.4%	17.6%	100%	
回答なし	度数	1	3	4	
	%	25.0%	75.0%	100%	
合計		度数	210	72	282
		%	74.5%	25.5%	100%

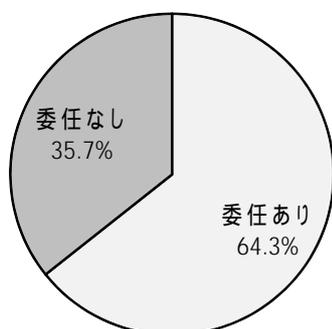
1. 消費者問題



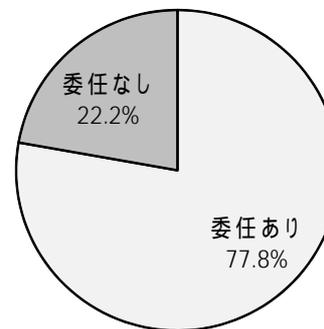
2. 債権債務



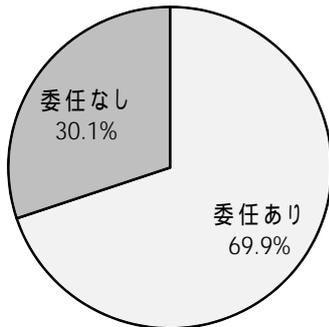
3. 不動産



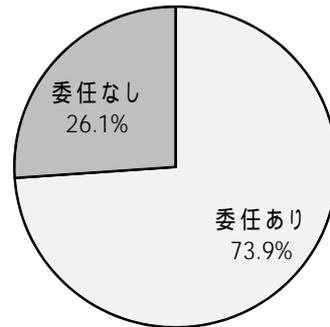
4. 労働関係



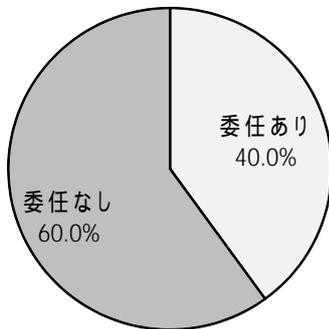
5. 家庭問題



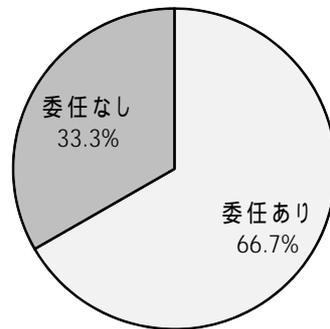
6. 事故関係



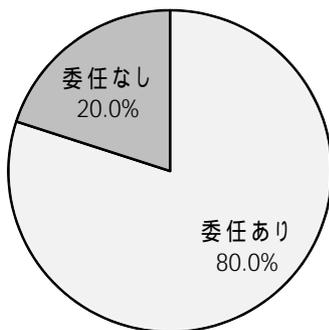
7. 近隣関係



8. 刑事事件



9. その他



イ 依頼率が中程度の問題類型

センター来訪者の6人のうち1人程度が弁護士に依頼している類型群としては、

刑事事件（21.4%）

不動産（20.6%）

家庭問題（18.4%）

の各類型がある（図表1参照）。

このうち、家庭問題類型については、法律相談センターの相談件数全体でみた場合は類型別でトップの件数割合である（相談全体のうち26.1%を占めている。）のにもかかわらず、弁護士依頼率になると、そのうち18.4%にとどまっているという結果になっている。

法律事務所調査においては、家庭問題類型についての弁護士依頼率は69.9%と高く、法律相談センター調査とは結果を異にしている（図表2参照）。

このように、法律相談センター調査で、弁護士依頼率が、相談件数に比較して低くなっている理由としては、（ ）離婚、遺産分割といった事件は、特に調停段階においては、本人による申立等の手続が比較的容易であり、（ ）他方、これを弁護士に依頼すると弁護士費用が必要になることから、法律相談センターでの相談の結果、結局、弁護士には依頼せずに自分で手続をとる方法を選択する相談者が多い点があげられるのではないかとと思われる。

一方、法律事務所への来訪者の場合は、法律相談センターへの来訪者と異なり、初めから弁護士への依頼を視野にいれて法律事務所に赴くケースが多いため、依頼率に4倍近い差が出ていると考えられよう。

このような家事調停手続や民事調停手続等、本人による手続が比較的容易な定型的な案件で、係争額が低いなどの理由から弁護士に依頼すると費用倒れになってしまうような事件については、相談者のニーズに対応する方法として、個人申立用の簡易かつ廉価な手続キットを作成して販売する方法などが有用なのではないかと考えられる。

ウ 比較的依頼率が低い問題類型

弁護士依頼率が比較的低い問題類型群としては、

労働関係（13.7%）

近隣関係（12.5%）

事故関係（10.8%）

の各類型があげられる（図表1参照）。これらの類型において、弁護士に依頼した者は、法律相談センター来訪者の10人に1人程度にとどまっている。

このうち、事故関係類型については、家庭問題類型と同様、法律相談センター全体の相談件数で見ると類型別で3位であり（全体の相談のうち14.5%を占めている。）本来の相談件数は多いにもかかわらず、弁護士依頼率は低いという結果になっている。

依頼率が低い理由としては、交通事故等における損害賠償額について、保険会社提示額（保険会社基準）と裁判基準での算定額との差額が一定額以上存する事件でなければ、弁護士に依頼しても費用倒れになってしまうことから、相談者が依頼を躊躇するためではないかと思われる。また、ADR による紛争解決手続が充実していることも理由であろう。

このように、事故関係類型においては、本来の相談件数が多く、潜在的な弁護士ニーズが大きいと思われるところ、本ニーズへの対応方法としては、交通事故被害等については誰もが被る可能性がある点に着目し、権利保護保険の拡充により弁護士費用の問題を解決する方法が有用なのではないかと思われる。

なお、事故関係類型についても、法律事務所調査における弁護士依頼率は、法律相談センター調査とは異なり73.9%と高くなっている（図表2参照）が、これは、家庭問題類型について述べたのと同様の理由に基づくものであろう。

（2）係争額別にみた弁護士への依頼

次に、弁護士への依頼の有無やその程度が、当該紛争の係争額によって異なるのか否かを分析する。

係争額別の弁護士依頼率は、200万円以下の金額帯と200万円超とに分けて比較した場合に、その違いが顕著にあらわれる（図表3参照）。

200万円以下の金額帯：弁護士依頼率26.4%

200万円超の金額帯：弁護士依頼率43.2%

すなわち、200万円以下の金額帯の紛争の場合は、相談者の4人に1人が弁護士に依頼する程度であるのに対し、200万円超の金額帯の紛争の場合は、相談者の約半数弱が弁護士に依頼するという結果となっている。

但し、弁護士依頼率が最も高い金額帯は、200万円超500万円以下という金額帯となっており、全体としてみると、係争額が高くなればなるほど弁護士依頼率が高くなるというわけでもない。

いずれにしても、係争額200万円以下の紛争については顕著に弁護士依頼率が低いわけであるが、これは、やはり係争額と弁護士費用との比較から、弁護士に依頼した場合にはいわゆる費用倒れになってしまうためではないかと思われる。

これら少額の紛争に関する弁護士ニーズへの対応としては、事件の類型等（定型的事件類型であるか否か、本人による手続が容易か否か等）に応じて、法的扶助の拡充、権利保護保険の拡充、個人用キットの作成・販売等の方法、弁護士会の手によるADRの解決方法等を検討ないし推進すべきである。

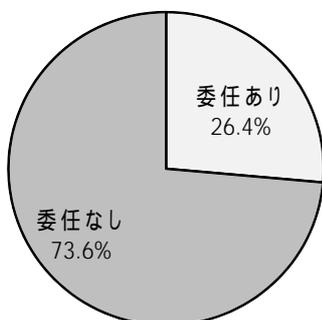
なお、事務所調査においては、弁護士依頼率は、係争額によって弁護士依頼率に特に違いはみられず、いずれの金額帯においても70～90%の高い依頼率となっている（図表4参照）。これは、法律事務所での相談は、すでに委任を前提としての相談に

なるため、係争額が委任の意思決定に影響する段階は過ぎており、係争額も考慮した上での相談になっているためではないかと考えられる。

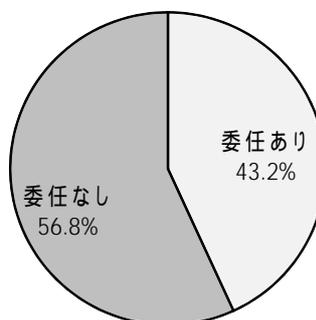
図表3：【法律相談センター調査】係争金額×弁護士に委任（担当弁護士に限定せず）

			弁護士に委任		合計
			委任あり	委任なし	
金 係 争	200万円以下	度数	75	209	284
		%	26.4%	73.6%	100%
	200万円超	度数	180	237	417
		%	43.2%	56.8%	100%
合計		度数	255	446	701
		%	36.4%	63.6%	100%

200万円以下



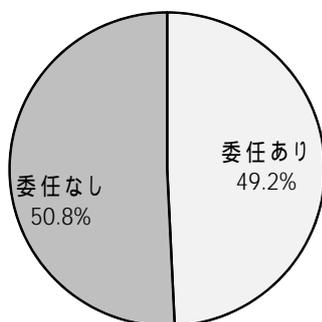
200万円超



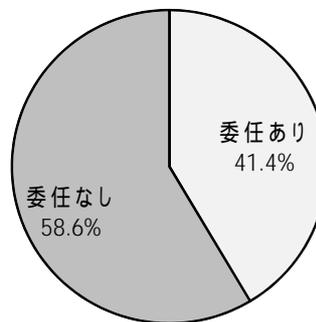
200万円超内訳

			弁護士に委任		合計	
			委任あり	委任なし		
係 争 金 額	200万円超 500万円以下	度数	98	101	199	
		%	49.2%	50.8%	100%	
	500万円超 1000万円以下	度数	46	65	111	
		%	41.4%	58.6%	100%	
	1000万円超	度数	36	71	107	
		%	33.6%	66.4%	100%	
	合計		度数	180	237	417
			%	43.2%	56.8%	100%

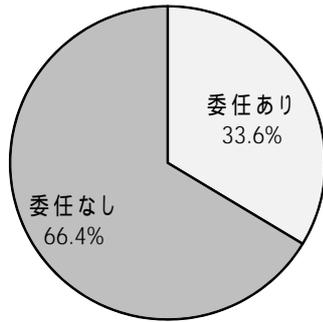
200万円超500万円以下



500万円超1000万円以下



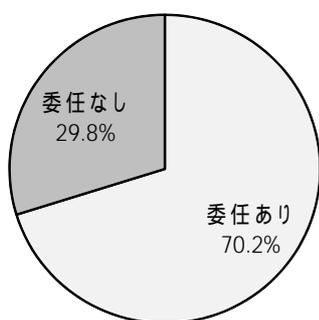
1000万円超



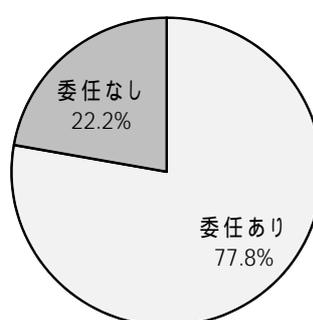
図表4：【法律事務所調査】係争金額×弁護士に委任（担当弁護士に限定せず）

			弁護士に委任		合計
			委任あり	委任なし	
係争金額	200万円以下	度数	33	14	47
		%	70.2%	29.8%	100%
	200万円超	度数	35	10	45
		%	77.8%	22.2%	100%
	500万円超	度数	29	3	32
		%	90.6%	9.4%	100%
	1000万円以下	度数	37	4	41
		%	90.2%	9.8%	100%
	1000万円超	度数	134	31	165
		%	81.2%	18.8%	100%

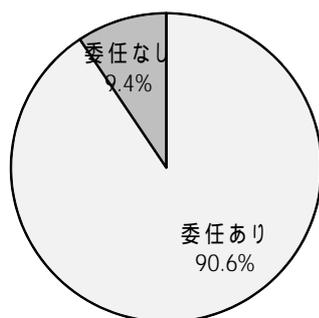
200万円以下



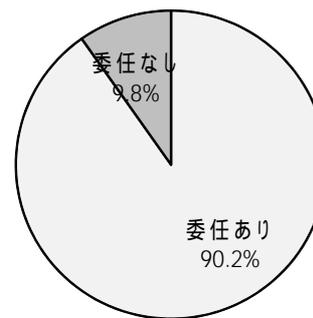
200万円超500万円以下



500万円超1000万円以下



1000万円超



(3) 問題類型と係争額を組み合わせた場合の分析

弁護士への依頼の有無やその程度について、問題類型と係争額をそれぞれ組み合わせて分析する。

問題類型と係争額を組み合わせて弁護士依頼率を分析した結果、事故関係と消費者問題の問題類型においてはいずれも、係争額が高くなるほど基本的に弁護士依頼率も高くなるという傾向がみられた。

特に、事故関係類型については、係争額500万円を境にして、弁護士依頼率との関連性が非常に顕著となる(図表5参照)。

〔事故関係類型〕

200万円以下	: 5.8%
200万超500万以下	: 7.7%
500万超1000万以下	: 25.0%
1000万超	: 71.4%

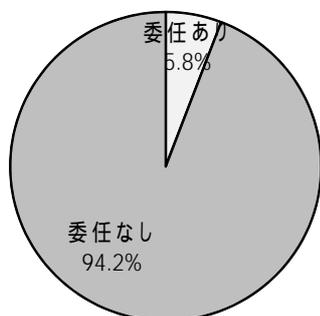
このように事故関係類型においては、係争額「200万円以下」及び「200万円超500万円以下」の金額帯ではそれぞれ5.8%、7.7%という低い弁護士依頼率にとどまっているが、「500万円超1000万以下」となると急に依頼率があがって相談者4人に1人が依頼しており、さらに1000万円を超えるとさらに格段に依頼率があがって相談者4人のうち3人近くが依頼するという結果になっている。

なお、その余の問題類型においては、特筆すべき顕著な関連性はみられなかった。

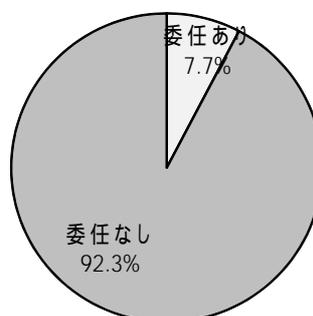
図表5：【法律相談センター調査】事故関係×係争金額×弁護士に委任（担当弁護士に限定せず）

			弁護士に委任		合計		
			委任あり	委任なし			
6 事故関係	係争金額	200万円以下	度数	3	49	52	
			%	5.8%	94.2%	100%	
		200万円超 500万円以下	度数	1	12	13	
			%	7.7%	92.3%	100%	
		500万円超 1000万円以下	度数	1	3	4	
			%	25.0%	75.0%	100%	
		1000万円超	度数	5	2	7	
			%	71.4%	28.6%	100%	
		合計		度数	10	66	76
				%	13.2%	86.8%	100%

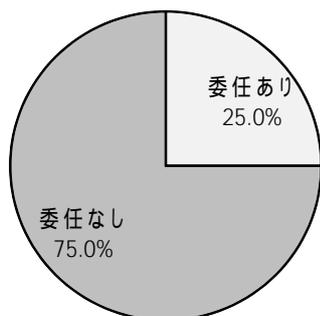
200万円以下



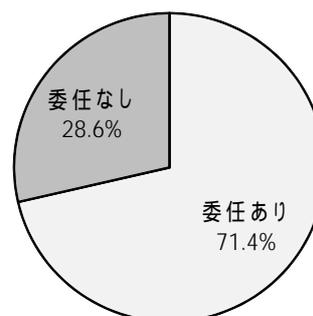
200万円超500万円以下



500万円超1000万円以下



1000万円超



2 世帯年収、想定費用、過去の弁護士・裁判所利用経験に関する分析

(1) 世帯年収

法律相談センター来訪者が、相談の結果弁護士に委任した割合を世帯年収別に見ると、世帯年収400万円未満の帯が最も高く、世帯年収400万円以上800万円未満の帯でやや下がり、世帯年収800万円以上の帯において、弁護士委任率がさらに下がるという傾向が見られる(図表6参照)。

400万円未満	31.3%
400万円以上800万円未満	29.2%
800万円以上	19.9%

一方、法律相談センター来訪者が、相談の結果「自分でやってみる」と回答した割合を世帯年収別に見ると、世帯年収が増えるにつれ、弁護士を使わず「自分でやってみる」割合が高いという傾向が見られる(図表7参照)。

400万円未満	28.8%
400万円以上800万円未満	35.0%
800万円以上	38.8%

世帯年収400万円未満の帯は法律扶助の資力要件の範囲にほぼ重なることから、この帯で弁護士委任率が高いのは、法律扶助の利用やクレサラ事件による低額な事件処理が可能であるからと説明することができよう。

世帯年収400万円以上800万円未満の帯は、世帯収入としては世帯年収400万円未満の帯よりは余裕があると考えられるものの、ほとんど委任率が変わらない。これは、弁護士費用を支出する家計の余裕は、法律扶助を利用して解決を希望する世帯の法的ニーズ以上を充足する程にはないということになる。

そのため、世帯年収が800万円に満たない帯の法的ニーズに対しては、法律扶助の資力要件の範囲拡大や、権利保護保険の拡充などにより対応することが必要であると考えられる。

さらに、弁護士費用を負担することがさほど困難でないはずの800万円以上の帯において、弁護士委任率が下がり、逆に「自分でやってみる」率が上がっているのは意外な結果とも思われる。

その理由を考えてみると、その1つには、他の類型と比べ圧倒的に弁護士委任率の高い「債権債務」についての相談者(委任率51.7%(図表1参照))が、世帯年収800万円以上の帯には少ないことが挙げられる。

また、世帯年収800万円以上の帯は企業、知人等を通じて法律事務所に直接アクセスすることが比較的容易なはずであるが、にもかかわらずあえて法律相談センターを利用するのは、相談の目的が、直ちに弁護士への委任することではなく、文字通り「法律相談」をすることにより、以後の紛争行動の方向性決定の判断材料としたり、セカンド・オピニオンを得るためではないかと思われる。このことが、弁護士委任率

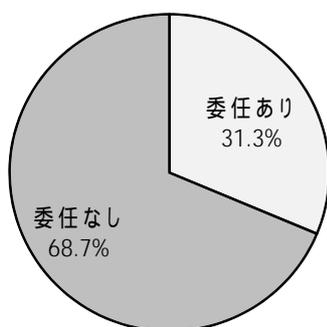
の低下、「自分でやってみる」割合の増加につながっているのではなかろうか。

そうすると、この帯の法的ニーズに対応するには、いつでも気楽に相談できる「ホームロイヤー」的な弁護士関与を日常的に充実させること、例えば、個人法律顧問契約をより普及させることも検討されるべきだろう。

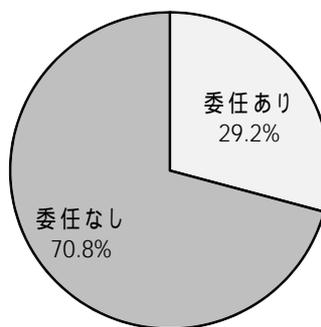
図表6：【法律相談センター調査】世帯年収×弁護士に委任（担当弁護士に限定せず）

		弁護士に委任		合計	
		委任あり	委任なし		
世帯年収	400万円未満	度数	171	375	546
		%	31.3%	68.7%	100%
	400万円以上 800万円未満	度数	126	306	432
		%	29.2%	70.8%	100%
	800万円以上	度数	40	161	201
		%	19.9%	80.1%	100%
	わからない	度数	29	76	105
		%	27.6%	72.4%	100%
合計		度数	366	918	1284
		%	28.5%	71.5%	100%

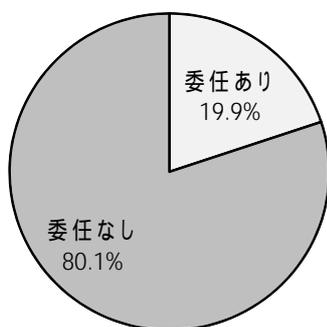
400万円未満



400万円以上800万円未満



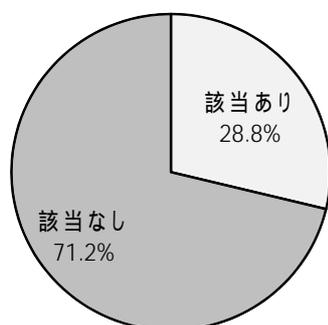
800万円以上



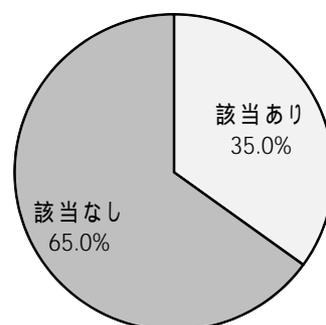
図表7：【法律相談センター調査】世帯年収×自分でやってみる

		自分でやってみる		合計	
		該当あり	該当なし		
世帯年収	400万円未満	度数	157	389	546
		%	28.8%	71.2%	100%
	400万円以上 800万円未満	度数	151	281	432
		%	35.0%	65.0%	100%
	800万円以上	度数	78	123	201
		%	38.8%	61.2%	100%
	わからない	度数	35	70	105
		%	33.3%	66.7%	100%
合計		度数	421	863	1284
		%	32.8%	67.2%	100%

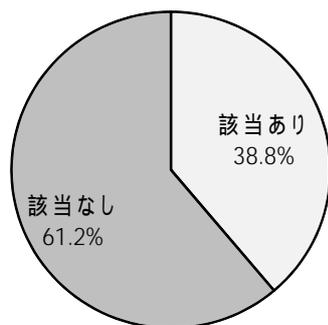
400万円未満



400万円以上800万円未満



800万円以上



(2) 想定費用

法律相談センター来訪者が、相談の結果弁護士に委任した割合を、「これからの想定費用額」別に見ると、想定費用が100万円を超えた場合、弁護士委任率がはっきり下がるという傾向が見られる（図表8参照）。

20万円以下	23.8%
20万円超50万円以下	48.6%
50万円超100万円以下	38.3%

100万円超 30.7%

一方、法律相談センター来訪者が、相談の結果「自分でやってみる」と回答した割合を「これからの想定費用額」別に見ると、「20万円以下」もしくは「100万円超」の帯は、20万超100万円未満の範囲と比べ、「自分でやってみる」割合が極めて高くなっている（図表9参照）。

20万円以下 43.8%

20万超50万円以下 19.1%

50万円超100万円以下 18.8%

100万円超 34.1%

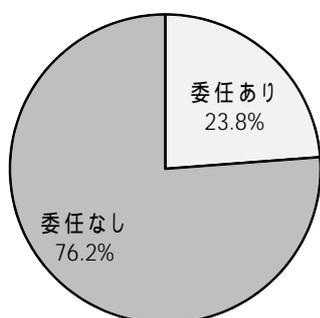
もちろん、今後の想定費用は係争額とも深く関連することから一概にはいえないが、法律相談センター来訪者の傾向として、弁護士に委任するかどうかの判断にあたっては、これからの想定費用が「100万円以下」に収まるか否か、殊に半数が委任すると回答した「20万円超50万円以下」に収まるか否かというファクターが重要な要素を占めるとみることが可能である。

そうすると、法律相談から弁護士への委任につなげるためには、民事法律扶助や権利保護保険の拡充により、今後の想定費用が50万円、多くとも100万円を上回らないような制度的配慮をするとともに、例えば弁護士報酬に占める着手金の割合を下げ、報酬金の割合を上げるなどの契約上の配慮により、依頼者の負担感をなるべく小さくするような努力も必要となろう。

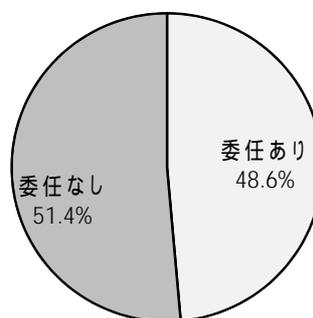
図表8：【法律相談センター調査】これからの想定費用額×弁護士に委任（担当弁護士に限定せず）

			弁護士に委任		合計
			委任あり	委任なし	
想 定 費 用 額 の こ れ か ら の	20万円以下	度数	105	336	441
		%	23.8%	76.2%	100%
	20万円超50万円以下	度数	137	145	282
		%	48.6%	51.4%	100%
	50万円超100万円以下	度数	49	79	128
		%	38.3%	61.7%	100%
	100万円超	度数	27	61	88
		%	30.7%	69.3%	100%
合計		度数	318	621	939
		%	33.9%	66.1%	100%

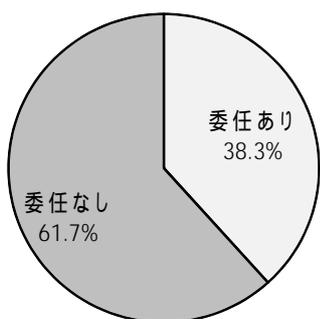
20万円以下



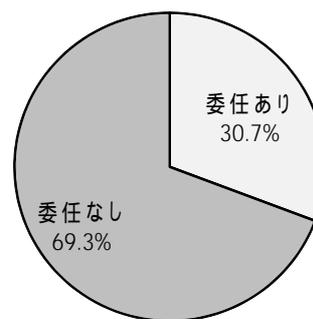
20万円超50万円以下



50万円超100万円以下



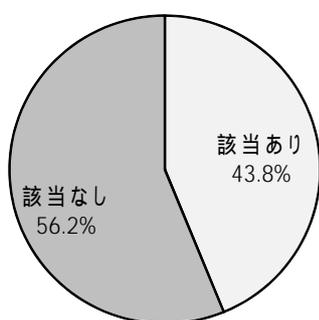
100万円超



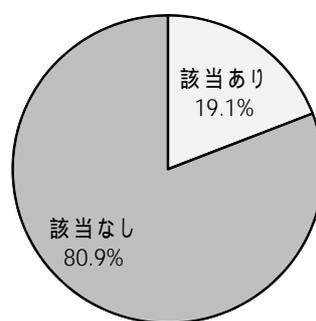
図表9：【法律相談センター調査】これからの想定費用額×自分でやってみる

			自分でやってみる		合計
			該当あり	該当なし	
想 こ れ か ら の 費 用 額	20万円以下	度数	193	248	441
		%	43.8%	56.2%	100%
	20万円超50万円以下	度数	54	228	282
		%	19.1%	80.9%	100%
	50万円超100万円以下	度数	24	104	128
		%	18.8%	81.3%	100%
	100万円超	度数	30	58	88
		%	34.1%	65.9%	100%
合計		度数	301	638	939
		%	32.1%	67.9%	100%

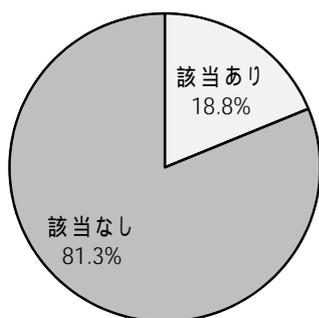
20万円以下



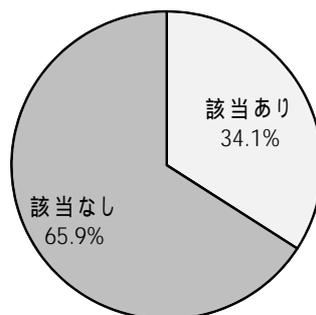
20万円超50万円以下



50万円超100万円以下



100万円超



(3) 過去の弁護士・裁判所利用経験

紛争行動調査によると、過去5年の間に、何らかの問題を経験した者のうちで、司法との接触経験は、「弁護士を利用」12.7%、「調停を経験」5.5%、「訴訟を経験」2.3%となっている（複数回答可）⁷。

一般的に弁護士を利用したことのある人が10%強であるのに対し、法律相談センター調査によると、法律相談センター来訪者の過去の弁護士利用経験（複数回答可）は、「相談あり」26.8%、「依頼あり」7.9%であり、3分の1近い人が過去に弁護士と接触している経験を持つ。法律事務所調査によると、来訪者の過去の弁護士利用経験（複数回答可）は、「相談あり」31.6%、「依頼あり」15.6%となっており、5割近くの方が過去に弁護士と接触している。

このように、過去に弁護士を利用した経験がある層は、そうでない層に比べ、格段に弁護士の利用率が高まっており、いわば「リピーター」となっていることがわかる。「敷居が高い」「費用が高い」というイメージも、一度弁護士を利用すれば相当程度払拭できているということがうかがえる。

このような「リピーター」を増やすためにも、依頼者との信頼関係構築のための、メンタル面の配慮、事務的、法律的対応技術の向上、報酬基準の一層の周知・明確化が必要になる。

3 弁護士に相談することに対するためらいの分析

(1) ためらいを感じる層

法律相談センター来訪者のうち、43.9%が法律相談にくる前に「ためらいを感じた」と答えている。特に、過去に弁護士相談経験のない者の方がためらいを感じる傾向にある（図表10参照）。回答者の属性では、男性よりも女性が、世帯年収の高い者よりも低い者が、学歴の高い者よりも低い者が、弁護士に相談することにためらいを感じる傾向にあった（図表11・12・13参照）。

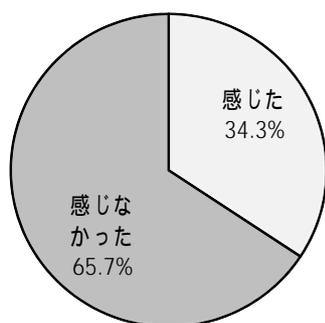
また、問題分類に関して言えば、債権債務関係の事件で相談する者は、他の事件類型に比べてためらいを感じる者が多いという傾向にある（図表14参照）。

⁷ 紛争行動調査基本集計書第3章第1節79頁

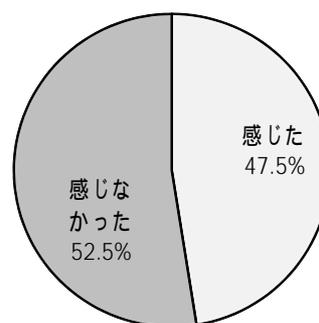
図表 10 :【法律相談センター調査】弁護士相談経験×来所前のためらい

		来所前のためらい		合計	
		感じた	感じなかった		
弁護士相談経験	あり	度数	119	228	347
		%	34.3%	65.7%	100%
	なし	度数	436	482	918
		%	47.5%	52.5%	100%
合計		度数	555	710	1265
		%	43.9%	56.1%	100%

弁護士相談経験あり



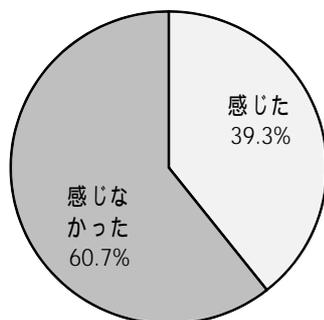
弁護士相談経験なし



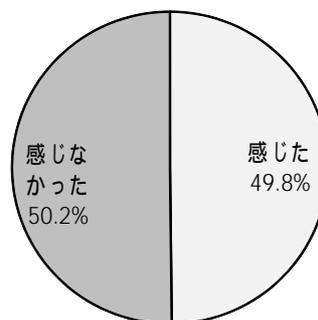
図表 11 :【法律相談センター調査】性別×来所前のためらい

		来所前のためらい		合計	
		感じた	感じなかった		
性別	男性	度数	273	421	694
		%	39.3%	60.7%	100%
	女性	度数	271	273	544
		%	49.8%	50.2%	100%
合計		度数	544	694	1238
		%	43.9%	56.1%	100%

男性



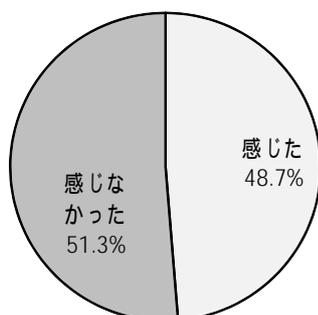
女性



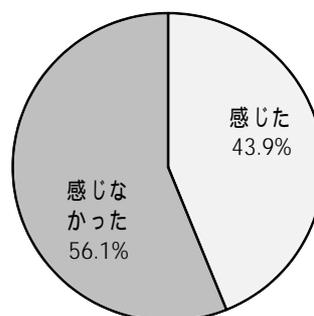
図表 1 2 :【法律相談センター調査】世帯年収×来所前のためらい

		来所前のためらい		合計	
		感じた	感じなかった		
世帯年収	400万円未満	度数	245	258	503
		%	48.7%	51.3%	100%
	400万以上800万円未満	度数	179	229	408
		%	43.9%	56.1%	100%
	800万円以上	度数	59	128	187
		%	31.6%	68.4%	100%
合計		度数	483	615	1098
		%	44.0%	56.0%	100%

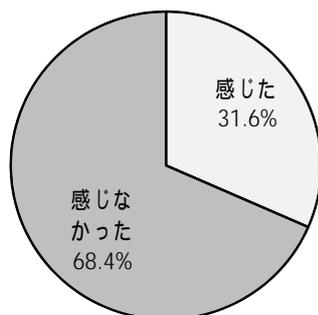
400万円未満



400万円以上800万円未満



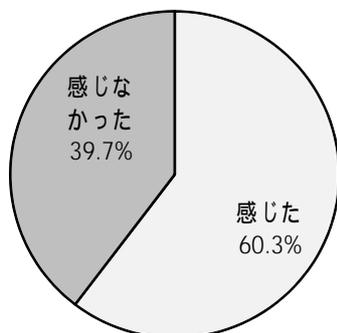
800万円以上



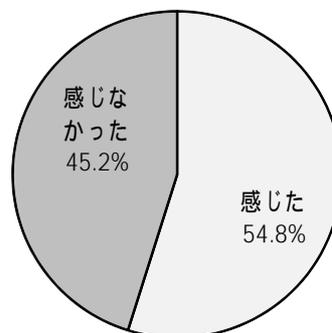
図表 1 3 :【法律相談センター調査】最終学歴×来初前のためらい

		来所前のためらい		合計	
		感じた	感じなかった		
最終学歴	小・中学校	度数	35	23	58
		%	60.3%	39.7%	100%
	中学卒後の専門学校	度数	17	14	31
		%	54.8%	45.2%	100%
	高等学校	度数	201	232	433
		%	46.4%	53.6%	100%
	短期大学・高専	度数	60	72	132
		%	45.5%	54.5%	100%
	高校卒後の専門学校	度数	74	70	144
		%	51.4%	48.6%	100%
大学	度数	131	235	366	
	%	35.8%	64.2%	100%	
大学院	度数	9	19	28	
	%	32.1%	67.9%	100%	
その他	度数	4	10	14	
	%	28.6%	71.4%	100%	
合計		度数	531	675	1206
		%	44%	56%	100%

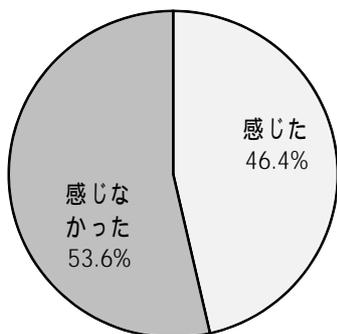
小・中学校



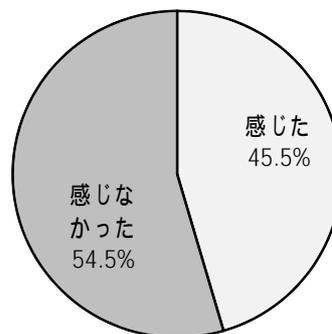
中学卒後の専門学校



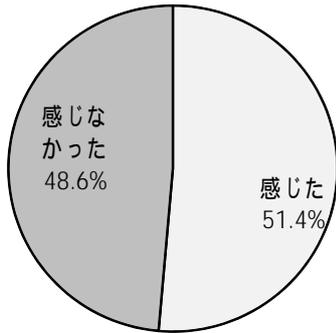
高等学校



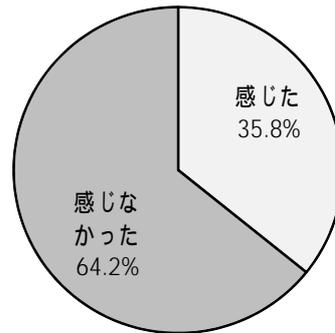
短期大学・高専



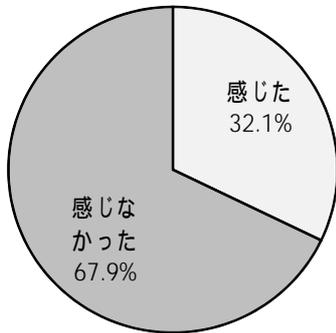
高校卒後の専門学校



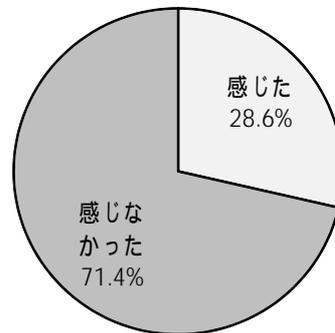
大学



大学院



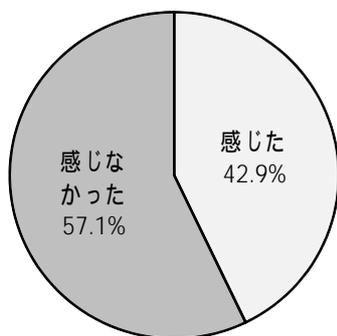
その他



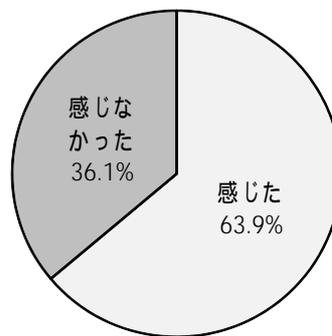
図表 1 4 :【法律相談センター調査】問題大分類 × 来所前のためらい

		来所前のためらい		合計	
		感じた	感じなかった		
問題大分類	1. 消費者問題	度数	21	28	49
		%	42.9%	57.1%	100%
	2. 債権債務	度数	198	112	310
		%	63.9%	36.1%	100%
	3. 不動産	度数	26	62	88
		%	29.5%	70.5%	100%
	4. 労働関係	度数	25	39	64
		%	39.1%	60.9%	100%
	5. 家庭問題	度数	123	213	336
		%	36.6%	63.4%	100%
	6. 事故関係	度数	71	114	185
		%	38.4%	61.6%	100%
	7. 近隣関係	度数	10	22	32
		%	31.3%	68.8%	100%
	8. 刑事事件	度数	9	17	26
		%	34.6%	65.4%	100%
	9. その他	度数	28	37	65
		%	43.1%	56.9%	100%
合計		度数	511	644	1155
		%	44%	56%	100%

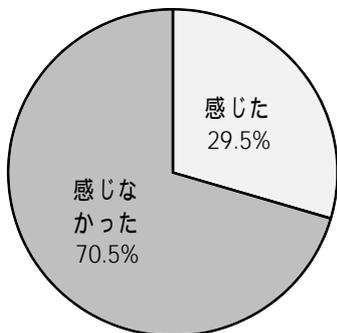
1. 消費者問題



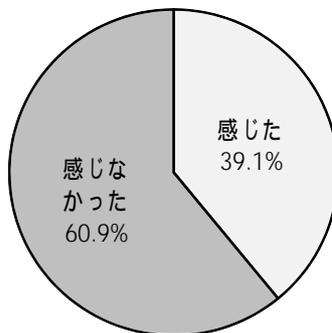
2. 債権債務



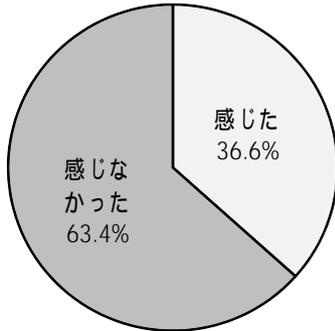
3. 不動産



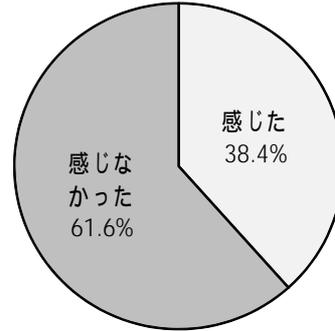
4. 労働関係



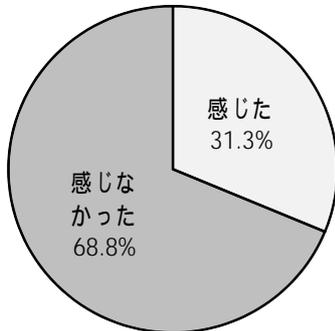
5. 家庭問題



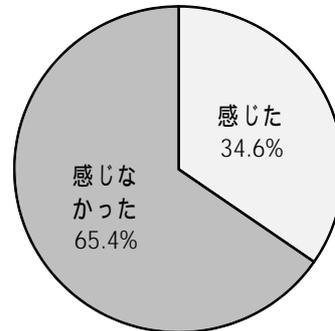
6. 事故関係



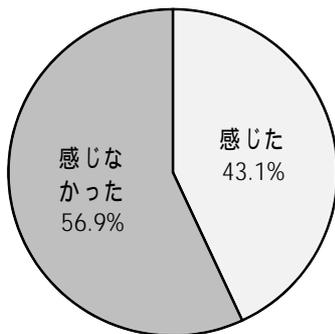
7. 近隣関係



8. 刑事事件



9. その他



(2) ためらいを感じる理由

ア 弁護士費用に対する不安

法律相談センター来訪者が、法律相談にくることにためらいを感じた理由として最も多かったのが「費用がわからない」(60.5%)であった。特に、過去に弁護士相談経験のない者の方が、「費用がわからない」を挙げる傾向が強かった(図表15参照)。

また、「相談料が高額」も26.3%に上り、前述のとおり世帯年収の高い者よりも低い者の方が弁護士に相談することにためらいを感じているという結果からしても、相談費用に対する不安感が法律相談に相談することに対してためらいを感じる最も大きな理由と考えられる。

これに対しては、相談希望者が相談費用についての情報を得やすいようにするため、広報の仕方を工夫する等の対処が必要であろう。

イ 弁護士に対するイメージ

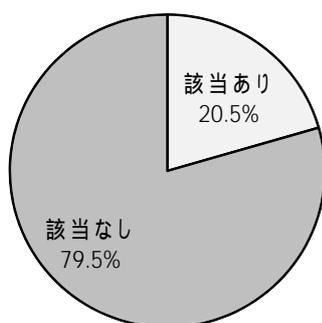
また、「近づきにくい」「話が難しそう」も合わせて64.5%に上り、弁護士に対するマイナスイメージが法律相談に対するためらいの大きな一因となっているようである。

「各個人が抱く一般的な弁護士のイメージ」を変えるのはなかなか難しいと思われるが、少なくとも法律相談に関しては、「身近なトラブルに対して何でも相談できる」「担当弁護士は誠意をもって丁寧・親切に相談を担当する」ということを重視し、それを実践しているということを伝えるという視点で広報の仕方等を考える必要があるであろう。

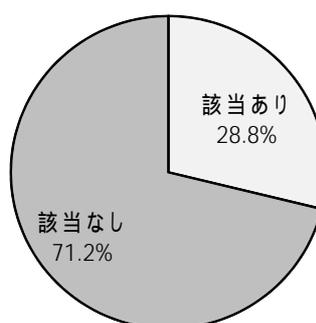
図表 15 :【法律相談センター調査】弁護士相談経験×費用がわからない

		費用がわからない		合計	
		該当あり	該当なし		
弁護士相談経験	あり	度数	69	267	336
		%	20.5%	79.5%	100%
	なし	度数	300	743	1043
		%	28.8%	71.2%	100%
合計		度数	369	1010	1379
		%	26.8%	73.2%	100%

弁護士相談経験あり



弁護士相談経験なし



4 依頼しないことの障壁の分析

(1) 弁護士に依頼しない層

本調査によれば、法律相談センター来訪者のうち、31.9%が「自分でやってみる」と答えて多数を占めているのに対し、「担当弁護士に依頼」は11.6%に過ぎない。

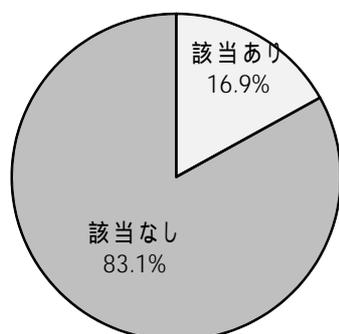
回答者の属性から見てみると、学歴が高いほど「自分でやってみる」率が高く、逆に学歴が低いほど弁護士に依頼する率が高いという結果が見られた(図表16・17)。(なお、世帯年収との関係については後述する)。

事件類型との関係を見ると、債権債務及び消費者問題の案件において「自分でやってみる」率が低く、弁護士に依頼する率が高い。逆に事故関係、労働関係、家庭問題、近隣関係等の案件において「自分でやってみる」率が高い(弁護士に依頼する率が低い)という結果が出ている(図表1・18参照)。

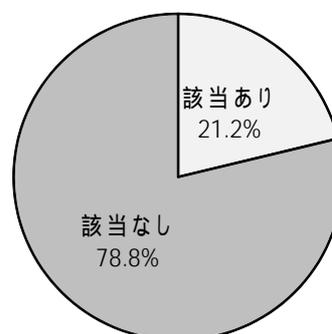
図表 16 :【法律相談センター調査】最終学歴×自分でやってみる

		自分でやってみる		合計	
		該当あり	該当なし		
最終学歴	小・中学校	度数	11	54	65
		%	16.9%	83.1%	100%
	中学卒後の専門学校	度数	7	26	33
		%	21.2%	78.8%	100%
	高等学校	度数	133	335	468
		%	28.4%	71.6%	100%
	短期大学・高専	度数	50	91	141
		%	35.5%	64.5%	100%
	高校卒後の専門学校	度数	44	112	156
		%	28.2%	71.8%	100%
	大学	度数	165	223	388
		%	42.5%	57.5%	100%
	大学院	度数	11	17	28
		%	39.3%	60.7%	100%
	その他	度数	4	12	16
		%	25.0%	75.0%	100%
合計		度数	425	870	1295
		%	33%	67%	100%

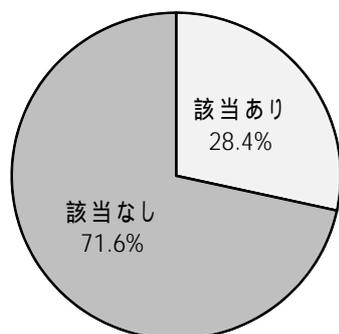
小・中学校



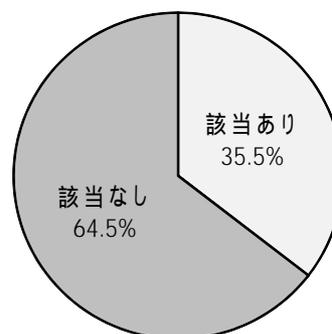
中学卒後の専門学校



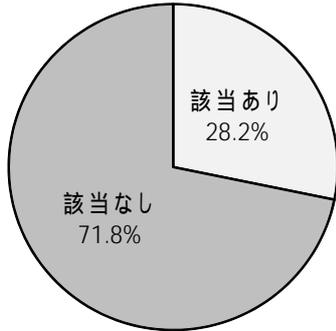
高等学校



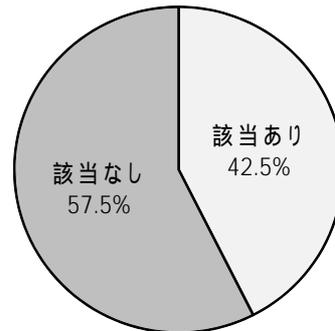
短期大学・高専



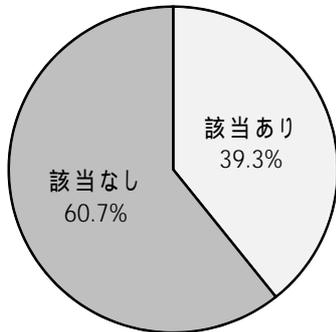
高校卒後の専門学校



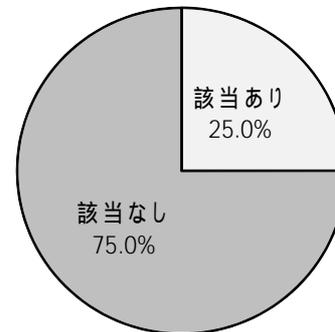
大学



大学院



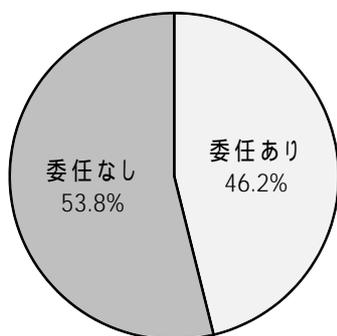
その他



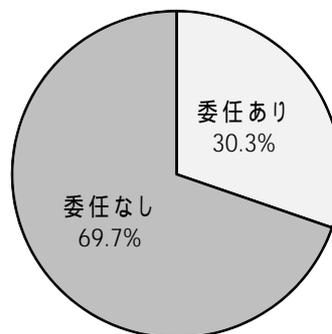
図表 17 :【法律相談センター調査】最終学歴×弁護士に委任（担当弁護士に限定せず）

			弁護士に委任		合計	
			委任あり	委任なし		
最終学歴	小・中学校	度数	30	35	65	
		%	46.2%	53.8%	100%	
	中学卒後の専門学校	度数	10	23	33	
		%	30.3%	69.7%	100%	
	高等学校	度数	147	321	468	
		%	31.4%	68.6%	100%	
	短期大学・高専	度数	28	113	141	
		%	19.9%	80.1%	100%	
	高校卒後の専門学校	度数	51	105	156	
		%	32.7%	67.3%	100%	
	大学	度数	93	295	388	
		%	24.0%	76.0%	100%	
	大学院	度数	3	25	28	
		%	10.7%	89.3%	100%	
	その他	度数	6	10	16	
		%	37.5%	62.5%	100%	
	合計		度数	368	927	1295
			%	28%	72%	100%

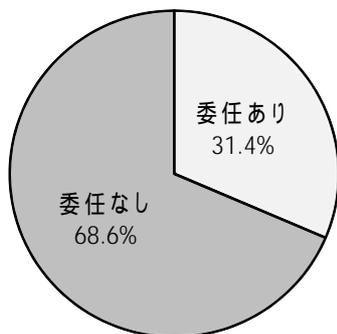
小・中学校



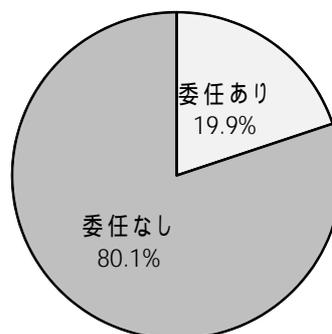
中学卒後の専門学校



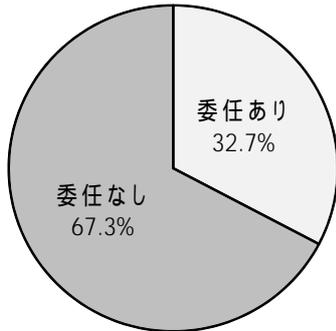
高等学校



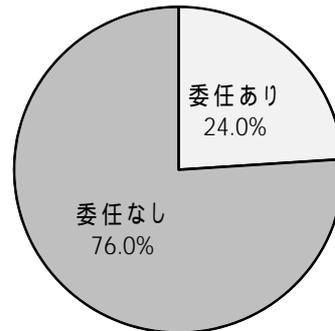
短期大学・高専



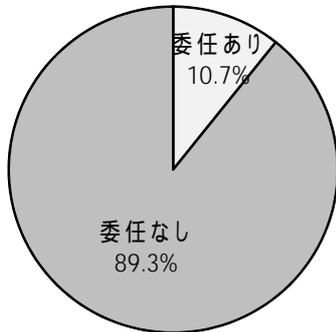
高校卒後の専門学校



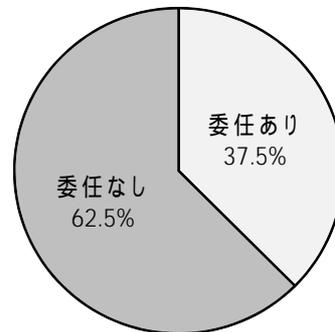
大学



大学院



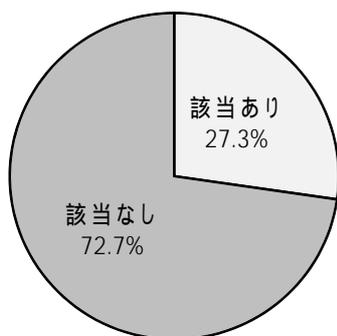
その他



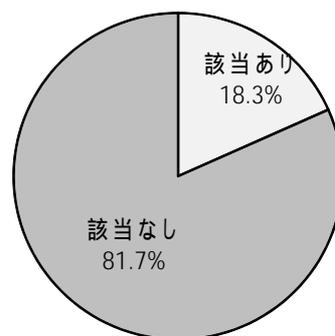
図表 18 :【法律相談センター調査】問題大分類×自分でやってみる

		自分でやってみる		合計	
		該当あり	該当なし		
問題大分類	1. 消費者問題	度数	15	40	55
		%	27.3%	72.7%	100%
	2. 債権債務	度数	63	281	344
		%	18.3%	81.7%	100%
	3. 不動産	度数	36	61	97
		%	37.1%	62.9%	100%
	4. 労働関係	度数	28	45	73
		%	38.4%	61.6%	100%
	5. 家庭問題	度数	143	211	354
		%	40.4%	59.6%	100%
	6. 事故関係	度数	85	110	195
		%	43.6%	56.4%	100%
	7. 近隣関係	度数	9	15	24
		%	37.5%	62.5%	100%
8. 刑事事件	度数	9	19	28	
	%	32.1%	67.9%	100%	
9. その他	度数	23	53	76	
	%	30.3%	69.7%	100%	
分類不能	度数	21	79	100	
	%	21.0%	79.0%	100%	
回答なし	度数	8	25	33	
	%	24.2%	75.8%	100%	
合計		度数	440	939	1379
		%	31.9%	68.1%	100%

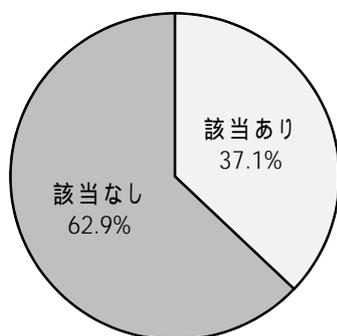
1. 消費者問題



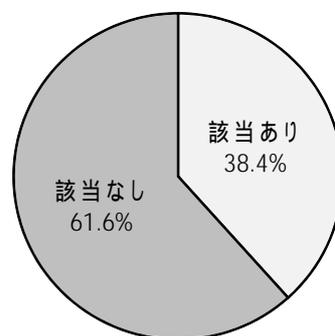
2. 債権債務



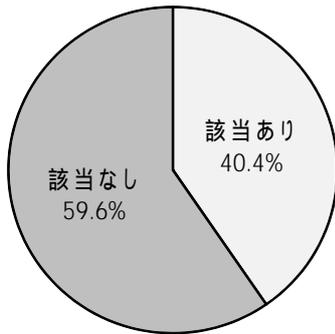
3. 不動産



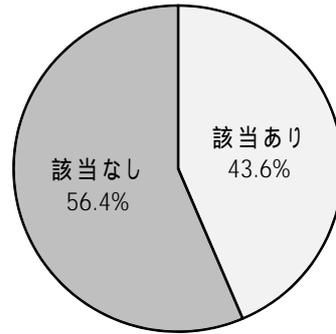
4. 労働関係



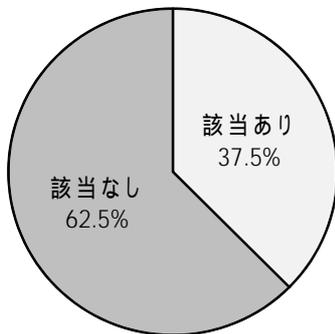
5. 家庭問題



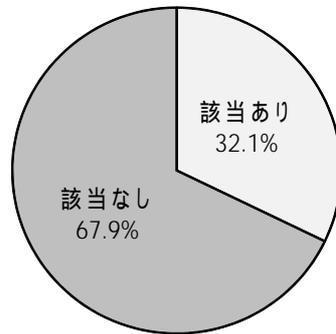
6. 事故関係



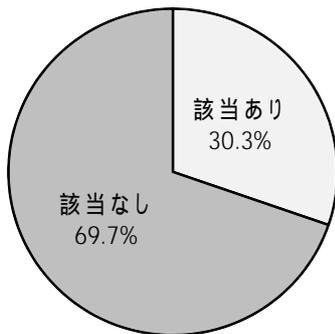
7. 近隣関係



8. 刑事事件



9. その他



(2) 法律相談に来ることにした理由

前述したように、法律相談センター来訪者の多くが「自分でやってみる」と答えており、「担当弁護士に依頼」する者は少数である。

このように、法律相談センター来訪者の多くが「担当弁護士に依頼」しないことの原因としてまず考えられるのは、そもそも法律相談に来る理由・目的が弁護士に依頼することではないことである。

すなわち、「法律相談にくることにした理由」について最も多かった回答は「よい援助・助言」(40.2%)であり、より踏み込んだ「相手との間に入ってほしい」(10.9%)を大きく上回る。このように、法律相談センター来訪者の多くは当初から自分で問題解決にあたることを前提に、弁護士に専門家としての助言・援助を求めており、代理人として相手方と交渉すること等を依頼することまでは想定していないと考えられるのである。

実際、本調査では「良い援助・助言」を求めている者の方が、そうでない者よりも「自分でやってみる」傾向が強く(図表19参照)、弁護士に委任する傾向が弱いという結果が出ている(図表20参照)。逆に、「相手との間に入ってほしい」と答えた者は、そうでない者よりも弁護士に委任する傾向が強く(図表22参照)、「自分でやってみる」傾向が弱い(図表21参照)という結果になっており、当初から弁護士に依頼することを期待して相談を受けた者は、最終的に弁護士への依頼に結びつくことが多いということがわかる。

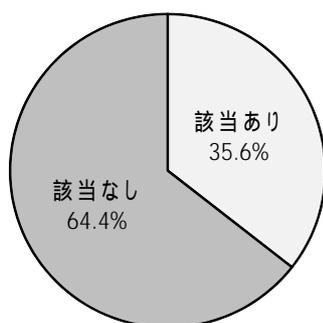
このように、法律相談の結果直ちに弁護士に依頼するか否かは、法律相談を受ける前の段階でほぼ決まっていることが多いと考えられる。そして、「良い援助・助言」を得ることを目的に法律相談に来る相談者は、元々弁護士に依頼するつもりではない以上、相談の結果直ちに弁護士依頼に結びつかないことが多いのも当然といえる。

なお、法律事務所来訪者の調査においては「同じ弁護士に依頼」が60.5%と最も多く、本調査とは顕著な差が生じている。前にも触れたとおり、法律事務所に直接相談に行く者は当初から当該弁護士に依頼することを想定しているのに対し、法律相談センター来訪者は当初から担当弁護士に依頼することは想定していないという特徴があると考えられる。

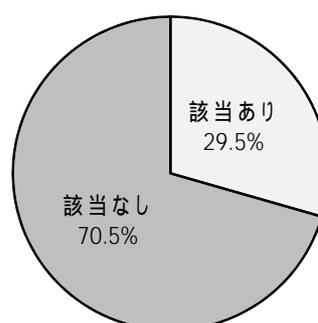
図表 19 : 【法律相談センター調査】良い助言・援助×自分でやってみる

		自分でやってみる		合計
		該当あり	該当なし	
言・良い 援助	あり	度数 197	357	554
		% 35.6%	64.4%	100%
	なし	度数 243	582	825
		% 29.5%	70.5%	100%
合計		度数 440	939	1379
		% 31.9%	68.1%	100%

良い助言・援助あり



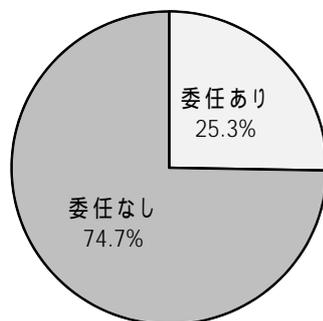
良い助言・援助なし



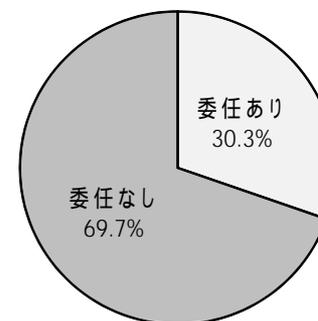
図表 20 : 【法律相談センター調査】良い助言・援助×弁護士に委任（担当弁護士に限定せず）

		弁護士に委任		合計
		委任あり	委任なし	
言・良い 援助	あり	度数 140	414	554
		% 25.3%	74.7%	100%
	なし	度数 250	575	825
		% 30.3%	69.7%	100%
合計		度数 390	989	1379
		% 28.3%	71.7%	100%

良い助言・援助あり



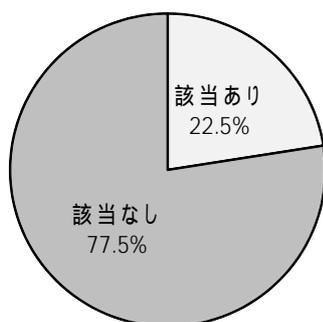
良い助言・援助なし



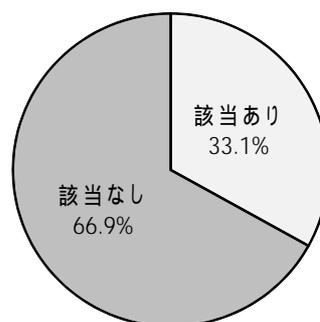
図表 2 1 :【法律相談センター調査】相手との間に入ってほしい×自分でやってみる

		自分でやってみる		合計	
		該当あり	該当なし		
て間相 ほに手 し入と いつの	あり	度数	34	117	151
		%	22.5%	77.5%	100%
	なし	度数	406	822	1228
		%	33.1%	66.9%	100%
合計		度数	440	939	1379
		%	31.9%	68.1%	100%

相手との間に入ってほしい:あり



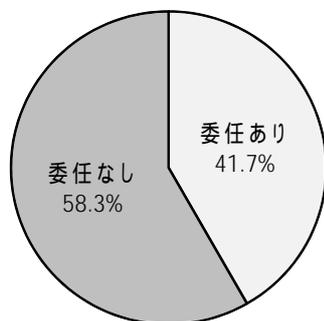
相手との間に入ってほしい:なし



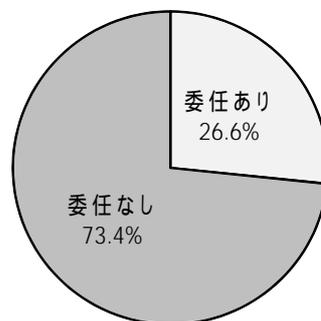
図表 2 2 :【法律相談センター調査】相手との間に入ってほしい×弁護士に委任（担当弁護士に限定せず）

		弁護士に委任		合計	
		委任あり	委任なし		
て間相 ほに手 し入と いつの	あり	度数	63	88	151
		%	41.7%	58.3%	100%
	なし	度数	327	901	1228
		%	26.6%	73.4%	100%
合計		度数	390	989	1379
		%	28.3%	71.7%	100%

相手との間に入ってほしい:あり



相手との間に入ってほしい:なし



(3) 弁護士に依頼することの経済的合理性との関係

ここで、なぜ相談者の多くが当初から「自分でやってみる」と考えているのかについてはさらに踏み込んだ分析が必要である。「自分でやってみる」という発想の中に、そもそも弁護士に依頼することに対する障壁が含まれている可能性があるからである。

まず考えられるのは、弁護士に依頼することに経済的合理性が感じられない場合である。

弁護士に依頼することの経済的合理性は、弁護士に依頼することによって実現しようとする利益と、それにかかる費用との相関で決まると考えられる。

そこでまず、弁護士に依頼することによって実現しようとする利益すなわち係争金額の面から検討すると、係争金額200万円以下の事件において、係争金額がそれ以上の事件に比べて「自分でやってみる」と答える者の率がもっとも高くなっており、前述(1(2))のとおりこの金額帯で弁護士委任率がもっとも低くなっていることと表裏をなしている(図表3・23参照)。係争金額の低い事件においては、弁護士に依頼した場合には係争金額に比べて弁護士費用の割合が大きくなり、場合によっては費用倒れに終わる可能性もあるだろう。そのため、費用対効果の面から弁護士に依頼する合理性が低く感じられると考えられる。逆に仮に弁護士に依頼しなかったために自らに不利な結果に終わったとしても、相談者が被る経済的なダメージが小さいことから、「自分でやってみる」ことを選択する者が多いと思われる。また、係争金額の小さい事件は、比較的事件内容が軽微または解決が容易であると感じられがちであり、相談者が自力で解決できると考える傾向があるという可能性もある。

実際、法律相談に持ち込まれた事件は、係争金額200万円以下のものが特に多いため、回答者の大部分が「自分でやってみる」を選択する結果になったと思われる。

次に費用の面であるが、今後の想定費用が上がると「自分でやってみる」率が高くなるという結果が得られている(図表8・9参照)。すなわち、弁護士を依頼した場合の事件解決のための費用が高額になると予想されることが、弁護士に依頼することの障壁となっているようである⁸。

なお、想定費用が「20万円以下」の場合にも「自分でやってみる」率が高くなっているが、これはそもそも想定費用に弁護士費用を含まない、すなわち弁護士が関与せず相談者が自分で解決にあたることが前提の金額と考えられる。

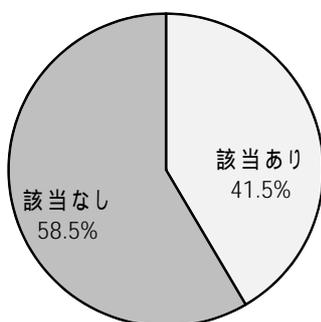
このように、係争金額が低く、弁護士に依頼して解決しても得られる利益が少ない場合や、今後かかる費用が高額である場合には、相談者にとって弁護士に依頼することに経済的合理性が感じられないため、弁護士への依頼に結びつかないということがいえる。

⁸ あくまで相談者自身が想定した費用であり、相談を担当した弁護士が実際に回答中で示した額かどうかは不明である。

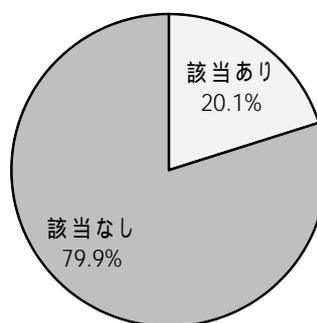
図表 2 3 :【法律相談センター調査】係争額×自分でやってみる

			自分でやってみる		合計	
			該当あり	該当なし		
係争金額	200万円以下	度数	118	166	284	
		%	41.5%	58.5%	100%	
	200万円超 500万円以下	度数	40	159	199	
		%	20.1%	79.9%	100%	
	500万円超 1000万円以下	度数	25	86	111	
		%	22.5%	77.5%	100%	
	1000万円超	度数	28	79	107	
		%	26.2%	73.8%	100%	
	合計		度数	211	490	701
			%	30.1%	69.9%	100%

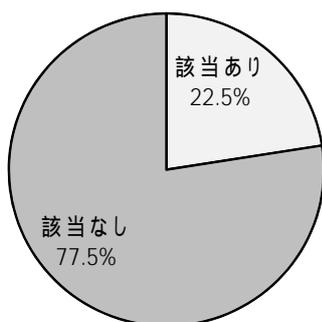
200万円以下



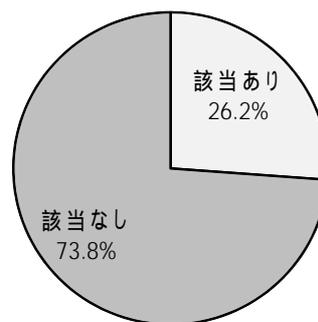
200万円超500万円以下



500万円超1000万円以下



1000万円超



(4) 弁護士費用に対する不安との関係

前述のとおり、弁護士費用を含む今後の想定費用が、弁護士に依頼するか否かを決めるひとつの要素となっていることから、そもそも弁護士費用に対する不安は、弁護士に依頼することの障壁となっていることが考えられる。

実際、法律相談にくることについてためらいを感じた理由として「費用がわからない」「相談料が高額」といった費用に対する不安を挙げた者が多かったことからすると、費用についての不安があるために相談を躊躇する者は、弁護士に依頼した場合の弁護

士費用についても不安を感じており、弁護士に依頼しないことを前提に相談に臨んでいるという可能性もある⁹。

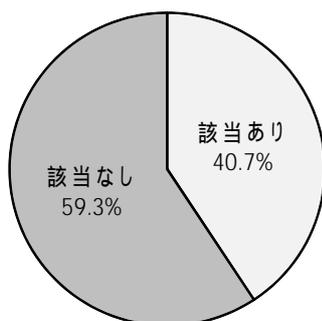
ところで、法律相談に来ることにした理由として「相談料がわかっていた」ことを挙げる者（全体の22.3%が回答）は、「自分でやってみる」率が高く、弁護士に依頼する率が低いという結果が得られている（図表24・25参照）。このことは、見方を変えれば、法律相談料が明確であることが法律相談を受ける前提となっている者の場合は、弁護士費用がある程度想定できなければ、委任に至ることは少ないことを示唆しているともいえるのではないか。

この点については、後日、委任しない理由についてヒアリング調査を実施する等によって、その障壁を分析する予定であるが、あるサービスを受けるための費用が不明確であることが、当該サービスにアクセスすることに対する障害となっているということ考えられよう。

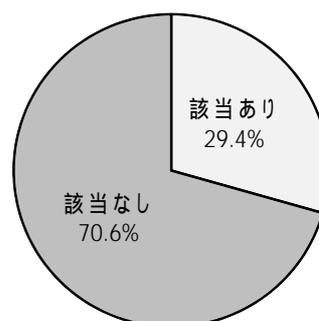
図表24：【法律相談センター調査】相談料がわかっていた×自分でやってみる

		自分でやってみる		合計
		該当あり	該当なし	
わ 相 い か 談 料 が わ か つ た	あり	度数 125	182	307
		% 40.7%	59.3%	100%
	なし	度数 315	757	1072
		% 29.4%	70.6%	100%
合計		度数 440	939	1379
		% 31.9%	68.1%	100%

相談料がわかっていた：あり



相談料がわかっていた：なし

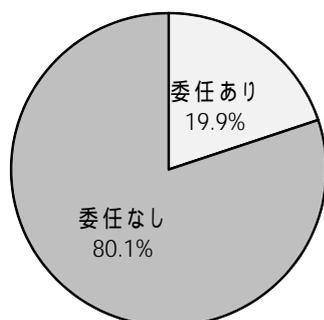


⁹ なお、法律相談中に担当弁護士から当該案件を受任した場合の弁護士費用の額を提示され、その額を理由に弁護士に依頼するか否かを決めた相談者も存在する可能性もある。しかし、本調査では、相談担当弁護士が、受任した場合の弁護士費用について回答したか否かは明らかでなく、したがって提示された実際の弁護士費用の額と弁護士依頼率との関係进行分析することは不可能である。そこで、本分析では、弁護士費用に関連すると思われるいくつかの設問に対する回答から、弁護士費用と弁護士依頼との関係を考察してみることにした。

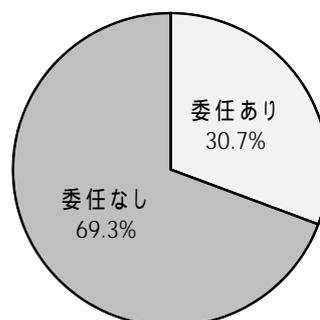
図表 25 :【法律相談センター調査】相談料がわかっていた×弁護士に委任（担当弁護士に限定せず）

		弁護士に委任		合計
		委任あり	委任なし	
相談料がわかっていた	あり	度数 61	246	307
		% 19.9%	80.1%	100%
	なし	度数 329	743	1072
		% 30.7%	69.3%	100%
合計		度数 390	989	1379
		% 28.3%	71.7%	100%

相談料がわかっていた：あり



相談料がわかっていた：なし



（５） 弁護士費用のとりえ方と収入との関係

ある金額を高額と感じるか否かはその者の収入とも関係すると考えられる。

そこで、世帯年収と「自分でやってみる」率及び弁護士依頼率との相関を調べてみたところ、世帯年収が上がるほど「自分でやってみる」率が上がり、弁護士に依頼する率が下がるという結果が得られた（図表 6・7 参照）。通常、年収が低いほど弁護士費用を高額と感じると考えられることから、上記結果は一見不合理とも思えるが、法律扶助という観点から検討すると合理性がある。

すなわち、法律扶助を受けられる世帯年収（資力要件）は以下のように定められており、世帯人数にもよるが、概ね世帯年収 300～400 万円程度を境に法律扶助を受けられるか否かが異なることがわかる。

世帯人数	扶助基準
1	270 万円
2	320 万円
3	350 万円
4	380 万円
5	410 万円
6	440 万円
7	470 万円

ここで、世帯年収 3 人以上の相談者における世帯年収と弁護士依頼との関係を調べ

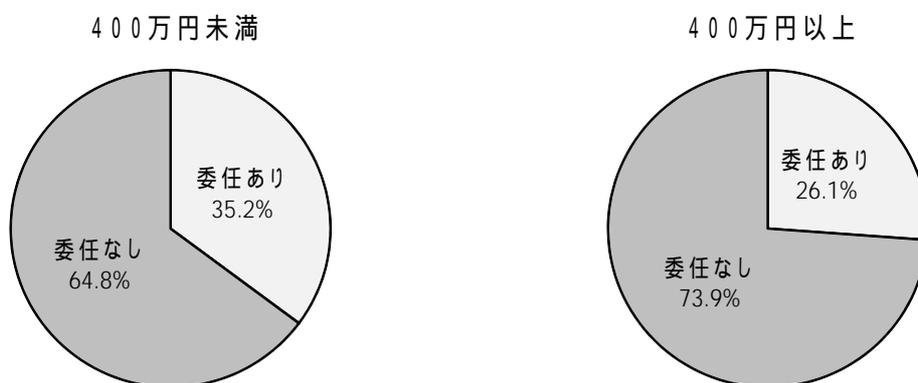
ると、世帯年収400万円未満の者は、400万円以上の者よりも弁護士に依頼する割合が高いという結果が得られており（図表26参照）扶助基準に当てはまる者の方がそうでない者よりも弁護士に依頼する傾向が大きいということがいえる。

収入が比較的低い者にとっては、弁護士費用の負担が弁護士に依頼する際の障壁となりうるが、法律扶助という形で弁護士費用の援助が得られれば弁護士に依頼するということもいえるわけであり、このことは、扶助基準にあてはまらないために弁護士に依頼することを断念した者が相当の割合にいることを推測させる。つまり扶助基準にあてはまらない者にとっては、「弁護士費用が高額である」ことが弁護士に依頼する際の障壁となっているということもいえよう。このような人たちに対応するために、扶助基準の引き上げ等、法律扶助を受けるための要件緩和等が検討されるべきであろう。

このように、弁護士に依頼する場合の費用が不明確であること、及び、年収が比較的低い層においては扶助の有無が、弁護士に依頼する率に影響していると考えられる。本来弁護士に依頼した方が利益になる、あるいは損失が少ない者が、弁護士費用に関する問題が原因で弁護士に依頼しないケースが存在するのは好ましいことではない。そこで、弁護士側で事件を受任した場合の費用の基準を明示すること、法律扶助の要件の見直し等、総合的な施策を通じて、一般市民の弁護士費用に対する不安を払拭する努力が必要であろう。

図表26：【法律相談センター調査】世帯人数3人以上×世帯年収×弁護士に委任（担当弁護士に限定せず）

				弁護士に委任		合計
				委任あり	委任なし	
世帯人数 3人以上	世帯年収	400万円未満 (無収入を含む)	度数	70	129	199
			%	35.2%	64.8%	100%
	400万円以上	度数	97	274	371	
		%	26.1%	73.9%	100%	
	合計		度数	167	403	570
			%	29.3%	70.7%	100%



(6) 自力での解決可能性との関係

また、本調査では問題類型により「自分でやってみる」率及び弁護士に依頼する率に差が生じているところ(図表1・18参照)これは自力での解決可能性に関連していると思われる。

すなわち、「債権債務(特にいわゆるクレサラ問題)」及び「消費者問題」の相談案件においては、自力で対処できなくなった時点で法律相談センターに来訪する者が多いと考えられる。この種の問題類型においては、紛争の相手方との間に情報や交渉能力に差があるのが一般的であり、ヤミ金、悪徳商法などケースによっては相手方がまともな交渉に応じる可能性がない者であることも少なくない。このような場合、相談者が自力で問題を解決することが不可能または困難であることから、当初から「自分でやってみる」ことを考えず、専門家である弁護士に依頼することを想定している者の割合が多くなると考えられる。

逆に、「家庭問題」「近隣関係」及び「労働関係」等は、「債権債務」や「消費者問題」に比べ、比較的自力での解決が容易であると考えられる。特に「家庭問題」については、調停段階における本人による申立等の手続が比較的容易であることは前に指摘したとおりである(1(1)イ)。また、これらの問題類型においては、紛争の相手方が親族・隣人・職場の人間といった比較的近い関係の者であることから、相談者が「話し合い等により自力で解決できる」と思っていることが多いと考えられる。また、これらの近い関係の相手方との紛争においては、「弁護士が介入すると、相手方が気を悪くするなどしてかえって問題がこじれる」と思っている者も少なくないことが推測される。

「事故関係」については、特に相談の多くを占められる交通事故等における損害賠償請求の案件では、単に保険会社呈示額の妥当性(裁判基準での算定額との差額)を確認するにとどまる(差額が一定以上なければ弁護士に依頼するメリットが少ない)相談が多いことや、前述(1(1)ウ)のとおりADRによる解決手続が充実していること等から、弁護士に依頼するまでもないとする者が多いと推測されるところ、これも「自力で解決することが可能と考えている」ことの一態様といえよう。

このように、法律相談をしても、自力で解決できる可能性が高いと考えられる場合には弁護士に依頼することを念頭に置いておらず、逆に自力で解決できる可能性が低いと考えられる場合には弁護士に依頼することを念頭に置いているという傾向があることが考えられる。

(7) 事件の見通しとの関係

それでは、全ての相談者が相談前から弁護士に依頼するか否かを決めており、相談の結果は全く影響しないといえるだろうか。これについては、相談の結果得られた事件の見通しも、弁護士に依頼するか否かを定める一つの要因となると考えられる。

すなわち、相談者にとって有利な回答が得られた場合に弁護士に依頼する率が高く

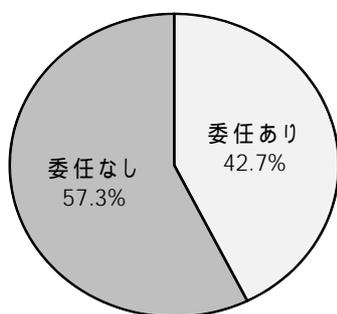
なっており（図表 2 7 参照） 相談の結果、事件の見通しが自らに有利であった場合には、自らの権利を確実にするために弁護士に依頼するという傾向もあるようである。

ただし、回答の有利不利と「自分でやってみる」率は関連がなく（図表 2 8 ） 回答が不利であったから自分でやってみるというわけではない。

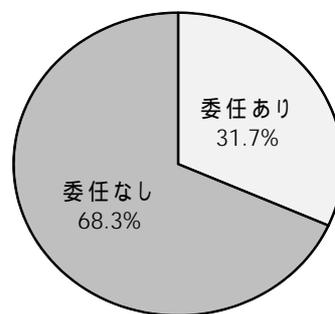
図表 27 :【法律相談センター調査】回答は有利だったか×弁護士に委任（担当弁護士に限定せず）

			弁護士に委任		合計	
			委任あり	委任なし		
回答は有利だったか	有利だった	度数	169	227	396	
		%	42.7%	57.3%	100%	
	どちらかという有利だった	度数	120	259	379	
		%	31.7%	68.3%	100%	
	どちらともいえない	度数	72	277	349	
		%	20.6%	79.4%	100%	
	どちらかという不利だった	度数	13	91	104	
		%	12.5%	87.5%	100%	
	不利だった	度数	3	65	68	
		%	4.4%	95.6%	100%	
	合計		度数	377	919	1296
			%	29.1%	70.9%	100%

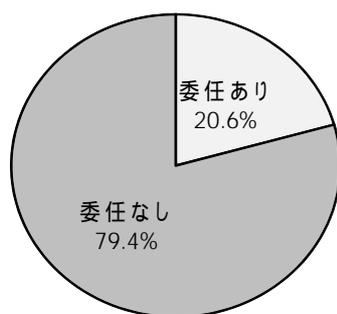
有利だった



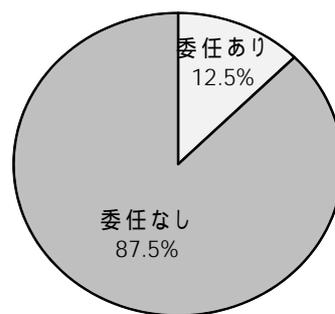
どちらかという有利だった



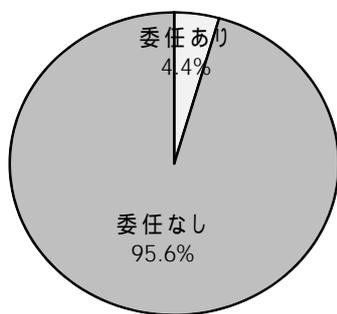
どちらともいえない



どちらかという不利だった

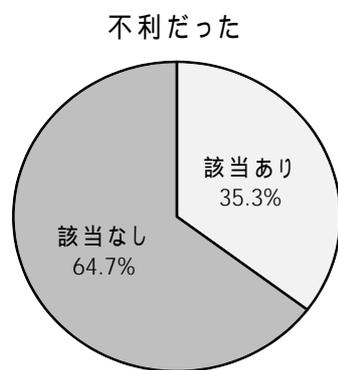
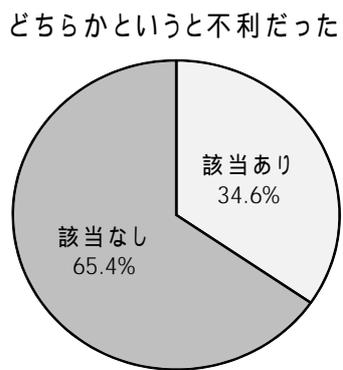
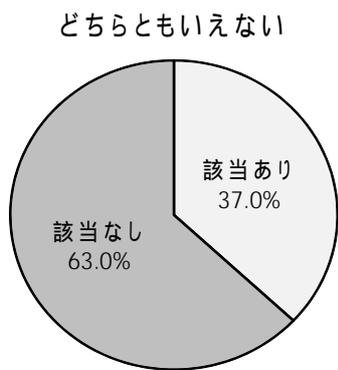
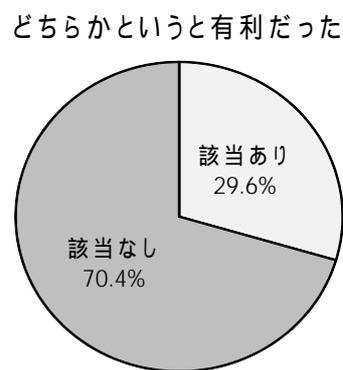
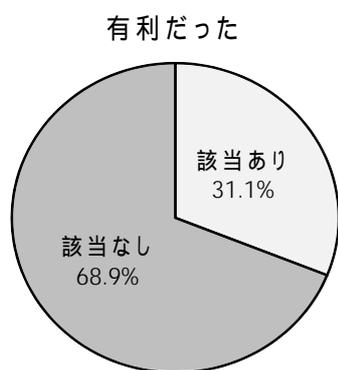


不利だった



図表 28 :【法律相談センター調査】回答は有利だったか×自分でやってみる

		自分でやってみる		合計		
		該当あり	該当なし			
回答は有利だったか	有利だった	度数	123	273	396	
		%	31.1%	68.9%	100%	
	どちらかというと有利だった	度数	112	267	379	
		%	29.6%	70.4%	100%	
	どちらともいえない	度数	129	220	349	
		%	37.0%	63.0%	100%	
	どちらかというと不利だった	度数	36	68	104	
		%	34.6%	65.4%	100%	
	不利だった	度数	24	44	68	
		%	35.3%	64.7%	100%	
	合計		度数	424	872	1296
			%	32.7%	67.3%	100%



(8) 「自分でやってみる」の具体的内容

なお、「自分でやってみる」と回答した者が具体的に何をやってみることにしたかであるが、「自分で話し合い」が75.5%と最も多く、「自分で調停」「自分で訴訟」等裁判所を利用した手続を選択した者は少ない。

あえて裁判所手続を選択せず「自分で話し合い」を選んだ背景についてはいろいろ考えられるが、「相談の結果自力でも解決できる程度の問題であった(解決が容易)」、「事件内容自体が軽微であり、時間・費用をかけて裁判所手続を利用するメリットに欠ける(事件の軽微性・裁判手続を利用する経済的合理性の欠如)」、「そもそも法律問題ではなく弁護士や裁判所が関与する余地がない」等が考えられる¹⁰。

¹⁰ その他、紛争性が高く、裁判手続を利用した方がより早期に解決できる問題であるにもかかわらず、裁判所に対する敷居の高さから「自分で話し合い」を選択した者もいると考えられる。

第4章 弁護士による法的サービス提供の実情

本章では、本調査の結果を踏まえ、他の大規模調査、司法統計等とあわせて、市民の法的ニーズ調査の位置づけを行ったうえで、現在、弁護士による法的サービスがどの程度充足されているのかについて推論した。

調査によって法的サービスのニーズを推測するには多くの障壁がある。全国民を対象とした調査が物理的に不可能である以上、一定人数を抽出して調査することになるわけであるが、現実には調査対象として抽出された人が法的問題を抱えている確率は、後述のとおり2割以下であるから、有意な数の調査が難しい。

また、書面による調査では、例えば弁護士が法的問題と認識するような問題であっても、本人がそれを法的な問題と認識していない場合には、調査の目的が十分に果たせない。

そのため、本調査では、後述のとおり、大規模な無作為抽出による標本に対しての調査の手法はとらず、マクロデータは他の調査結果を利用し、本調査としては、市民の中で実際に法的問題を抱えていると認識し、かつ法律相談をするという行動を起こした人のみに絞って調査をしている。

これを、全体的なデータとして推計していくことは無理があるが、それでも、その中に一端の真実があることを期待する。

本章では、本調査結果と他の調査結果を重ね合わせるにあたり、最初にその基本的な考え方を述べ、法的問題を抱える人の総数、それに対して弁護士がどの程度のサービスを提供し得ているか等について推論する。

1 基本的な考え方

(1) 紛争行動調査について

法律問題や紛争の社会的分布の問題・紛争処理行動を対象とする全国的サーベイとして、2004年から特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」が始まった。

これは、現代日本社会において国民の生活の中で、いかなる法律問題がどのくらい発生しているのか、またその法律問題を処理するために、国民はいかなる問題解決行動をとっているのかについて、問題経験から紛争の発生までの段階（紛争行動調査¹¹）

¹¹ 紛争行動調査

調査対象：2004年3月31日の住民基本台帳人口に基づき、20歳以上70歳以下の男女を母集団として、層化2段無作為抽出法により抽出した者

サンプルサイズ：25,014人

調査方法：調査対象者に対してあらかじめ郵送した調査票を調査員が調査対象者宅を訪問して調査票を回収

調査実施時期：2005年冬から春にかけて

回収状況：12,408人（49.6%）

問題処理のための相談行動の段階(法使用行動調査) 訴訟提起後の訴訟遂行行動の段階(訴訟行動調査)にわけ、それぞれの段階で大規模な社会調査を実施するものである。

(2) 本調査と他の調査を重ね合わせる手法について

ところで、市民のうちどの程度の割合の者が法的問題を経験し、その問題をどのように解決していくのか、その中で弁護士による法的サービスがどのように位置づけられているかは、全国民に対する調査が事実上不可能である以上、統計的に推測していくほかないわけである。

そこで、本調査では、本調査の結果及び紛争行動調査のデータ、さらには、司法統計等のデータから、全国的な市民の、弁護士による法的サービスに対する需給を考えている。

もちろん、紛争行動調査と、本調査は実施時期も実施方法も異なるので、複数のデータを利用している部分については、正確性を担保するものではないことを予め断っておく。

ところで、本調査は、弁護士による法的サービスを必要としている市民の需要、さらにはその需要に対しての供給を考えるものである。

その大前提として、どの程度の市民が、弁護士による法的サービスを必要としているのかということを考えなければならないわけであるが、これは大規模調査である前述の紛争行動調査に多くを依拠している。

紛争行動調査は、法的な問題を経験した市民及びその市民の行動を調査したものであり、その問題経験者が問題解決のための行動について、弁護士を含む相談機関の利用も含まれているから、その対象には弁護士による法的サービスを必要としている者を含んでいるといえる。

ただ、紛争行動調査における問題経験者とは、過去5年の間に誰かとの間で何か問題を経験した者のことであり、経験した問題は一つに限られない。その中には、あまり深刻でない問題も、問題経験とされている可能性も否定できない。

一方、本調査は、法的問題を経験した市民のうち、法律相談センターを利用した市民及び法律事務所を直接訪ねて弁護士に相談した市民を対象とするものであるから、実質的には、紛争行動調査の問題経験者のうち、特に、問題がそれなりに紛争化し、弁護士を相談機関として利用した人たちと重なるといえる。

そこで、本項では、「問題経験者」と「弁護士による法的サービスを必要としていると考えられる市民」とを区別し、「弁護士による法的サービスを必要としていると考えられる市民」とは、前述のとおり、問題経験者のうち、問題がそれなりに紛争化した人を指すこととする。

2 弁護士による法的サービスを必要としていると考えられる市民の総数

紛争行動調査によれば、法的な問題経験のある市民は18.9%である¹²。

米国の調査における問題経験者数は回答者の42%（「民事訴訟研究計画」1980年）、英国の調査における問題経験者数は回答者の40%（Paths to Justice サーベイ1997～1998年）であった。米国の調査では、1000ドル以上の金額が関わっている問題の過去3年間における経験を尋ねているため、日本に比べ米国における問題経験者の割合は明らかに高いように思われる。英国の調査では、40%の問題経験者をさらに絞りにかけている。すなわち、「相手方が正しい」「誰も非難されるべきではない」あるいは「行動を起こすほど重要な問題ではなかった」といういずれかの理由で、その後何も行動を起こさなかった回答者を除外してさらに調査をしているが、その対象者の割合は、当初の回答者全体の27.5%であった。しかも、紛争行動調査では回答者個人の問題経験を尋ねているのに対して、英国では回答者個人だけでなくそのパートナーの問題経験も尋ねている。これらを考慮すると、日本の18.9%という割合は、英国の27.5%と比較して、日本において問題を経験する人の割合が英国よりも少ないとは必ずしもいえないということになる。

ところで、ひとくちに問題経験と言っても、前述のとおり、中には、本人が問題と感じていても、何らかの行動までは必要ないケースや、当事者が相手方と話をすれば解決するケースなども含まれる。弁護士による法的サービスを必要としていると考えられる者の多くは、当事者間で主張が食い違い、その後になんらかのアクションが必要となるケースであると思われる。

紛争行動調査によると、問題経験者の中で、問題が紛争の発生にまで至った者は、問題経験者のうちの48.4%であるとされている（図表30参照）。ここで紛争の発生とは、問題の相手方と主張が食い違った場合と定義されている。¹³

ところで紛争行動調査においては紛争のピラミッドという概念を用いて、問題処理過程の構造を明らかにしている。

紛争のピラミッドは、問題経験を底辺に取り、それに対する相手方との接触、紛争の発生、弁護士利用（自治体の法律相談、弁護士会・法テラスの法律相談を利用した者を

¹² 問題経験に関する調査（紛争行動調査基本集計書第3章第1節69頁）

Q過去5年（平成12年3月以降）の間に、あなたご自身が、誰かとの間で、何か問題を経験したことがありますか。ここにあげる問題それぞれについて、当てはまるものをいくつか選んでください

A（回答者数 12,408人）

問題経験者数 2,343人

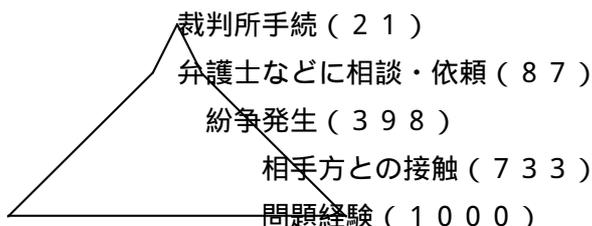
問題総数 4,144件（問題経験者一人当たり1.8件）

¹³ 紛争行動調査基本集計書第3章第10節161頁

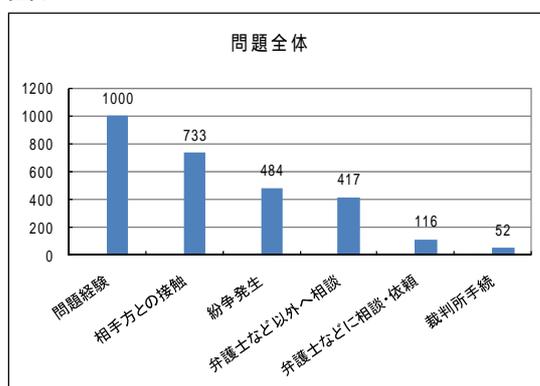
含む) 裁判所利用の順に、それぞれの割合を示したものであり、一般にピラミッド型を描く(図表29参照)¹⁴。

一方、下位の段階を経ずに何らかの行動をとった者もある(図表30参照)¹⁵。

図表29



図表30



ここで、問題経験者のうち、相手方との接触があったかどうかにかかわらず、紛争が発生したと認識した人(問題経験者のうちの48.4%)を、問題が紛争の発生にまで至っているケースと考えることとすると、日本国内において「弁護士による法的サービスを必要していると考えられる市民」は、法的問題を抱えることがあり得る人口から推測することができる。

そこで、便宜的に、およそ法的問題を抱えることが予測される年齢を未成年や70歳以上の高齢者を除いた20歳から69歳までとすれば、2005年10月の20歳から69歳までの人口は、8528万9000人(総務省統計局全国人口推計)であるから、日本において、5年間で、法的問題を体験している人の総数(以下「需要者」という)は約1612万人¹⁶、単純に5で割れば、1年間では約322万人¹⁷となる。

¹⁴ 紛争行動調査基本集計書第3章第10節163頁 図3-10-1

¹⁵ 紛争行動調査基本集計書第3章第10節165頁 図3-10-2

なお、法律相談センター調査によると、弁護士会に相談に来る人のうち47.6%が相手方と「話し合い」をしている(Q9)。

¹⁶ 8528万9000人×18.9%(問題経験者の割合) = 1611万9621人

¹⁷ 1611万9621人÷5年 = 322万3924人

このうち問題が紛争の発生にまで至った者の割合は、前述のとおり48.4%であるから、その数は156万人となる¹⁸。

しかし、発生年毎の問題経験数を見ると、年を遡るほど、規則的に経験数が減っている。このことは、問題を経験したと回答するかどうかは、記憶と関連していることを示唆しており、5年間の平均を出すと実際よりも相当に少ない問題経験数が算出されることになる。

そこで、便宜的に調査実施時期に近い1年間の問題経験者数が、1年間の問題経験者数を一番正確に反映していると考え、ここから問題経験者数を算出するものとした。紛争行動調査において、調査の前年の1年間に最低ひとつは問題を経験した者の割合は回答者全体の5.3%となる¹⁹。これを上記人口数に当てはめると、およそ452万人となる²⁰。そのなかで、紛争に直面した人の数はそのうちの48.4%で約218万人になる²¹。

3 弁護士会の法律相談窓口への相談と弁護士への相談

(1) 需要者の弁護士へのアクセス

一般に、需要者が弁護士に相談しようとする場合の経路としては、旧知のあるいは紹介を受けて法律事務所で直接弁護士に相談する場合、法律相談センターなど弁護士会の関与する相談機関に相談する場合、弁護士会の関与しない自治体と連携した法律相談や社会福祉協議会など公的機関に設けられた法律相談の機会における相談、私的な相談機関での相談などが考えられる。

及び についての相談者の正確な把握は現在、困難である。

そこで、及び について考えてみる。

(2) 弁護士会の関与する法律相談への相談

弁護士会の関与する法律相談件数は、有料法律相談、交通事故相談センター、法律扶助協会、その他の無料法律相談を合わせ、年間53万0995件(2005年)である²²。

¹⁸ 322万3924人×48.4%(紛争発生割合) = 156万379人

¹⁹ 紛争行動調査において、調査の前年である2004年の間に、最低1つは問題を経験した者は660人であった(紛争行動調査データによる)。これは回答者総数1万2408人のうち5.3%となる。

660人÷1万2408人 = 5.3%

²⁰ 8528万9000人×5.3%(問題経験者の割合) = 452万317人

²¹ 452万317人×48.4%(紛争発生割合) = 218万7833人

²² 弁護士白書2007年度版201頁

有料法律相談 21万5556件

無料法律相談

交通事故センターでの相談 3万4848件

このうち、会社の問題で相談に来た者は7.8%（法律相談センター調査Q3）であるから、これを除き、個人の問題で相談に来た者の数を考えると、48万9577人となる²³。

ところで、今回の法律相談センター調査の対象は、有料法律相談と交通事故センターにおける相談であるが、その中で、有料法律相談を経ている者が17.6%、無料法律相談を経ている者が30.3%、法テラスの相談を経ている者が1.2%いる（法律相談センター調査Q8参照）。

また、法テラスへの相談に関しては、法律相談援助の実績値が出ており、2007年度の相談件数は14万7148件である。これは、2005年度の実績値が8万8513件であることから、約66%増となっているが、現在は14万件以上の相談がサービスとして提供されていることが明らかであるので、この実績値を法テラスにおいて弁護士が提供している法律相談の数とみるものとする。

従って、弁護士会が関与する法律相談で法律相談をする人の数は、法律相談の総数から、まず別途統計がある 法テラス（2005年度の統計では法律扶助協会）の相談件数を除いて、弁護士会が関与する有料無料の法律相談の総数を出し、そこからさらに会社の問題で相談に来たもの すでに有料法律相談を経ている者 すでに無料法律相談を経ている者を経た者を除いて、これに 現在法テラスで提供されている法律相談件数を足し戻した総数であるといえよう（ただし、ここでは、リピーターは考慮していない）。

そこで、弁護士会が関与する法律相談ではじめて法律相談をする者の数を計算すると次のようになる。

弁護士会が関与する法律相談の総数	53万0995件…	
法律扶助協会での無料法律相談	8万8513件…	
弁護士会が関与する有料無料の法律相談の総数	44万2482件…	(-)
会社の問題での法律相談の数	3万4514件…	²⁴
有料法律相談を経た者の数	7万7877人…	²⁵
無料法律相談を経た者の数	13万4072人…	²⁶
法テラスの法律相談を経た者の数	5310人…	²⁷

法律扶助協会 8万8513件
 その他の無料法律相談 19万2078件

²³ 53万0995件 × (100% - 7.8%) = 48万9577人

²⁴ 44万2482件 × 7.8% = 3万4514件

²⁵ 44万2482件 × 17.6% = 7万7877人

²⁶ 44万2482件 × 30.3% = 13万4072人

²⁷ 44万2482件 × 1.2% = 5310人

弁護士会が関与する法律相談ではじめて法律相談をする者の数	19万0710人
	… (- (+ + +))
法テラスにおける法律相談の実績値	14万7148件…
総合計	33万7858件… +

(3) 弁護士への相談

現実問題として弁護士に対し、年間どのくらいの市民の相談があるかということは、把握が困難である。

紛争行動調査によれば、弁護士などに相談・依頼したのは11.6%である(図表30参照)から、前述の調査前年の問題経験者数を前提として計算すると、その数は52万4357人となる²⁸。

一方、同調査は、問題経験者が問題を誰に相談したかも調査しているが²⁹、そのうち相談相手が弁護士であると思われるのは次の相談であり、その数は、前述の調査前年の問題経験者数を前提とすれば、次のとおりである(452万0317人×各%)。

市区町村の法律相談	3.4%	15万3691人
弁護士会の相談窓口	1.7%	7万6845人 ³⁰
弁護士	5.7%	25万7658人
法律扶助協会	0.2%	9041人
その他の法律専門職	2.3%	10万3967人

(4) 弁護士への相談全体

弁護士全体への相談を、法律相談センターでの法テラスを除く有料無料の法律相談、法テラスでの法律相談、自治体での弁護士への相談、法律事務所での弁護士への相談として、上記の数字を単純に足し算していかどうかについては大いに疑問のあるところである。

例えば、法律相談センターや法律事務所が相談を受ける者の中には、すでに別の法律相談や、自治体の法律相談を受けている者が相当数含まれており、また法律相談センターでの相談件数に一人あたり複数件の相談がなされている可能性もあるからである。

前述のとおり、法律相談センターで相談を受けた者から、法テラスで相談を受けた者、会社の問題で相談を受けた者及び有料法律相談を受けた者、無料法律相談を受けた者を除くと、その数は19万0710人となる。

²⁸ 452万0317人×11.6%(問題経験者で弁護士などに相談・依頼した者の割合)
= 52万4357人

²⁹ 紛争行動調査設問12(紛争行動調査基本集計書付録257頁、312頁)

³⁰ なお、紛争行動調査によると、弁護士会の法律相談で相談する人の数は、7万6845人であり、弁護士会の法律相談件数の統計と著しい乖離がある。

弁護士会の法律相談センターで相談を受けた者（他の法律相談を経た者を除く）

19万0710人

しかし、紛争行動調査によれば、弁護士会の相談窓口で相談を受けた者の総数は7万6845人と推計され、実数の40.3%であって、数字には乖離がある³¹。

だが、弁護士会の統計にはリピーターは含まれているものの、実数であるから、現実には弁護士会の相談窓口で相談を受けた者は約19万人と考えるべきであろう。

ところで、同様に、紛争行動調査において弁護士の相談を受けた者の総数から、会社の問題で相談を受けた者、法律事務所調査における有料法律相談を受けた者、無料法律相談を受けた者、法テラスの相談を受けた者を除いて計算すると、弁護士への相談はおよそ次のとおりとなる。

法律事務所で弁護士の相談を受けた者（すでに法律相談を経た者を除く）³²

12万2388人

しかし、現在、2万5000人以上の弁護士が実働している状態の中で、年間12万人しか弁護士に直接相談していないというのは、単純に考えて一人当たり5件程度しか、事務所で新規の法律相談を受けていないということであり、弁護士の実感としては、実際の状況と大きな乖離があるといえるのではなからうか。

ここで、紛争行動調査から推計される弁護士会の相談窓口での相談件数と法律相談センターの統計には乖離があり、弁護士会の相談統計の実数の方が、紛争行動調査の推計値よりはるかに高いこと（弁護士会の統計を修正した人数が約19万人であったのに対し、紛争行動調査では7万6845人であり、約40.3%であった）を想起すると、実際は、12万人よりも多くの方が弁護士に相談していると考えるのが自然であろう。そこで、7万4824人を単純に40.3%で割り戻せば30万3733人となり³³、そのくらいの人数が、法律事務所で弁護士に相談をしていると考えてよいと思われる。また、年間約15件の新規の相談があったとすれば、それは弁護士の実感ともかけ離れ

³¹ 7万6845人 ÷ 19万0710人 = 40.3%

³² 会社の問題で法律相談を受けた者

25万7658人 × 12.5% = 3万2207人

法律事務所調査で有料法律相談を経ている者

25万7658人 × 17.0% = 4万3802人

法律事務所調査で無料法律相談を経ている者

25万7658人 × 22.0% = 5万6685人

法律事務所調査で法テラスを経ている者

25万7658件 × 1.0% = 2577人

法律事務所で初めて法律相談を受けた者

25万7658人（3万2207人 + 4万3802人 + 5万6685人 + 2577人）

= 12万2388人

³³ 12万2388人 ÷ 40.3% = 30万3733人

ているとはいえない。

また、前述のとおり法テラスの平成19年度の援助実績は、法律相談援助が14万7148件、代理援助が6万8877件、書類作成援助が4194件の合計22万219件である³⁴。紛争行動調査における法律扶助協会利用件数は9041人であるが、紛争行動調査が実施されたときにはまだ法テラスは設立されておらず、実際の統計の方が現実をよく表すというべきである。従って、法テラスで法律相談を受けた者の14万7148人と考えるべきであろう。

このように考えて、弁護士による法的サービスを必要としていると考えられる市民の中で、実際に何らかの方法で弁護士に相談した人の総計を推計すると、

法律相談センターで相談を受けた者（すでに法律相談を経た者を除く）	19万0710人
法テラスで相談を受けた者	14万7148人
法律事務所で相談を受けた者（すでに法律相談を経た者を除く）	30万3733人
市区町村の法律相談	15万3691人

の合計、79万5282人、約80万人となる。

そして、弁護士による法的サービスを必要としていると考えられる市民約218万人のうち、約80万人に対して、何らかの法的サービスが提供されているとすると、その割合は、36.4%となる³⁵。

このほかにも、民間機関の提供する法律相談など、別途弁護士による法律相談が提供されているので、その分、法律相談を受ける人の割合は上がってくる。一方、リピーターや複数の法律相談を受ける者のことを考えれば、その割合は下がってくる。

この数字は、ある種の推計でしかなく、この数字をどう評価すべきかは難しい問題ではある、しかし、弁護士による法的サービスを必要としていると考えられる市民に対し、最大では36%程度のサービスは提供されているという見方ができよう。

（５）法律相談提供の評価

法的問題を抱える人が法的サービスを受ける場合の最初の手がかりは法律相談である。いきなり訴訟をしたり、調停をしたりする人は、多くはないと考えられるからである。

そうすると、現在、法的問題を抱える人に対して、36%割程度の法律相談が提供されているという現状があるとすると、入り口としては、市民ニーズに弁護士の法的サービスが十分ではないが著しく充足していないとまでは言い切れない。

³⁴ 法テラス業務概況／統計資料集9頁

³⁵ $218万7833人 \div 79万5282人 = 36.4\%$

4 弁護士への依頼

(1) 弁護士への依頼

一般に、弁護士が関与して法的紛争を解決する流れとしては、弁護士に対して法律相談をし、その後必要であれば委任、さらには訴訟等の手続利用となる。

紛争行動調査によれば、弁護士に相談または依頼した者は問題経験者中11.6%であった。

法律相談センターで法律相談をした者が、「担当弁護士に依頼」する割合は、11.6%である。

法律事務所で弁護士に相談した者が、「同じ弁護士に依頼」する割合は、60.5%である。

(2) 受任率の差

法律相談センターでの相談と、法律事務所の相談でのこの受任率には大きな差があり、これは問題の深刻さと大きな関わりがあると思われるが、そのほかの例えば収入等との関連などと同様、ヒヤリング等の他の調査により、その原因を探ることは、法律相談のあり方について興味深い示唆が得られるのではないかと考える。

(3) 委任という形での法的サービス提供への評価

法律事務所で弁護士に相談した者は3人に2人が「同じ弁護士に依頼」している。これは、第2章にあるとおり、法律事務所で特定の弁護士に相談する場合には、係争額、問題解決にかかる今後の想定費用や想定期間もふまえたうえで委任に至っていると考えるのが通常であり、またそこには知人等による紹介という経路からある程度の人的関係がすでに醸成されている可能性も指摘でき、法律事務所での相談は、もともと委任を前提としての相談になっている可能性が高い。その割合に評価はわかれるかもしれないが、この経路では、ある程度のサービスは提供されていると評価できると考える。

一方、法律相談センターでの相談者のうち、「担当弁護士に依頼」する者は8人に1人に留まっている。この理由は、法律事務所での相談の場合に委任に至る場合とは逆に、委任を前提としない相談が多いことにもあると同時に、政策としての援助の乏しさや権利保護保険が浸透していないことなど費用の適正な補助がないことも大きな原因であると思われる。仮に、この段階で、本来法的サービスの提供が何らかの理由でなされていない現状があるとすれば、その理由を探り、対策を講じる必要があるだろう。その理由については、ヒヤリング等適正な方法の調査により、さらに正確な理由の把握が可能とも思われる。

従って、法律相談センターでの相談者に対し、法律相談以上の法的サービス提供が充足的であるか否かについては、今後の調査を待つほかないといえよう。

第5章 利用しやすい法的サービスについて

本調査から、弁護士による法的サービスの提供のあり方について、いくつかの示唆を得ることができる。

弁護士のサービスの提供のあり方は、個々人の努力に関わる面も大きいですが、本章では、市民にとって利用しやすい法的サービスについて、主として制度の面について、若干の提言を行うこととする。

1 法的サービスを受ける際の経済的支援の確立

法律相談をしながら、委任に至らない人の属性を検討すると、第3章2(1)でみたとおり、委任率と税込み収入に一定の相関性があることがわかる。

すなわち、法的扶助を受ける対象とほぼ重なる年収400万円未満の収入層、年収400万円以上800万円未満の収入層、年収800万円以上の比較的収入の高い層との中で弁護士委任率に差が生じているのである。

これは、世帯収入に応じた、経済的対応が不足していることを表れであると考えられる。

そこで、法的サービスの利用がより容易になる方策を、世帯収入との関連で考えると、権利保護保険の拡充と法的扶助の範囲の拡大が考えられる。

(1) 弁護士保険(権利保護保険)の拡充

年収が比較的高い層の委任率が低いことについては、第2章で分析したとおりと考えられるが、年収800万円未満の層については、法律扶助の面から考えてみるができる。法的扶助はある程度の効果を発揮しており、援助を受けることができる層は年収に関係なく比較的容易に法的サービスを受けられるが、扶助を受ける層ではないが、年収が高いとまではいえない層が、法的サービスを受けるほどの家計の余裕がないことから、法的サービスを受けることを断念している可能性があると考えられることができる。

これに対しては、権利保護保険の拡充が急務となろう。権利保護保険の利用によって、比較的 low 額の負担で法的サービスの利用が可能となるからである。

権利保護保険加入者は、近年、前年比100%以上の増加率で急速に拡大しており、権利保護保険による弁護士紹介は、加入者の伸び率を上回る増加率で増えている(図表「弁護士保険の運用状況」参照)。これは、保険利用によって、法的サービスの利用が経済的にも心理的にも容易になっていることを示すものであるといえよう。

このように権利保護保険加入者は増え続けているが、2005年において、日本の世帯数は約4956万であるから、世帯当たりの普及率は約2%に過ぎない³⁶。

従って、今後さらに権利保護保険を拡充していくことは、法的サービス提供を容易に

³⁶ 平成17年国勢調査による10月1日現在のわが国の世帯の確定数

するひとつのカギとなろう。

また、このように権利保護保険の加入者が急速な広がりを見せていることから、弁護士会としての対応体制の整備や広報の充実なども考えていかなければならないといえる。

【弁護士保険の運用状況】

2008/3/31 現在

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	合計
協定保険会社数	1	2	2	2	3	4	5	5	
弁護士保険販売件数	7,397	11,488	27,228	288,842	437,270	933,272	4,438,126	5,857,847	
弁護士紹介依頼件数	0	3	6	15	62	189	682	2023	2980

〔注〕1) 弁護士保険販売件数は各協定保険会社から提供を受けた販売件数(概算値での提供を含む。)の合計である。
 2) 弁護士紹介依頼件数は各協定保険会社から日弁連リーガル・アクセス・センターへ弁護士紹介依頼がなされた件数の合計である。

(2) 法的扶助の範囲拡大

法的扶助についても、実際の予算は、他国との比にならないほど低いことは周知の事実である。この事実により法的サービスが受けられなくなっている可能性も指摘できる。例えば離婚事件について代理人関与率は低いですが、これは、法的扶助の基準の中で、離婚事件等が非常に低廉な金額に定められているために、扶助利用の離婚事件を受任できない弁護士が多いことも背景となっている。

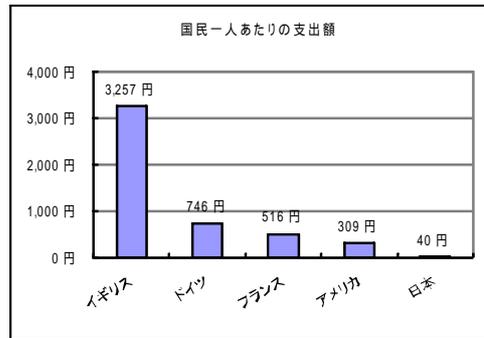
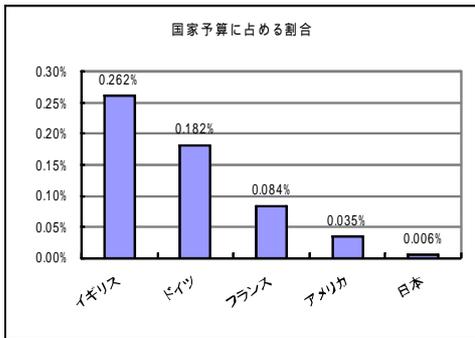
また、扶助基準そのものも、収入がかなり低く設定されていて、本来であれば法律扶助を受けてもいい層が利用不可能となっている実態もあると思われる。

従って、法的扶助の範囲及び予算の拡大の運動を強力に進めるとともに、さらに、そこでカバーできないが、家計に余裕もない層に対する法的サービス提供を可能にするものとして権利保護保険の拡充を目指すべきであろう。

【民事法律扶助事業関連予算の国際比較】

	民事法律扶助にかかる支出額	国家予算に占める割合	国民1人あたりの支出額
英国	1,973億円	0.26%	3,257円
ドイツ	615億円	0.18%	746円
フランス	325億円	0.08%	516円
米国	870億円	0.04%	309円
日本	51億円	0.01%	40円

〔注〕1) イギリス、フランス、ドイツ: 上表の数値は2004年度、1英ポンド=239.96円で換算、non-criminal legal aid expenditureを参照
 2) アメリカ: 連邦政府からのLegal Services Corporation(LSC)への支出額、LSC以外への連邦・州政府支出額等の合計額。上表の数値は2007年度、1米ドル=118.00円で換算。なお、事業費と運営費の区別はしていない。
 3) 日本: 上表の数値は2007年度予算額。なお、民事法律扶助事業費における国庫支出額は不明のため、当該事業費に過去5年間(2001～2005年度)の国庫補助率の平均(42.4%)を乗じた値とした。
 4) 各国国家予算額は、「世界の統計2007」(総務省統計局発行)を参照。



(出典 注 37 参照)³⁷

2 所得控除制度の導入

法的サービスの利用は、市民の権利実現に資するものであり、市民生活においてなくてはならない必要なものである。司法制度改革審議会の意見書は、弁護士を「社会生活上の医師」と位置付け、法化社会の実現を目指してきた。

このことから、法的サービス利用にかかった費用、すなわち訴訟費用、弁護士費用については、無税で利用できる制度があってしかるべきであろう。

従って、医療費控除と同様に、訴訟費用、弁護士費用の所得控除の制度を導入することで、経済的、心理的に法的サービスの利用を容易にすることが必要である。

3 ホームロイヤー制度の普及

本調査においては、比較的家計に余裕のある層でも、現実の問題に対しては自分でやって対応してみると答えた人が多かった。これは、弁護士との人的関係がない場合、費用をかけて法的サービスを受けるにはためらいがあるが、何らかの解決は見いだしたいと考えている層があることの表れであろう。

ホームロイヤーは、市民にとっても比較的低額の負担で、小さな紛争についての相談を繰り返して人的関係を構築していくことで、必要なときに必要な法的サービスを受ける素地が作られるというメリットがある。

従って、これらの層には、例えばいつでも気楽に相談できる「ホームロイヤー」的な弁護士関与を充実させることなどを含め、個人法律顧問契約をより普及させることも十分有用であろう。

³⁷ イギリス、フランス、ドイツ：Table One: Country Data on Legal Aid Spending and Justice Issues. p.11 in John Flood, Avis Whyte, and Sylvie Bacquet. 2005. “Report on international approaches to the defence of indigent persons in criminal cases.”
 アメリカ：Alan W. Houseman.2007.“Civil Legal Aid in the United States An Update for 2007.”
 日本：財団法人法律扶助協会「平成 17 年度事業報告書（2005 年度）」、日本司法支援センター「平成 19 年度予算」中の「民事法律扶助事業経費」

4 少額訴訟への対応（個人で対応可能になるようなキット作成、執行の簡易化など）

少額事件については、想定費用との関係で、比較的法的サービスの利用がなされにくい。

しかし、一方で、この層に対して、職業としての弁護士が赤字を覚悟で法的サービスを提供し続けることは困難である。

この点については、簡易な書類作成だけを低額で代行するなどの制度があるが、実際の利用率は低い。従って、この点については、さらに制度を周知させるための広報努力が求められよう。

また、家事調停手続や民事調停手続等、本人による手続が比較的容易な定型的案件で、係争額が低いなどの理由から弁護士に依頼すると費用倒れになってしまうような事件については、相談者のニーズに対応する方法として、個人申立用の簡易かつ廉価な手続キットを作成して販売する方法などが有用なのではないかと考えられる。

また、これまでの包括委任型の委任スタイルではなく、少額な事件には少額なりのサービスの提供（レディーメイドのサービス提供）もあり得るかもしれない。

この点については、少額事件を抱える人たちへのサーベイなどにより、今後、どのような方策が可能なのか探る必要があるだろう。

5 費用設定の明確化

調査全般を通じて、費用に対する不安は大きなものであった。

一方で、現在、弁護士費用は自由化されており、「料金表」はない状態である。

これに対しては、相談希望者が相談費用についての情報を得やすいようにするため、広報の仕方を工夫する等の対処が必要であり、日弁連でも報酬のリーフレットを配布するなどして、「相場」の周知に努めてはいるが、おそらくまだ不十分なのであろう。

費用の不安を取り除くにはさらにどのような方法があるのか、今後検討が不可欠である。

6 まとめ

われわれは、司法制度の利用者の意見・意識を十分に汲み取り、それを制度の改革・改善に適切に反映させていくことが求められていると考えている。そのため、利用者の意見を実証的に検証していくために必要な調査等を定期的・継続的に実施し、国民の期待に応える制度等の改革・改善を行なっている（司法制度改革審議会意見書「おわりに」）。本報告書は、以上の実証的な調査・検証・検討等を実施したものであり、これらの取組みの第一歩として、「市民の法的ニーズ調査報告書」を取り纏めた。

今後、今回の調査を踏まえて、さらに調査検討を継続し、市民にとって、一番身近な法曹であるわれわれが、分りやすく利用しやすい制度を構築する役割を担うため、全力を尽くす所存である。